

平成28年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究
子どもの貧困と虐待

研究代表者 川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 山野 良一 (名寄市立大学)
田中 恵子 (子どもの虹情報研修センター)
根岸 弓 (子どもの虹情報研修センター)
山邊沙欧里 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成28年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究
子どもの貧困と虐待

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

はじめに

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、国や自治体における子どもの貧困対策が本格的に開始された。地域における民間レベルでの取り組みもさまざまに展開され始めている。家庭の経済的状況が子どもの成長発達に負の影響を残さないように、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、子どもが希望を持って成長していける社会となるように、社会全体での動きが始まっている。

子どもの貧困は、子どもの健康、学力、進路、就職とさまざまな面で影響し、子どもの意欲や希望までも制約してしまうことが多くの調査を基に示されている。その中で、子ども虐待との相関関係についても、その関連性の高さが従来から指摘されてきた。欧米では早くからこの点が問題とされ、多くの調査研究が行われてきた。一方で我が国では、子どもの貧困と虐待との関連に関する調査研究は比較的近年になって発表されるようになり、いくつかの調査も実施されているが、まだ多くはないのが実情である。しかし、家庭の経済的困難と虐待の問題の関連を探り、必要な支援策を検討することは、子どもの健康な成長発達を保障し、子どもの幸せを守る取り組みのうえでも欠かせない課題となっていると言えよう。

ここで、子どもの貧困とは、経済的な困窮を中心として、子どもが一般的に享受できる物質的・社会的・文化的経験をできなくされている状況を指し、具体的には相対的貧困率¹で示されるような貧困線以下で暮らしている状態に置かれている子どもたちを対象としている。しかし、貧困と虐待の関係を検討した論考の多くは、生活保護世帯から非課税世帯まで対象を広げたり、支援者の主観的判断で経済的に困難を抱えている家庭も含めて検討している場合が多い。いずれにせよ、あくまでも経済的な水準を指標として検討しており、単に精神的に貧困な状況などのみを問題にしているものではない。

こうした貧困と虐待の関連性に関する検討においては、相関関係があるのかどうか、それはどのような因果関係で結びついているのか、そしてその悪循環を断つためにどのような支援策が必要なのか、が問題とされるであろう。本文献研究は、これまでの貧困と虐待の関連に関する論考をレビューして、その到達点と課題を明らかにすることを目的に実施することとした。そのため、欧米における文献と我が国における文献とを分け、それぞれについてレビューすることとした。

本報告書が貧困と虐待の問題を今後も継続して検討していく上での基礎資料を提供することができれば幸いである。

¹ 我が国での子どもの貧困率は、国民の等価可処分所得の中央値の半分以下で生活している子どもが子どもの総数に占める割合で示されている。

目 次

はじめに

第1部 児童虐待に関する文献研究：子どもの貧困と虐待

第1章 日本における「子どもの貧困と子ども虐待」に関する文献

(1) 2008年以前の論考	1
(2) 2008年以降の論考	17
(3) 文献リスト	51

第2章 欧米における文献について

(1) 研究方法等	59
(2) レビュー論文	63
(3) 個別リサーチ論文	107
(4) 海外論文についてのまとめ	138

第2部 2016年の児童虐待に関する文献一覧

表1 2016年の児童虐待に関する書籍（和書）	143
表2 2016年の児童虐待に関する書籍（訳書）	144
表3 2016年の児童虐待に関する雑誌特集号	145
表4 2016年の児童虐待に関する論文	152

第1部

児童虐待に関する文献研究

子どもの貧困と虐待

第1章 日本における「子どもの貧困と子ども虐待」に関連する文献

はじめに

日本国内において、子どもの虐待問題を貧困の観点から考察した文献はそれほど多くはない。試みにCiNiiで「児童虐待&貧困」で検索すると、35件の論文が抽出された。また、検索要件を「虐待&貧困」に広げると108件であったが、その中には外国に関する文献も含まれていた。

上記の検索で得られた論文に加え、検索では抽出されなかった論文や取り寄せた論文に参考文献として紹介されていた文献にも視野を広げ、検討対象となる文献をまとめたのが章末の文献リストである。

本稿では、文献リストに示した論文を整理し、そこで述べられている論点を紹介しながら、日本における「子どもの貧困と子ども虐待」問題に対する議論をあとづけ、今後の議論の展開に資する情報を提供したいと考える。

その際に、2008年を境として大きく二つの群に整理して検討したい。2008年はリーマンショックにより日本国内で格差と貧困の問題が大きく取り上げられた年であり、子どもの貧困に関する論考が多く発刊されて「子どもの貧困発見元年」とも呼ばれている年である。「子どもの貧困と子ども虐待」に関する論考も2008年から後に目にするものが多くなった。その意味で画期となった年であると考ええる。

なお、本文中で文献1、調査1等と示しているのは、章末の文献リストに対応した番号である。

(1) 2008年以前の論考

①虐待の原因論の中で「貧困」にも触れている文献

2008年以前の文献は少ないが、萌芽的な問題意識を提示した文献が散見される。それらは、虐待の原因あるいは要因を広く検討したもので、その中で「貧困」の観点も盛り込まれているという文献である。それらの論考は何らかの調査データをもとに論述するというよりも、概念として整理したものが多。

知りえた最も早い文献として、高玉和子(1992年、文献1)がある。同論文は「児童虐待の原因」についての考え方を整理しようとしたものであり、「児童虐待の構成要因」として「(1)社会経済的要因、(2)家族関係におけるストレス的要因、(3)幼児期体験をはじめとする生活史的要因」をあげ、それぞれについて触れている。論文の結論は、「児童虐待の原因と、原因と直接、間接に結び付く誘因について整理してみたが、以上の検討から児童虐待問題を考える上で重要なことは、虐待原因や誘因の検討は、現象面に現れた直接的な理由に限定することではなく、なるべく時間的にも、人間関係のうえでも、長く幅広い考察を進めることが必要である。虐待に直接に結び付く因果関係を検討しただけでは、虐待問題の本当の姿は見えてこないのではないか、と思う。」と結んでいる。虐待の直接

的な原因だけを論じるのではなく、幅広い背景の理解が必要だという主張としてうなづける。当時の全体的な論調として、保護者の精神的、あるいは成育史的な要因を強調する場合が多かったという事情があるものの、社会経済的要因に触れていることが注目される。

中谷茂一（2001年、文献3）は、虐待の現状を厚生労働省や警察庁の統計を中心に解説している。その中で「虐待発生の環境要因」について触れており、「核家族要因」「非階層発生」「虐待連鎖の神話」の三つのキーワードを取り上げて、それらには根拠がないことをいくつかのデータから論じている。中谷は、子どもの虐待防止センターによる調査（『首都圏一般人口における児童虐待の調査報告書』1999年）の中から、世帯の収入と虐待傾向について紹介している（図1参照）。中谷は、「900万円以上の高額収入層から300万円未満まで、幅広い層で「虐待群」「虐待傾向群」が存在しているが、300万円未満は実数4なので考察から外すとしても、低所得層に「虐待群」が多い傾向があることが本調査結果では明らかになっている。」と述べている。

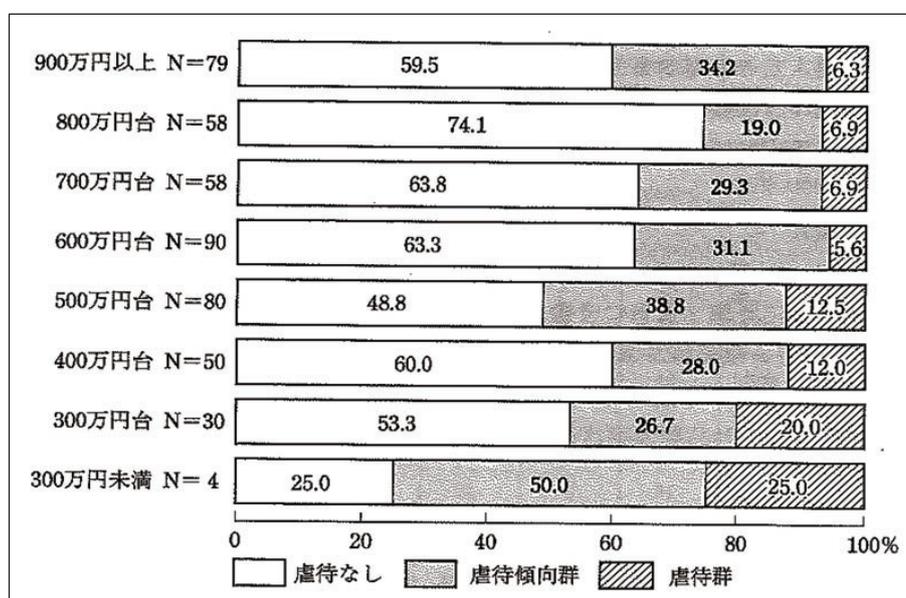


図1 世帯の収入と虐待傾向（子どもの虐待防止センター『首都圏一般人口における児童虐待の調査報告書』1999年、中谷茂一「統計でみる子ども虐待の実態」高橋重宏編『子ども虐待』（有斐閣2001年）に掲載）

大村紀子ら（2003年、文献4）は、子ども虐待を歴史的に俯瞰して、かつては「社会病的児童虐待」として日常的に行われていた面があるが、現代では子どもの人権を認める社会における「家族病的児童虐待」が問題になっているとして、その虐待者が主として母親であることに着目し、虐待の背後にある要因を4点あげている。すなわち、①ふたりっこ世代（子どもの数が少なく子どもと接する機会が減少している状況）、②母親の育児負担、③核家族の中の孤立化、そして④貧困である。貧困そのものが人の心をいらだたせゆとりを失わせ、その結果ストレスがたまり弱者を攻撃してしまうことを指摘している。

この時期の論考は、以上に取り上げた文献のように、虐待が起こる要因について、データを提示すると言うよりは考え方を整理して示す論考が主であった。一方、早い時期から子ども虐待の社会経済的な要因について問題提起した文献として、上野加代子（1998年、文献2及び2007年、文献7）がある。

文献2は、アメリカのリーロイ・ペルトン、デイビット・ギルとの共著論文となっており、アメリカでの虐待対応の「陥穽」について述べている。すなわち「児童保護機関によって提供される、虐待・放置のケースに対するサービス内容といえ、・・・(中略)。子どもとその家族を取り巻く生活条件を引き上げるよりも、個人や家族の内面を変えていくことで問題を解決しようとする対策努力の継続は、今後において、はたしてどれほどの効果が期待できるであろうか。」と問題提起し、「現場の児童保護ワーカーの任務も、児童虐待関連表の定めるところによって、家族の援助よりも家族の調査や虐待の判定のほうに重心が移ってしまっている。しかし、ソーシャルワークの存在理由は「援助」にある。」と懸念を表明している。そして、「アメリカでは、児童虐待・放置が、子どもの貧困と別の問題として扱われてきた結果、両方の解決に失敗している。養育者の態度や性格を矯正したり家族を治療しようとする前に、問題がそもそも帰属する社会政策のあり方がもっと問われていいはずである。」と結んでいる。

文献7では、日本で進められている虐待防止対策を「ジェンダー及び経済階層の点から批判的に検討」することを目的としている。そしてアメリカの虐待対応の歴史を例にとりながら、虐待の原因を個人の心理的問題としてとらえる原因論を批判し、全米調査における家族収入と虐待との強い相関関係を示している。そして、「そもそも児童虐待と経済困窮の概念が重複している」ことを指摘し、「むしろ社会的経済的な問題であるはずのものが、個人の問題であるとされ、個人によって回避されるべきという前提をとっている」リスクアセスメントの問題を指摘する。その上で、「この前提のもとに、リスク項目は個人の資質を問うものになり、行政の対策も個人の心理的・性格的問題へと向けられている。経済的なニーズがある家族に対して、経済援助ではなく、カウンセリングやセラピーを行うという、ニーズとサービスとの不一致が正当化されてしまうのである。」と警句を述べている。

そこで今後の対策としては、「社会保障の充実策をともなった「育児の社会化」のほうが進められなければならない」として、「保育所を増設した十分な施設ケア、日常的な家庭派遣のホームヘルプ事業で、育児の選択肢を増やし」ていくことや「十分な雇用の供給や福祉手当の支給による一定収入の確保策、そして普遍主義的な育児サービスの提供」などを通じて、「育児サービスを社会保障に明確に組み込む」ことが「市場サービスを購入できない低所得層の子育てにとくに有益」であると主張し、社会福祉の基盤整備の充実を求めている。このように具体的な施策まで踏み込んで訴えていることが注目したい。

星野信也（2004年、文献5）は、ユニセフイノチェンティ研究所のレポートカード5「豊かな国々における児童の虐待死」を紹介しながら、子ども虐待と子どもの貧困の問題に触れている。そして、「経済的な「児童の貧困」が児童虐待の重要な要因として他の要因に重なっていることには疑問の余地がなく、この問題への適切な施策を抜きにして児童の虐待予防を論ずることは出来ない。」と断じている。我が国での子どもの貧困対策が始まる前の時点での指摘として注目したい。

川上輝昭（2007年、文献8）は、「児童虐待の原因を経済的貧困と教育的貧困の両面から考察」しよ

うとしている。経済的貧困の視点からは、リストラや非正規雇用の拡大といった労働市場の不安定化を現代の貧困ととらえ、そのこととの関連性の考察を試みている。また川上のいう教育的貧困とは、「経済的貧困という事態に直面した場合に家族を守るために生活基盤を再構築していくための生活力が不足又は欠如している状態」と仮定している。

川上は虐待件数の年度別推移と失業者数及び失業率の推移を照合し、両者の増加が相関していることを指摘する。ただ、虐待対応件数の増加要因としては、市民に周知されたことで発見・通告が増えたという見方が一般的であり、同時に起こった失業率の推移との関連性があるとまで言い切れるかどうかは疑問が残る。

続けて川上は、いくつかの個別事例をとりあげて検討し、「生活資金の窮乏が虐待を招いている」と読み解いている。あわせて、「核家族の孤立、つまり地域における近隣関係の希薄化」も現代社会の深刻な貧困の一面であると指摘する。その上で、児童手当や児童扶養手当の拡充を訴え、教育内容の見直しや就労支援(特に0歳から小学生の保護者を対象に)が虐待防止対策になると述べている。「現に生活苦にあえいでいる子育て中の家庭に対しては、金銭による援助が最も有効である。さらに雇用支援として優先雇用制度の具体化も重要である。つまり当面の支援策と中・長期的な支援策とが有効に機能してこそ児童虐待防止の展望を得ることができる。」とし、また「家庭の危機的状況に際して公的保護を受けることができるという制度の基本理解を促すための工夫が必要である。そのためには行政機関の働きかけはもとより、学校教育の段階から正しい情報を伝え、実際の場で活用できる知識を養っておくことが重要である。」と指摘している。子ども虐待の問題を保護者の就労の問題と絡め、また、社会的孤立の視点を合わせて指摘し、社会的支援に関する周知を教育の場で進めるべきことを述べている点は括目される。

②現場からの報告

この時期に児童相談所の事例を通して実証的に検討した報告として、益田早苗ら(2004年、文献6)がある。

本論文は、「児童虐待に対する効果的な未然防止策」のためには、「虐待の発生および背景要因など根源的な問題をきめ細かく分析し、より実態に即した対応策を立てる」ことが必要との問題意識から、青森県という特定地域における実際の事例を統計的に分析している。青森県の児童相談所の協力のもと、1994年から2001年までの8年間の事例における、虐待する親のリスク要因を分析したものであり興味深い。この間の虐待事例数は、家族数で589件であった。

調査項目は11項目にわたり、「虐待する親の特定」「親の年齢」「夫婦等世帯の形態」「離婚経験の有無」「経済的状況」「生活保護受給状況」「夫婦関係の問題」「親の心理・社会的問題」「同居家族・親族等による子育ての援助等の有無」「周産期の母子関係における問題」「親等の被虐待歴の有無」である。

そのうち、経済的困窮の割合は63.7%と高かった。「経済的困窮あり」では「経済的困窮なし」に比べてネグレクトの割合が高く、「経済的困窮なし」は「経済的困窮あり」に比べて身体的虐待の割合が高く、両者間には有意な差が見られた。なお、生活保護の受給割合は17.7%と高率であった。

家族形態では、母子世帯が27.0%、父子世帯が10.5%、未婚が5.6%とひとり親世帯の比率が高かつ

た。そのひとり親世帯ではネグレクトが50.7%と高かった。なお、内縁が5.4%、再婚家庭が16.3%把握されており、継父・継母家庭では身体的虐待の割合が高いことを指摘している。また、離婚経験ありが57.3%となっており、異父母兄弟姉妹との同居は14.2%あった。論文では、再婚等の家族への子育て支援の必要性を指摘している点に先見性があると感じる。DV ケースは28.7%あり、DV ケースでは身体的虐待と性的虐待の割合が高いことも指摘している。

まとめとして、「虐待家庭における経済的困窮は最も大きな要因となっていた」と記している。そしてこのような経済的困窮や家庭問題を中心とした要因が存在する虐待を「古典的虐待」と分類し、それに対して、近年叫ばれている育児不安や育児によるストレス、高学歴・高収入の家庭における過干渉などを「近代的な虐待」として、後者は少なかったと述べている。その上で、児童相談所の相談事例は古典的な虐待事例が多いが、民間の相談機関には近代的な虐待が多く寄せられるとして、さまざまなレベルの相談内容を受けていくために、多様な相談機関が必要であると結んでいる。「古典的虐待」と「近代的な虐待」という区分とその対応機関に関する考え方について、必ずしもそう言えないのではないかという疑問が残るとしても、実証的に子ども虐待の背景を分析した研究として貴重な情報を提供する研究であろう。

③関連する調査データ

2008年までの間に実施されたいくつかの実態調査で、子どもの貧困と虐待の関連性をうかがわせるデータが報告されている。この節では、それらの調査を紹介する。

i) 岩井宜子・内山絢子・佐藤典子・宮園久栄「わが国における児童虐待の実態」

(萩原玉味・岩井宜子他編『児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて』多賀出版、1998年)【調査1】

本書では、愛知県、大阪府、大阪市、鹿児島県、静岡県、埼玉県の5県27児童相談所において、1992年1月から1994年3月末までに扱った事例のうち、「社会福祉業務報告(厚生省報告例)」に報告された虐待事例についてアンケート調査を実施し、収集した419事例について分析している。同時期に東京の児童虐待防止センターで扱った42事例についても比較のため取り上げている。本調査における虐待の分類は興味深い。すなわち以下の分類となっている。

1. 性的虐待(ほかの虐待を受けているものを含む) 35件
2. 身体的虐待のみを受けているもの 156件
3. 身体的虐待及びその他の何らかの虐待を受けているもの = 身体的虐待 + その他の複合的な虐待 122件
4. 身体的虐待、性的虐待が含まれないもの = それ以外の虐待 107件

この分類を見ると、性的虐待と身体的虐待を中心として分類しており、心理的虐待やネグレクトのみが見られる事例は4の分類に含んでいると言える。

その調査データから、まず虐待者の学歴を見てみよう。

表1 虐待者の学歴（岩井宜子・内山絢子・佐藤典子・宮園久栄「わが国における児童虐待の実態」
（萩原玉味・岩井宜子他編『児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて』多賀出版）から）

	性的	身体的	身体+その 他	それ以外	合計	虐待防止セ ンター
実人員	35	156	121	107	419	42
中卒	48.6	25.0	36.4	41.1	34.3	0.0
高校中退	2.9	9.0	6.6	4.7	6.7	2.4
高卒	2.9	10.9	17.4	11.2	12.2	33.3
短大、専門学 校中退	0.0	1.3	0.0	0.9	0.7	7.1
短大、専門学 校卒	2.9	2.6	1.7	1.9	2.4	2.4
大学卒	0.0	0.6	5.8	1.9	2.4	23.8
不明	45.7	49.4	31.4	37.4	40.6	26.2
無回答	0.0	1.3	0.8	0.9	1.0	1.3

総じて学歴が低いことがわかるが、特に性的虐待で中卒が多くなっている。本書では、1974年に高校進学率が90%を超えていることに触れて「全体として、低学歴が大きな特徴を示すといえる。」と指摘している。虐待防止センターに来た相談と比べて学歴に大きな相違があり、当時の児童相談所が受けた虐待相談の特徴が明瞭に出ている点が興味深い。

続けて両親の状況について見てみる。

表2 両親の状況（出典は表1に同じ）

	性的	身体的	身体+その 他	それ以外	合計	虐待防止セ ンター
実人員	35	156	121	107	419	42
実父母	34.3	35.3	31.4	33.6	33.7	50.0
父実母継	2.9	10.9	13.2	9.4	10.5	7.1
父継母実	40.0	18.6	19.8	8.4	17.7	14.3
父継母継	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2	4.8
なし	0.0	3.2	1.7	1.9	2.4	0.0
実父のみ	20.0	16.0	6.6	9.4	11.9	4.8
実母のみ	0.0	15.4	25.6	37.4	22.7	19.1
継父のみ	2.9	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
継母	0.0	0.6	0.8	0.0	1.0	0.0

このデータも興味深い。実父母がそろっている割合は、どの虐待累計でも 30% 台で、虐待防止センターの事例の 50% に比べて著しく低い。本書では、「実父母率が低いのは、児相事例の特徴であるともいえる。」と述べている。一方、実父のみと実母のみの比率が高いことが特徴である。本書では、厚生省の全国母子世帯等調査で父子世帯が 0.3%、母子世帯が 1.5% 前後であったことと比較して、「父子家庭（とくに性的虐待）、母子家庭の占める割合が高いと言える。」と指摘している。「それ以外」での実母のみの比率の高さが目立っているが、この中にはネグレクトが入っていることと関連があると思われる。

次に、経済状況について取り上げる。

表 3 経済状況（出典は表 1 に同じ）

	性的	身体的	身体+その他	それ以外	合計	虐待防止センター
実人員	35	156	121	107	419	42
生活が困窮している	54.3	46.8	54.6	57.9	52.5	21.4
ふつう	25.7	33.3	33.9	28.0	31.5	66.7
生活が裕福	2.9	3.2	3.3	0.9	2.6	11.9
不明	11.4	9.0	5.0	4.7	6.9	0.0
その他	2.9	3.2	0.8	6.5	3.3	0.0
無回答	2.9	4.5	2.5	1.9	3.1	0.0

この表でも、虐待防止センターの事例との相違が興味深い。このデータを受けて、本書では次のように述べている。「一般家庭の約 9 割が生活程度は「中」の階層に帰属するといわれている今日、生活程度が「下」の最下層を占める割合は 7% 前後にすぎない（総理府「国民生活に関する世論調査」）。本調査における虐待者の経済的状況の悪さを示すと同時に、この経済状況の悪さが、虐待を顕在化せしめ、児童相談所が介入する要因となっているのか検討を要する。」このように、一般家庭の低所得比率に比べて、虐待者の低所得比率が高いことを指摘する一方で、低所得のゆえに発見率が高いのかどうかを検討する必要について触れている。

2000 年代に入って国民生活一般の家計状況が悪化するが、それ以前の社会状況の中では、児童相談所につながった虐待事例の生活基盤がぜい弱であったことがうかがえる。ただ、本書が最後に指摘していた点について検討する論文は、以降も見出すことができない。

最後に虐待者の勤務状態のデータを取り上げておきたい。

表4 虐待者の勤務状態（出典は表1に同じ）

	性的	身体的	身体+その他	それ以外	合計	虐待防止センター
実人員	35	156	121	107	419	42
常勤	60.0	34.0	21.5	14.0	27.5	21.4
パート	5.7	6.4	17.4	16.8	12.2	19.0
家の手伝い	0.0	0.6	0.8	1.9	1.0	0.0
その他	5.7	3.9	5.0	1.9	3.8	0.0
無職	17.1	35.9	39.7	51.4	39.4	45.2
自営	5.7	0.0	5.8	4.7	3.3	0.0
無回答	5.7	19.2	9.9	18.5	12.9	14.3

ネグレクトが占める割合が高いと思われる「身体+その他」と「それ以外」で、無職の割合が高くなっていることが注目される。

以上のように、本調査では児童相談所が対応した虐待事例における、学歴の低さやひとり親家庭の比率の高さ、経済的困窮度の高さ、就労状況の不利などが顕著に表れている。広範囲の自治体からこのようなデータを収集した初期の調査であり、分類のユニークさからも注目すべき報告であろう。

本書のまとめでは以下のように記載している。「児童虐待研究の第一人者であるケンプ等は、虐待はいくつもの要因が累積したときに起き、単一の原因で起こるものではないと述べ、虐待が起きる条件として以下の4条件を挙げている。すなわち、1) 虐待を起こしやすい親、2) 生活のストレス、3) 社会的孤立、4) 虐待を受けやすい子ども、の4つである。(Kempe,C.H., and Helfer,R.E., The Battered Child IV ed. The Univ, of Chicago Press, pp.81-114.1987.) 今回、児童相談所における児童虐待例の調査において、これらの要因がどういう形で我が国において存在しているのかを探ろうと試みた。その結果、虐待を起こしやすい親の像として、実父母のそろっている家庭が少ないという欠損状況、経済的困窮、学歴の低さ、失業や不安定な職業の多さ、アルコール中毒・依存等が顕著にみられ、それ自体が生活のストレスを生み、社会的孤立を招いているという様相が見られた。」このように本調査研究では、虐待事例の背景に複合的な要因が働いていることをデータを基に指摘している。

ii) 2003年厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察」（分担研究者 中谷茂一）【調査2】

本調査報告書は、3都道府県の17児童相談所において、2002年度に「児童虐待」として一時保護が実施された事例501ケースについて、被虐待児及び家族背景に関する分析をし、援助内容との関連について考察したものである。対象が一時保護されたケースであるため、虐待の重症度は比較的高いと考えられる。

まず世帯類型を見ると、父母と子が約41%なのに対して、母子・父子の世帯が合わせて約37%と高い比率となっている（表5）。また、母子と内縁の夫の世帯が9%あることも注目される。親の最終

学歴（中退を除く）では、父親の中卒が23%、母親の中卒は約37%と高い比率になっている（表6）。（無回答を除き再計算すると、父親の中卒は39%、母親の中卒は51%にもなる。）

親の雇用形態では、父親の正社員・正職員の比率が約44%であり、母親の場合はパート・アルバイトが約30%と高くなっている。また、母親の無職は約49%にもなる（表7）。親の転職状況も尋ねており、父母ともに約27%が頻繁に転職していることがわかる（表8）。

表5 世帯類型（「児童相談所が対応する虐待 家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察」〔平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）分担研究報告書（分担研究者中谷茂一）から）

	実数	%
父母と子	204	40.7
母子のみ	156	31.1
父子のみ	28	5.6
父母と子と祖父・祖母	9	1.8
母子と祖父・祖母	11	2.2
父子と祖父・祖母	4	0.8
母子と内縁の夫	45	9.0
父子と内縁の妻	2	0.4
その他	42	8.4
合計	501	100.0

表6 親の最終学歴（中退を除く）（出典は表1に同じ）

	父		母	
	実数	%	実数	%
中学校	74	23.0	172	37.4
高等学校	75	23.3	135	29.3
専門学校・各種学校	13	4.0	21	4.6
短大・高専	2	0.6	8	1.7
大学	24	7.5	4	0.9
大学院	2	0.6	1	0.2
無回答	132	41.0	120	26.1
合計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表7 親の雇用形態（出典は表1に同じ）

	父		母	
	実数	%	実数	%
正社員・正職員	143	44.4	24	5.2
契約社員・嘱託社員	40	12.4	26	7.8
パート・アルバイト	20	6.2	139	30.2
自営業・家族従業	44	13.7	12	2.6
法人・団体の経営者・役員	3	0.9	0	0.0
自由業・フリーランス	8	2.5	9	2.0
無職	37	11.5	227	49.3
その他	7	2.2	18	3.9
無回答	20	6.2	5	1.1
小計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表8 親の転職状況（出典は表1に同じ）

	父		母	
	実数	%	実数	%
頻繁に転職している	86	26.7	122	26.5
頻繁に転職していない	160	49.7	174	37.8
不明	64	19.8	121	26.3
無回答	18	5.6	43	9.3
小計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

経済状況では、生活保護が約20%、市町村民税非課税世帯が約19%、所得税非課税世帯が約6%と、経済的困難を抱える家庭は合わせて約45%となる（表9）。

表9 経済状況（出典は表1に同じ）

	実数	%
生活保護	99	19.8
市町村民税非課税	96	19.2
所得税非課税	29	5.8
所得税課税	118	23.6
不明	154	30.7
無回答	5	1.0
合計	501	100.0

表10 世帯類型と経済状況のクロス表（出典は表1に同じ）

項目	生活保護	市町村民税 非課税	所得税 非課税	所得税 課税	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	11(7.0)	27(17.4)	8(5.1)	69(44.5)	40(25.8)	155(100.0)
母子のみ	57(45.9)	26(20.9)	6(4.8)	10(8.0)	25(20.1)	124(100.0)
父子のみ	5(20.8)	2(8.3)	0(0.0)	6(25.0)	11(45.8)	24(100.0)
その他	1(2.1)	14(30.4)	2(4.3)	8(17.3)	21(45.6)	46(100.0)
母子と内縁の夫	2(5.0)	15(37.5)	3(7.5)	10(25.0)	10(25.0)	40(100.0)
三世帯家族	4(18.1)	2(9.0)	2(9.0)	5(22.7)	9(40.9)	22(100.0)
合計	80(19.4)	86(20.9)	21(5.1)	108(26.2)	116(28.2)	411(100.0)

世帯類型と経済状況のクロス表では、母子世帯の生活保護率が約46%と高く、父子世帯でも約21%となっている。逆に母子世帯での課税世帯は8%である。また、母子と内縁の夫の世帯で、市町村民税非課税世帯が約38%であることも注目される（表10）。

このように本調査では、虐待の問題があって一時保護された家庭の背景が自治体の枠を超えて調べられ、詳細に分析されている。そして、経済的困難を抱えた家庭の比率が高いことや、ひとり親家庭の比率が高いこと、そのひとり親家庭での経済的困難が顕著にみられていることなどが明らかになっており、注目される報告書である。

iii) 東京都福祉保健局『児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク—』（2005年12月）【調査3】

東京都では、2003年度に都内全11児童相談所が受理した虐待相談事例2,481件について調査分析を行い、2005年12月に報告書としてまとめて発表している。タイトルにⅡとあるように、4年前の2001年10月に『児童虐待の実態』を公表しており、そのデータとの比較を合わせて行っている。

その中から家庭背景についていくつか紹介してみよう。まず家族形態である。

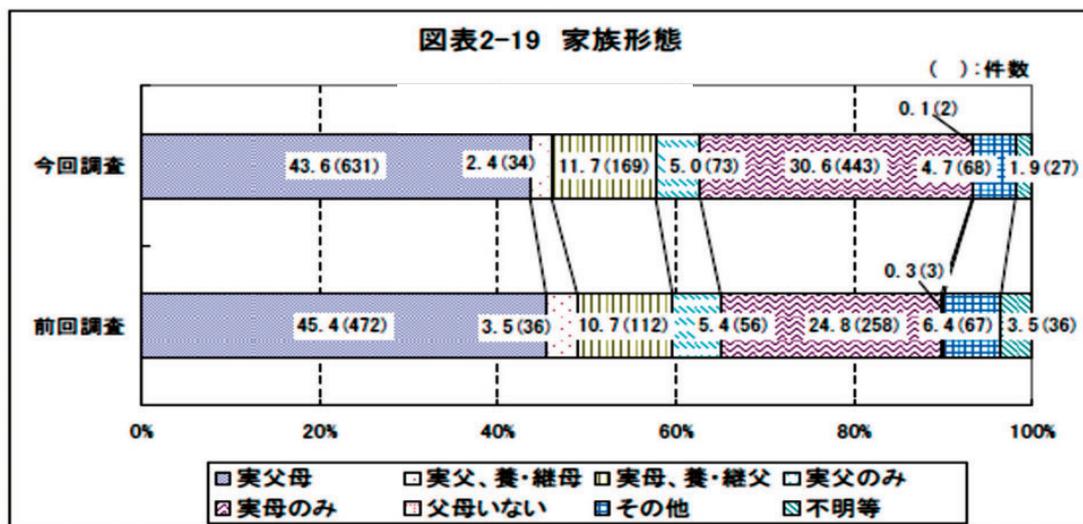


図2 家族形態（東京都福祉保健局『児童虐待の実態Ⅱ』2005年12月から）

「実父母」のある家庭が43.6%である一方で、「実母のみ」の家庭が30.6%、「実父のみ」の家庭が5.0%であり、ひとり親家庭が35.6%と高い比率となっている。ひとり親家庭の比率は、前回調査(2001年)の24.8%に比べて高くなっている。報告書によると、2003年度の都全体のひとり親家庭は全世帯の7.3%であるとされており、それに比べると著しく高い比率である。なお、「実母と養・継父」の家庭が11.7%と高い比率であることにも着目したい。

虐待者の就労状況については、実父では「定職」が55.5%、「転職が多い」が10.3%であり、仕事をしているものは合わせて67.7%であった。「都全体の男性の有業率81.6%と比べて、実父の有業率が低いことがわかります。」と記載されている。一方実母の場合は、「定職」「パート」などを含めて

仕事をしている者が38.4%に対して、「家事専念」と「無職」を合わせて47.7%であり、「都全体の女性の有業率46.3%と比較しても実母の有業率は低く、前回調査時に引き続き、家で子どもと一緒にいる時間の長い保護者のリスクが高いことがわかります。」と述べている。

次に、虐待につながったと思われる家庭の状況について、担当児童福祉司から複数回答で聞き、前回調査と比較したものが図3である。

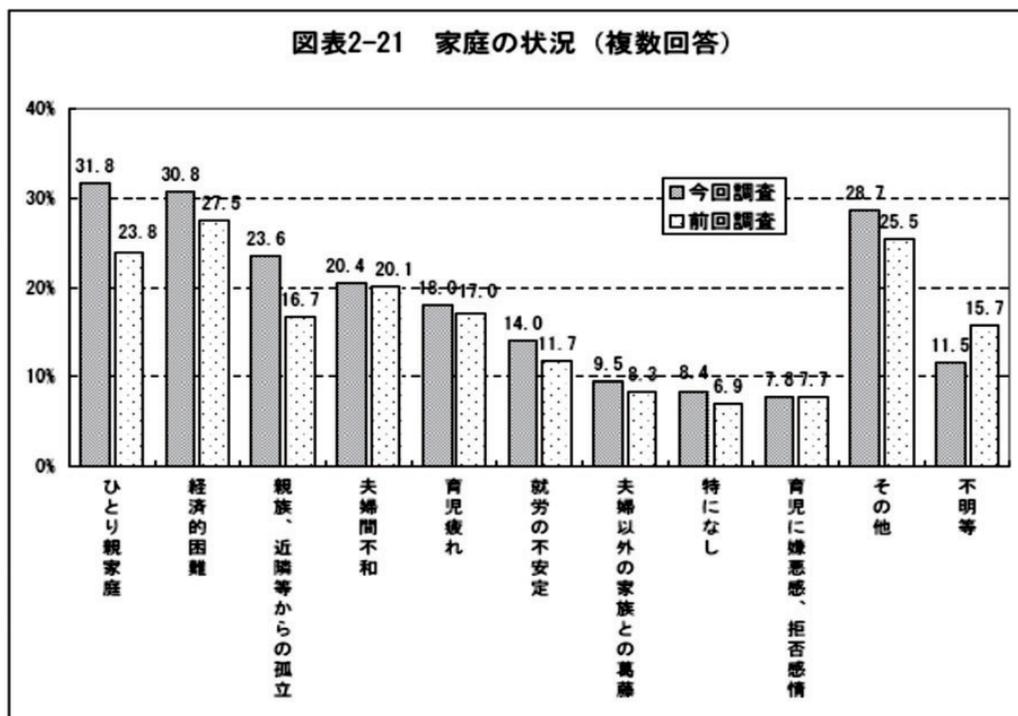


図3 家庭の状況（複数回答）（出典は図2に同じ）

家庭の状況として高い比率となっているのが、「ひとり親家庭」「経済的困難」「親族、近隣等からの孤立」である。「ひとり親家庭」と「親族、近隣等からの孤立」は前回調査に比べて比率が大きく高まっている。

報告書では、家庭の状況の上位5つについて、複数回答のため他に合わせて見受けられる状況の上位3つを示しているのが注目される。

表 11 家庭の状況に合わせて見られる他の状況（出典は図 2 に同じ）

<今回調査>

家庭の状況		あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭 460件 (31.8%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 就労の不安定
2	経済的困難 446件 (30.8%)	① ひとり親家庭	② 孤立	③ 就労の不安定
3	孤立 341件 (23.6%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 就労の不安定
4	夫婦間不和 295件 (20.4%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 育児疲れ
5	育児疲れ 261件 (18.0%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 孤立

<前回調査>

家庭の状況		あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	経済的困難 286件 (27.5%)	① ひとり親家庭	② 就労の不安定	③ 孤立
2	ひとり親家庭 248件 (23.8%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 育児疲れ
3	夫婦間不和 209件 (20.1%)	① 経済的困難	② 孤立	③ 育児疲れ
4	育児疲れ 177件 (17.0%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 孤立
5	孤立 174件 (16.7%)	① 経済的困難	② ひとり親家庭	③ 育児疲れ

表 11 に見るように、「ひとり親家庭」「経済的困難」「孤立」「就労の不安定」といった要素が、いずれの場合にも合わさって虐待の背景となっていることがうかがえる。「夫婦間不和」や「育児疲れ」においても、上記の要素が背景に合わさっていることがわかる。前回調査と順位の入替わりはあるが、同様な要素が複合的に重なり合っている傾向が見て取れる。特に「孤立」の要素が経済的背景や家族形態の不利と重なり合っていることが注目される。なお、本調査における生活保護の受給率は 15.3%となっていた。

以上のように、本調査は東京都という一自治体の調査報告ではあるが、虐待事例の背景を詳細に分析しており、虐待問題の家庭背景を知る上で貴重な資料を提供している。

iv) いくつかの全国調査から

子どもの貧困と虐待の関係に関する直接的なデータが得られるわけではないが、2008 年以前に全国的な調査がいくつか実施されているので、それらを紹介しておきたい。

まずは、1983 年に財団法人日本児童問題調査会が行った『児童虐待一昭和 58 年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として』である。この調査は 1983 年 4 月 1 日から 1984 年 3 月 31 日までに全国の 164 児童相談所が受理した児童虐待ケースを対象とした分析である。回収ケース数は 416 件であった。

表 12 同居の家族構成(財団法人日本児童問題調査会『児童虐待—昭和 58 年度・
全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として』1985 年 1 月)

	身体的暴行	保護の怠慢・拒否	性的暴行	心理的虐待	計
1. 純粋核家族	54.2	29.7	47.8	35.2	45.4
2. 他の家族員がいる核家族	—	—	—	2.9	0.2
・ 核家族計	54.2	29.7	47.8	38.1	45.6
3. 祖父母のいる三世代家族	1.3	—	—	—	0.7
4. 祖父のみの三世代家族	—	—	—	—	—
5. 祖母のみの三世代家族	2.6	2.7	—	—	2.1
・ 三世代家族計	3.9	2.7	—	—	2.8
6. 純粋父子家族	20.6	17.1	34.7	23.5	21.6
7. 他の家族員がいる父子家族	2.2	4.5	8.6	2.9	3.6
・ 父子家族計	22.8	21.6	43.3	26.4	25.2
8. 純粋母子家族	9.8	32.4	—	20.5	15.6
9. 他の家族員がいる母子家族	4.4	6.3	6.5	8.8	5.5
・ 母子家族計	14.2	38.7	6.5	29.3	21.1
・ 片親(父子+母子)家族計	37.0	60.3	49.8	55.7	46.3
10. その他	4.4	3.6	2.1	5.8	4.0
不明	—	3.6	—	—	0.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 「三世代家族」とは、父母の同居している場合で、父または母がいない場合の三世代は、「7.他の家族員がいる父子家族」、「9.他の家族員がいる母子家族」に入れてある。

表 13 家計の状態(出典は表 12 に同じ)

	身体的暴行	保護の怠慢・拒否	性的暴行	心理的虐待	計
1. 今の収入で充分	16.1	4.5	6.5	26.4	12.7
2. 貯金はできない	20.6	19.8	13.0	29.4	20.1
3. 時々赤字になる	22.8	18.0	28.2	17.6	21.6
4. とても足りない	31.8	45.0	43.4	26.4	36.2
不明	8.5	12.6	8.6	—	9.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 14 家族の問題(出典は表 12 に同じ)

	身体的暴行	保護の怠慢・拒否	性的暴行	心理的虐待	計
1. 経済的問題	53.4	68.5	63.0	50.0	57.9
2. 父親の転職の多さ	30.5	37.8	37.0	26.5	32.9
3. 母親の転職の多さ	4.0	10.8	6.5	—	5.8
4. 住居の問題	15.2	23.4	17.4	8.8	17.3
5. 老人の介護	1.8	4.5	2.2	—	2.4
6. 家族員の病弱や障害	18.8	6.3	13.0	8.8	13.9
7. 家族関係の不和	47.5	55.9	47.8	50.0	49.8
8. 育児の大変さ	25.6	25.2	19.6	20.6	24.3
9. 育児の忌避	18.8	45.9	10.9	5.9	24.0
10. 育児上の差別	25.6	10.8	6.5	35.3	20.2
11. その他	10.8	6.3	26.1	23.5	12.5
12. 特にない	3.1	0.9	4.3	—	2.4
不明	0.9	2.7	2.2	—	1.4

表 12 からはひとり親家庭が 46.3% と高い割合であることがわかる。とりわけ「保護の怠慢・拒否」では 60.3% である。また表 13 からは、総じて家計状態が悪いことがわかり、「保護の怠慢・拒否」と「性的虐待」での「とても足りない」の比率の高さが目立っている。さらに、表 14 からは、「経済的問題」の割合の高さが見られ、特に「保護の怠慢・拒否」でその割合が高い。

このような家庭基盤の脆弱さは、現在の虐待事例よりも当時の方がより高い割合であることが感じられる。

次に全国児童相談所長会が 1988 年に行った、『子どもの人権侵害例の調査』を取り上げる。この調査は、1988 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに全国の児童相談所が新規受理したケースで、人権侵害が認められたケースまたは人権侵害が疑われたケース（継続中のケースでこの期間中に人権侵害の事実が判明したものを含む）を対象として分析している。167 児童相談所のうち該当事例がなかった児童相談所 22 か所を除く 145 児童相談所から回答があり、事例数は 1039 事例であった。質問項目に家庭の状況を聞く質問はほとんどなかったが、家族形態を聞いているので表 15 に示す。

表 15 家族形態（全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査」『全児相通巻第 47 号』（1989 年 3 月）から）

	身体的暴行	棄児・置去り	保護の怠慢	性的暴行	心理的虐待	登校禁止	計
実 父 母	79	34	104	12	13	6	248
実父・継養里母	26		16	1	15		58
継養里父・実母	57	11	23	16	3	2	112
継 養 里 父 母	6	1	4	2	1	1	15
実 父 の み	47	19	69	8	15	10	168
継養里父のみ	2	2	2	2			8
実 母 の み	47	101	146	3	16	7	320
継養里母のみ	2		3		1		6
父 母 い な い	8	32	23	4	4	2	73
不 明	1	29	1				31

この調査における虐待種別の分類は、「身体的暴行」「棄児・置去り」「保護の怠慢」「性的暴行」「心理的虐待」「登校禁止」の 6 分類となっている。表 15 に見るように、母子世帯の数が多く、父子世帯もまた多い。ひとり親世帯の割合を計算すると 48.3% にのぼっている。「棄児・置去り」での母子世帯の多さが際立っている。

最後に、やはり全国児童相談所長会の 1996 年の調査を紹介したい。1988 年調査の 8 年後に全国児童相談所長会は『全国児童相談所における家庭内虐待調査』を実施した。全国 175 児童相談所が 1996 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに新規受理したケースを対象とし、2061 件が報告された。虐待種別は現在と同様となっている。

表 16 家族形態(全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」
『全児相通巻 62 号別冊 (1997 年 3 月) から』

	身体的虐待	不適切な保護 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	合計
実父母	361	223	32	36	652
実父・継養母	72	22	2	8	104
実母・継養父	132	37	25	12	206
継養里父母	6	1	2	-	9
実父のみ	79	56	18	11	164
継養里父のみ	2	5	1	1	9
実母のみ	200	216	12	30	458
継養里母のみ	1	2	-	-	3
父母いない	15	11	3	3	32
不明	4	13	-	-	17
合計	872	586	95	101	1,654

表 17 主たる虐待者の就労状況 (出典は表 16 に同じ)

	身体的虐待	不適切な保護 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	合計
定職	265	110	62	26	463
転職が多い	118	72	16	11	217
パート	71	50	-	16	137
家業の手伝い	16	9	-	2	27
家事専念	181	101	-	28	310
無職	162	175	10	11	358
学生	2	3	1	1	7
その他	14	17	2	4	37
不明	43	49	4	2	98
合計	872	586	95	101	1,654

この調査でも家庭状況を知る質問項目は多くないが、表 16 を見ると、ひとり親家庭が 37.6% と多くを占めている。ただ、前回 1988 年の調査と比べると割合が減少して、実父母家庭の割合が増えている。表 17 からは主たる虐待者の就労状況が不安定であることがわかる。特に「不適切な保護ないし拒否」では、無職が 32.6% と高い割合となっている。

以上のことから、虐待相談として関わった家庭における世帯構成や就労状況が不安定で、生活基盤が脆弱であることが想定される。

(2) 2008年以降の論考

前述のように、2008年以降「子どもの貧困と虐待」の関連性に触れた論考が増え、それを直接論題としたものもみられるようになる。以下では、代表的な論考を取り上げてその論点を整理したい。

①関連する調査データ

「子どもの貧困と虐待」の関連性を探るためには、全国的なレベルでの調査データによる検討が待たれていた。この期にはそれが見られるようになるので、まず関連する調査データの紹介から始めたい。

i) こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』結果報告書(主任研究者 丸山浩一全国児童相談所長会会長)こども未来財団、2009年3月【調査4】

全国児童相談所長会では、児童相談所がかかわった虐待事例の実態を把握して、児童相談所としての子どもと家族への援助や今後の予防に役立てることを目的に、全国児童相談所における虐待の実態調査を実施している。前述のように、全国児童相談所長会では1996年にも同様の調査を実施しており、12年ぶりとなる本報告書では、2008年の4～6月の3か月間に全国の197児童相談所全てが受理した9,895事例について、子どもと家族の特性や児童相談所の対応方法を分析している。そして前回1996年調査データとの比較も行っている。また、子どもベースでの集計(事例数)と、きょうだいを除いた親ベースでの集計(6,764世帯)とを組み合わせ分析している点も特徴である。

本報告書の中から、まず家族構成をみると、「実父母がいる」は37.8%、「実母のみ」は31.3%、「実父のみ」は6.3%となっており、ひとり親家庭は合わせて37.6%であり、実父母がいる家庭とほぼ同じ割合である。また、「実母・養継父がいる」世帯が9.0%を占めていた。1996年調査とは大きく変化はなかった。

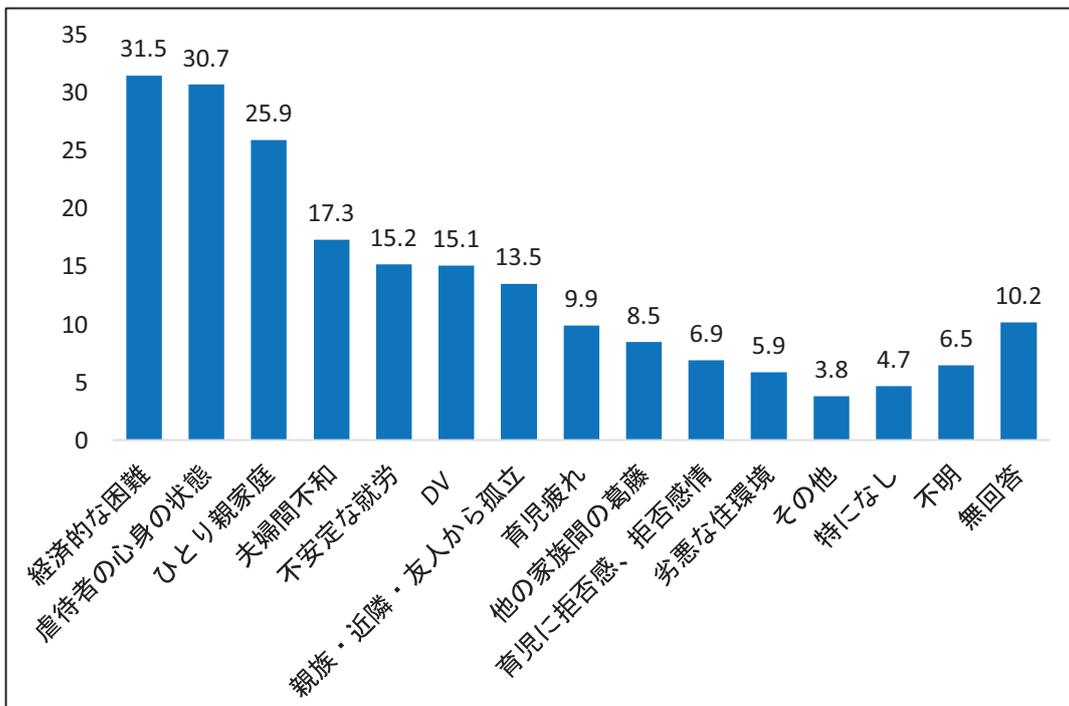
主たる虐待者の就労状況を見ると(表18)、正規就労が29.6%と低い。虐待種別で比較しているが、ネグレクトでは無職が30.9%と最も高いのに対して、性的虐待では正規就労が51.2%、心理的虐待でも正規就労が40.5%と最も高くなっていた。

表 18 主たる虐待者の就労状況（親ベース）（こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』結果報告書（主任研究者 丸山浩一全国児童相談所長会会長）こども未来財団、2009年3月）

	サンプル数	正規就労 (自営を含む)	非正規雇用	家事手伝い	家事専念	無職	学生	その他	不明	無回答
合計	6764	2004 29.6	1251 18.5	61 0.9	807 11.9	1313 19.4	38 0.6	99 1.5	522 7.7	609 9.9

◇サンプル数6,764人、保護者等数6,764二人（有効回答5,573人、無効回答1,191人）

次に、虐待につながるような家庭・家族の状況について見てみよう（図4）。



注：「家庭・家族状況」サンプル数 6,764 人、保護者等数 13,900 人（有効回答 12,769 人、無効回答 1,131 人）

図 4 虐待につながるような家庭・家族の状況（親ベース）（出典は表 18 に同じ。報告書掲載データをもとに川松がグラフを作成）

「経済的な困難」「虐待者の心身の状態」「ひとり親家庭」の順に比率が高くなっている。本報告書では、それぞれの要因について年齢層別に集計しているが、経済的な困難は10代で39.3%、20代で39.4%と高く、虐待者の心身の状態は10代で38.1%となり他の年齢層に比べて高くなっている。また、ひとり親家庭でも10代で38.1%と他の年齢層よりも高い点が注目される。虐待者が10代の場合における家庭基盤の不安定さが感じられる。

家庭・家族の状況を虐待種別に比較したのが表19である。身体的虐待では「虐待者の心身の状態」が35.7%と最も高く、心理的虐待でも「虐待者の心身の状態」が37.9%と最も高くなっているが、ネグレクトを見ると「経済的な困難」が54.1%、「ひとり親家庭」が41.1%と高い比率となっている。ネグレクトにおける家庭基盤のせい弱さが明確に表れていると言えよう。

表20は主たる虐待者と世帯の経済状況をクロスした表である。全体としては、「生活保護世帯」が12.8%で「住民税非課税世帯」が11.7%となっている（「不明」「無回答」を除き再計算するとそれぞれ約22%、約20%）。とりわけ主たる虐待者が実母の場合に、その世帯が「生活保護世帯」「住民税非課税世帯」である割合は約33%となり（「不明」「無回答」を除くと約50%）、経済的に困難を抱える事例が多いことが分かる。

表 19 虐待種別と家庭・家族の状況（子ベース）（出典は表 18 に同じ）

	サンプル数	経済的な困難	不安定な就業	ひとり親家庭	DV	虐待者の心身の状態	夫婦間不和	親族、近隣、友人から孤立	他の家族間の葛藤	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感、劣悪な住環境	その他	特になし	不明	無回答	
合計	8108	2721 33.6	1316 16.2	2148 26.5	1384 17.1	2519 31.1	1482 18.3	1094 13.5	663 8.2	796 9.8	565 7.0	486 6.0	290 3.6	358 4.4	483 6.0	704 8.7
〔虐待の種別〕																
身体的虐待	3207	948 29.6	436 13.6	749 23.4	588 18.3	1145 35.7	629 19.6	404 12.6	308 9.6	447 13.9	294 9.2	90 2.8	144 4.5	191 6.0	190 5.9	81 2.5
ネグレクト	3162	1712 54.1	873 27.6	1299 41.1	317 10.0	1070 33.8	462 14.6	594 18.8	277 8.8	302 9.6	282 8.9	428 13.5	124 3.9	69 2.2	123 3.9	75 2.4
性的虐待	293	71 24.2	31 10.6	56 19.1	47 16.0	81 27.6	66 22.5	31 10.6	28 9.6	7 2.4	13 4.4	6 2.0	21 7.2	28 9.6	32 10.9	6 2.0
心理的虐待	2410	609 25.3	260 10.8	484 20.1	777 32.2	914 37.9	711 29.5	350 14.5	250 10.4	258 10.7	178 7.4	56 2.3	66 2.7	114 4.7	109 4.5	68 2.8

◆「家庭・家族状況」サンプル数 8,108 人、保護者等数 17,009 人（有効回答 15,822 人、無効回答 1,187 人）

◆「虐待種別」サンプル数 8,108 人、被虐待件数 9,846 件（有効回答 9,072 件、無効回答 774 件）

※ 内訳は、「家庭・家族状況」（複数回答）数に対応した「虐待種別」数となる。

表 20 主たる虐待者と世帯の経済状況(親ベース)(出典は表 18 に同じ)

	サンプル 数	生活保護 法による 被保護世 帯	特別区民 税または 市町村民 税の非課 税世帯(1 を除く)	課税世帯	不明	無回答
合計	6764	866 12.8	792 11.7	2327 34.4	2128 31.5	651 9.6
《虐待者の続柄等》						
実父	1654	123 7.4	127 7.7	683 41.3	617 37.3	104 6.3
継父	170	12 7.1	14 8.2	61 35.9	69 40.6	14 8.2
養父	270	18 6.7	24 8.9	114 42.2	93 34.4	21 7.8
里父	3	-	1	1	1	-
実母	3547	638 18.0	516 14.5	1161 32.7	1041 29.3	191 5.4
継母	44	4 9.1	3 6.8	22 50.0	15 34.1	-
養母	31	3 9.7	-	20 64.5	8 25.8	-
里母	3	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3
きょうだい	44	6 13.6	13 29.5	12 27.3	13 29.5	-
母の内縁の夫(交際相手を含む)	166	21 12.7	42 25.3	32 19.3	64 38.6	7 4.2
父の内縁の妻(交際相手を含む)	11	1 9.1	2 18.2	6 54.5	2 18.2	-
祖父	39	2 5.1	5 12.8	23 59.0	5 12.8	4 10.3
祖母	35	8 22.9	4 11.4	12 34.3	9 25.7	2 5.7
おじ	20	5 25.0	2 10.0	6 30.0	7 35.0	-
おば	2	-	1 50.0	-	1 50.0	-
その他の人	35	5 14.3	5 14.3	9 25.7	11 31.4	5 14.3
不明	82	3 3.7	5 6.1	28 34.1	43 52.4	3 3.7
無回答	608	16 2.6	28 4.6	136 22.4	129 21.2	299 49.2

◇「経済状況」サンプル数 6,764 人、保護者等数 6,764 人(有効回答 3,985 人、無効回答 2,779 人)

◇「続柄」サンプル数 6,764 人、保護者等数 6,764 人(有効回答 6,074 人、無効回答 690 人)

サンプル数は少ないが、主たる虐待者がきょうだい、祖母、おじの場合に経済状態がさらに厳しい。また、主たる虐待者が母の内縁の夫である場合も経済状態が厳しく、「生活保護世帯」が12.7%、「住民税非課税世帯」が25.3%となり、あわせて38.0%となっている（「不明」「無回答」を除くと約66%である）。

以上のように本報告書は、全国児童相談所の全ての虐待事例を調査分析した点で画期的なものと言える。そこからは、子ども虐待の背景に関する全体傾向を読み取ることができる。

ii) 2009・2010年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究事業）『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』（研究代表者松本伊智朗）、2010年3月【調査5】

本調査研究では、その研究目的を以下のように記している。「子ども虐待問題は、家族における生活的不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖するなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。」子ども虐待の問題を広く家族の抱える困難からとらえ返し、構造的に理解しようとする意欲的な調査といえる。

その上で、調査対象を2003年度に北海道内の全ての児童相談所が受理した虐待相談とし、当該児童の受理時の年齢が、5歳、10歳、14・15歳のものすべて（個人情報保護が困難と判断した事例等を除き、合計119事例）を分析対象としている。調査時点までの、5年間の支援経過と予後を合わせて分析している点も注目される調査である。5歳、10歳、14・15歳を選択した理由は、調査時点までの5年間に学校に関わる変動を経験するためとしている。特に14・15歳では、児童福祉法の対象年齢を超え自立の問題に直面する。学校に関わる変動と進路選択・自立の問題に関わらせて分析することが可能となるためと説明されている。

松本による総括研究報告の中から、家族背景に関わる結果の要点を抜き出してみよう。

まず、通告受理時の家族構成を見てみる。表21によると、父母と同居している世帯は約半数になる。一方、母子世帯は42.9%、父子世帯が2.5%であり、ひとり親世帯の比率が顕著に高い。なお、本文の解説によると、父母で同居している世帯のうち半数弱が継父母を含むステップファミリーであったとされている²。

2 同研究報告書中の分担研究報告である中澤香織論文がこの点を詳しく分析している。なお中澤論文によると、全119事例中で離婚歴がある者が77%であったとされており（調査対象家族形成以前の離婚歴を含む）、家族変動を経験しているものの比率が高いと述べられている。

表 21 通告受理時の家族構成（松本伊智朗「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援」（平成 21 年度厚生労働科学研究報告書政策科学総合研究事業）『子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』2010 年 3 月）総括報告から）

通告時 年齢	対象数	父母＋子	祖父母＋父 母＋子	母＋子	父＋子	その他
5歳	49 100.0%	30 61.2%	3 6.1%	14 28.6%	1 2.0%	1 2.0%
10歳	28 100.0%	12 42.9%	0 0.0%	15 53.6%	1 3.6%	0 0.0%
14、15歳	42 100.0%	15 35.7%	2 4.8%	22 52.4%	1 2.4%	2 4.8%
計	119 100.0%	57 47.9%	5 4.2%	51 42.9%	3 2.5%	3 2.5%
種別						
身体	46 100.0%	26 56.5%	3 6.5%	16 34.8%	1 2.2%	0 0.0%
ネグレクト	55 100.0%	20 36.4%	2 3.6%	29 52.7%	2 3.6%	2 3.6%
性的	8 100.0%	6 75.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%
心理	10 100.0%	5 50.0%	0 0.0%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	119 100.0%	57 47.9%	5 4.2%	51 42.9%	3 2.5%	3 2.5%

次に世帯への課税状況を見ると、生活保護受給世帯は 39.5%と高率で、非課税世帯 5.0%、課税世帯 15.1%、課税状況不明の世帯が 40.3%であったと報告されている。しかも子どもの年齢が高くなるにつれて低所得の世帯比率が増えており、14・15 歳層では、生活保護受給世帯が 50.0%と高かった。また、虐待種別ではネグレクトで生活保護受給世帯が 50.9%と多く見られた。しかし他の虐待種別でも課税世帯を生活保護受給世帯が上回っており、考慮しなくてもよいということを意味しないと述べられている。

表 22 は養育者のこれまでの生活上の出来事をまとめたものである。

表 22 養育者のこれまでの生活上の出来事（出典は表 21 に同じ）

通告時 年齢	対象数	けが・疾病	解雇・失業	経済問題	住居問題	拘禁	離婚	不望妊娠
5歳	49	14	24	34	8	3	31	4
	100.0%	28.6%	49.0%	69.4%	16.3%	6.1%	63.3%	8.2%
10歳	28	15	7	21	11	2	24	3
	100.0%	53.6%	25.0%	75.0%	39.3%	7.1%	85.7%	10.7%
14、15歳	42	20	20	31	15	1	37	3
	100.0%	47.6%	47.6%	73.8%	35.7%	2.4%	88.1%	7.1%
計	119	49	51	86	34	6	92	10
	100.0%	41.2%	42.9%	72.3%	28.6%	5.0%	77.3%	8.4%
種別								
身体	46	15	19	26	12	2	30	5
	100.0%	32.6%	41.3%	56.5%	26.1%	4.3%	65.2%	10.9%
ネグレクト	55	26	23	48	18	4	48	5
	100.0%	47.3%	41.8%	87.3%	32.7%	7.3%	87.3%	9.1%
性的	8	4	3	4	2	0	7	0
	100.0%	50.0%	37.5%	50.0%	25.0%	0.0%	87.5%	0.0%
心理	10	4	6	8	2	0	7	0
	100.0%	40.0%	60.0%	80.0%	20.0%	0.0%	70.0%	0.0%
計	119	49	51	86	34	6	92	10
	100.0%	41.2%	42.9%	72.3%	28.6%	5.0%	77.3%	8.4%

けが・疾病、解雇・失業、経済問題、離婚の比率が高く、特にネグレクトで高くなっている項目が多い。表 22 の 7 つの出来事をまったく経験していない者は 5.0% のみであり、一方 3 つ以上あるものが 63.9% であったと報告されている。3 つ以上あるものは、ネグレクト (72.7%) と心理的虐待 (80.0%) に多かったとされた。

これらを受けて松本は、「虐待受理事例の多くは貧困、生活基盤の脆弱性を背景に持つことが示されている。」と述べ、また「生活上の不利と困難が生活歴の中で重なり合っていることが示唆される。」と重要な指摘をしている。

社会的な孤立については、支援的な親族・知人が確認できたのは 50.4% であったとされ、残りの 49.6% を「社会的孤立群」として他の要素との関連をいくつかの図により示している。

その上で、調査結果を総合して、「経済的困難群」72.3%、「社会的孤立群」49.6%、「障害・DV 群」³ (79.0%) の関連図を作成している (図 6)。そしてこの 3 群のいずれにも該当しなかった家族はわずかに 3 例 (2.5%) のみであったとされている。

3 障害・DV 群には、次の内容が含まれている。すなわち、子どもに障がいが見られる家族が 47.1% であり、子どものきょうだいに広げて、どちらかに障がいがある家族は 59.7%。一方、養育者にメンタルヘルスの問題が見られる家族が 39.5% で、養育者に知的障がいが見られる家族は 20.2%。これらの「子どものいずれかに障害がある」と「養育者のいずれかにメンタルヘルスの問題か知的障害がある」にさらに「DV・その疑いがある」を加えた 3 つの項目のいずれかに当てはまる家族は 79.0% であったとされ、本報告ではこれを「障害・DV 群」と名付けている。

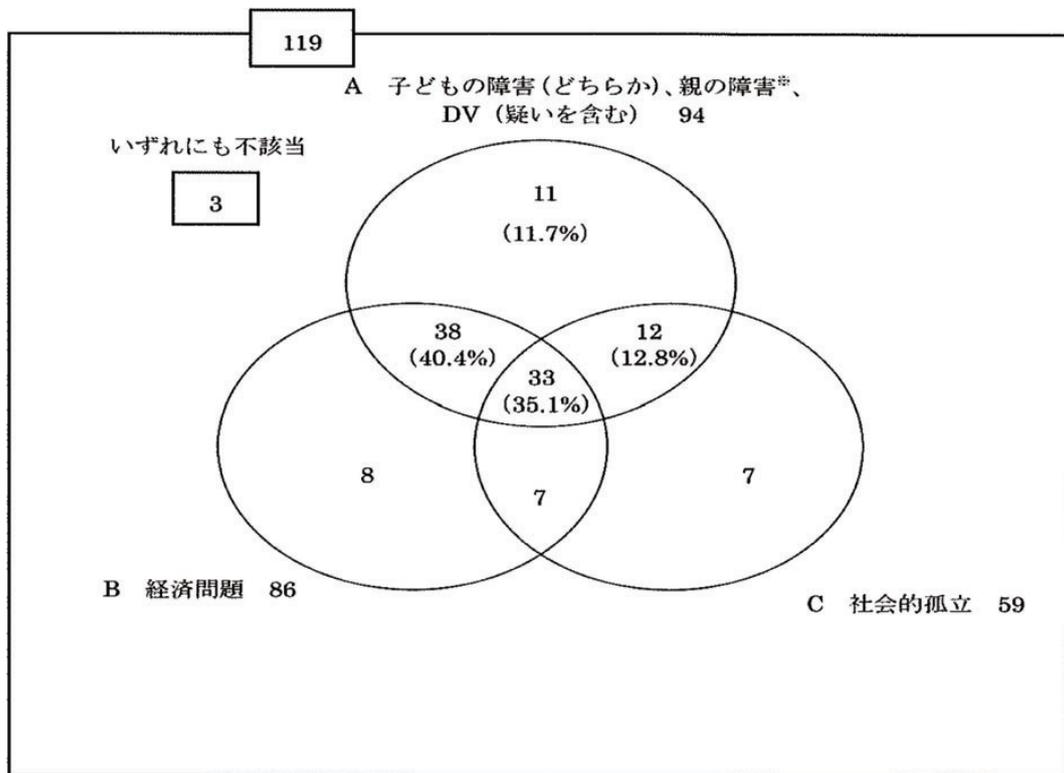


図5 不利と困難の複合 (A 子どもの障がい (どちらか)、親の障がい (※)、DV (疑いを含む) と B 経済問題と C 社会的孤立の重なりを示した図) (出典は表 21 に同じ)
 (※) 親の障がいとは、親のメンタルヘルスの問題 (精神病・神経症・アルコール・薬物問題、人格障がい) と知的障がい

図5を見ると、3つの群がすべて重なっている家族が33事例 (35.1%) もあり、松本は「不利と困難の諸要素が一つの家族に複合していることが示されている。」と述べている。

以上のように本調査は、北海道という限定した地域ではあるものの、虐待の背景を家族の不利の諸相から多角的に分析しており、貧困と虐待の関連性を検討する上でも貴重な資料を提供している。

なお、本調査の分担研究において畑千鶴氏は、「虐待の重症度と生活困難との関連」を分析している。その結果によると、生活困難の度合いと虐待の重症度との間に強い関連が見出されており、また、虐待の重症度と転居歴の有無や養育者の解雇・失業、経済的な問題、離婚、けがや疾病などという生活上の諸困難が関連しているという結果が得られたと報告している。とりわけ、軽度から中度へ重症化する段階で、養育者の生活上の諸困難が表面化していた。そこで、「虐待の重症化を防止する観点から、養育者が抱えている生活上の諸困難をできるだけ早期の段階で緩和する方策が効果的なのではないか」という仮説が成立すると考え得る。」と述べている。虐待の重症度と家庭の経済的背景との相関を検討する上で、重要な指摘だと思われる。

iii) 平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書（主任研究者 桜山豊夫全国児童相談所長会会長）こども未来財団、2014 年 3 月【調査 6】

全国児童相談所長会は i) で紹介した虐待事例悉皆調査に続き、その 5 年後に当たる 2013 年度に再び調査を実施した。前回の調査項目を基本的に引き継ぎながら、新たな調査項目を加えており、5 年前のデータと比較した報告書を出している。

調査は、2013 年 4～5 月に全国 207 か所の児童相談所が受理したすべての虐待事例について、2013 年 9 月 1 日時点で担当児童福祉司が質問紙に回答する形で行われた。回収率は 100%である。調査期間の 2 か月間に、全国の児童相談所が受理した虐待事例は 11,257 件であり、そのうち虐待に該当した事例は 7,343 件であった。

今回調査の特徴として、増え続けている DV 関連の心理的虐待を分けて分析するために、心理的虐待を「主として DV 目撃」と「主として DV 目撃を除く」に分け、あわせてネグレクトも「同居人による虐待の放置」と「同居人による虐待の放置以外のもの」とに分け、虐待種別を 6 種類に分割して調査分析している。DV 関連の心理的虐待や同居人による虐待の放置としてのネグレクトの特性が見出されており興味深い。

以下では調査 6 のデータに加え、全国児童相談所長会が調査データをさらに深め、親ベース⁴での再集計を加えて分析した報告書（文献 28）を合わせて紹介する。

まず、虐待事例の家族構成（親ベース）を見てみよう。

4 親ベースとは、きょうだいの重なりを除き、家族数で再集計したデータ

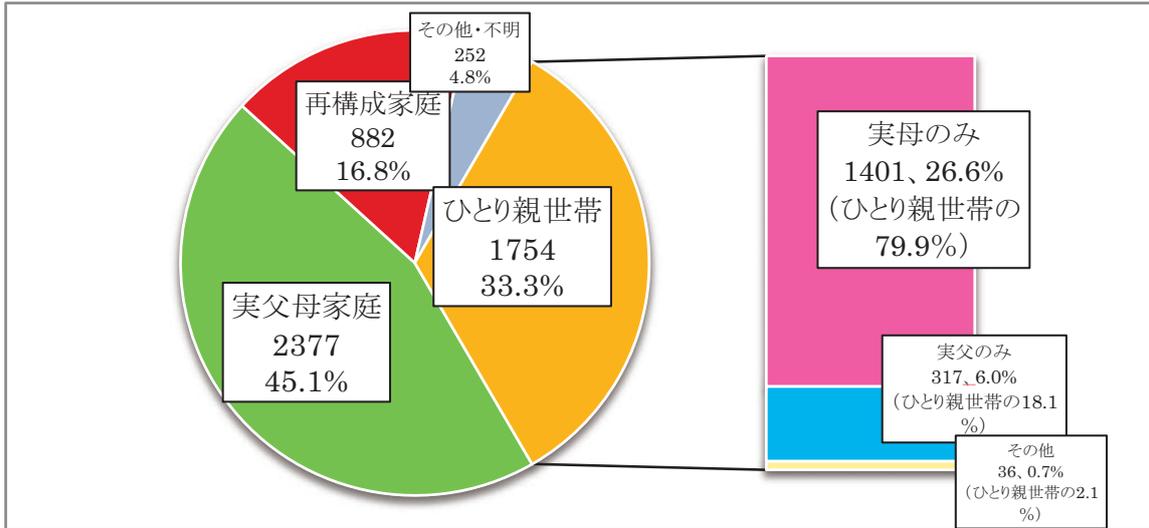


図6 虐待事例の家族構成（親ベースで集計）（川松亮「子どもの貧困と虐待・ネグレクト」松本伊智朗他編『子どもの貧困ハンドブック』明石書店、2016年11月所収、平成25年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者 桜山豊夫全国児童相談所長会会長）のデータをもとに、共同研究者の岩田充宏氏が親ベースで作成した図）

図6に見るように、実父母家庭が45.1%と最も多いものの、ひとり親家庭は33.3%を占めており高い比率となっている。ひとり親家庭の8割は母子家庭である。同じ2013年の国民生活基礎調査では、全国の子どものいる家庭に占めるひとり親家庭の比率が7.5%となっており、それに比べて虐待相談における比率は著しく高くなっている。なお、再構成家庭が16.8%を占めていることにも注目したい。次に、虐待事例の経済状況（子ベース）を見てみよう。

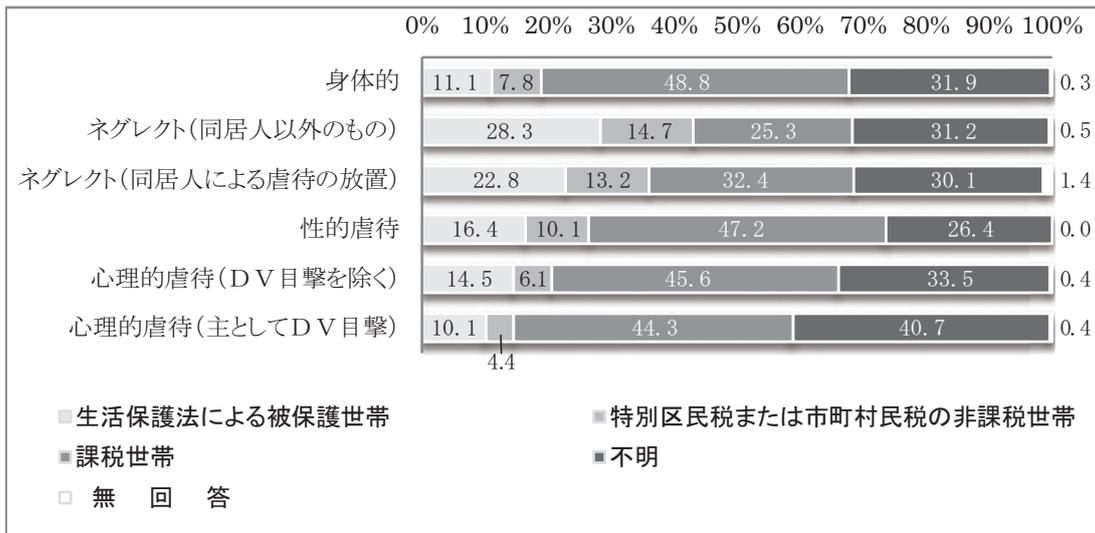


図7 子どもが属する世帯の経済状況（子ベースで集計）（平成25年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書（主任研究者 桜山豊夫全国児童相談所長会会長）こども未来財団、2014年3月から川松が作図）

虐待事例全体では、生活保護世帯が16.5%、非課税世帯が8.9%であった。ネグレクトにおいて特に生活保護世帯の割合が高く、非課税世帯と合わせると、ネグレクト(同居人による虐待の放置以外のもの)では43.0%(不明、無回答を除く再計算では62.9%)と高い比率となっている。同じ2013年度の被保護者調査によると、全国の生活保護率は17.0%(パーミル)となっており、それと比較して、虐待相談における生活保護率は著しく高いことがわかる。同じ全国児童相談所長会の5年前調査における表20に比べると、生活保護率が高くなり、非課税世帯の比率が低下したことがわかる。しかし、両者を合わせた比率は、24.5%から25.4%に少し上昇している。

図8、図9は主たる虐待者の最終学歴(親ベース)である。中卒・高校中退が合わせて4割近くを占めていることがわかる。特に図9の母親が主たる虐待者の場合は、それらの比率がより高くなっている。

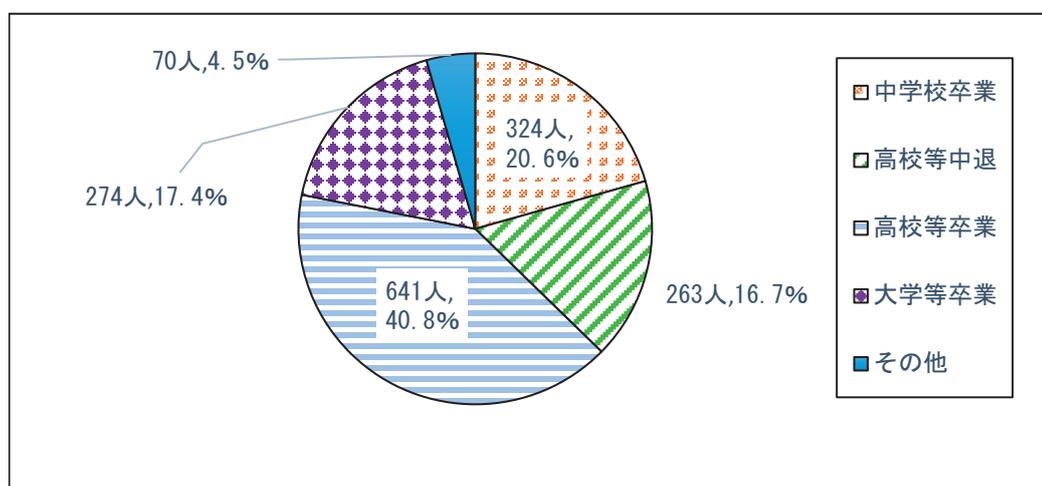


図8 虐待者の最終学歴(主たる虐待者)(親ベースで集計)(岩田充宏「被虐待児童の保護者の状況と児童相談所の支援について」(全国児童相談所長会『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』報告書(全児相通巻第99号別冊)2015年10月)所収)

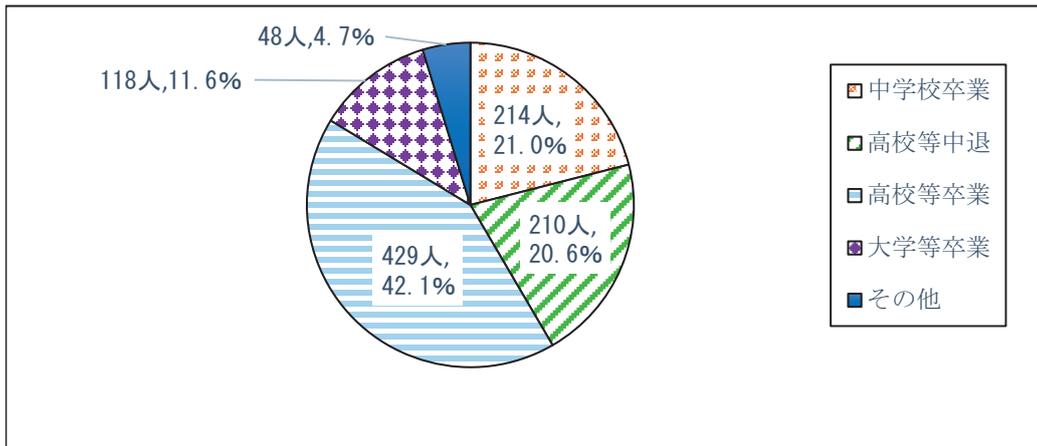


図9 虐待者の最終学歴（主たる虐待者 母親）（親ベースで集計）（出典は図8に同じ）

図10は主たる虐待者の就労状況（親ベース）である。正規就労が40.3%と最も多いものの、非正規雇用と無職を合わせると4割を超える。就労状況についても、主たる虐待者が母親の場合、正規就労が14.7%と低いのに対して、非正規雇用30.3%、無職25.7%を合わせると過半数となっていた。

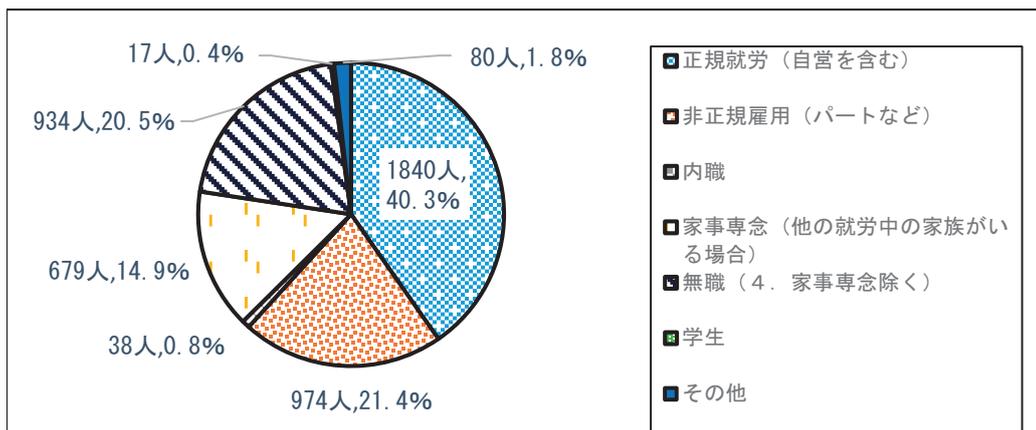


図10 虐待者の就労状況（主たる虐待者）（親ベースで集計）（出典は図8に同じ）

続けて、虐待が起こる背景になったと思われる家庭・家族の状況について見てみよう（子ベース）（図11）。最も多い回答は「虐待者の心身の状態」で32.2%、次が「経済的な困難」で26.0%、3番目が「ひとり親家庭」の24.2%となっている。同じ全国児童相談所長会の5年前調査における図4は親ベースであるが、比較すると順位の入替わりが見られる。

これを虐待種別に見ると、ネグレクト（同居人の虐待放置以外のもの）では、「経済的な困難」が45.7%と最も高く、次いで「ひとり親家庭」が43.0%、「虐待者の心身の状態」が38.4%の順となっていた。また、「親族、近隣、友人等からの孤立」も17.6%と高くなっていた。ネグレクト（同居人の虐待放置）においても同様の傾向が見られた。

この質問には担当児童福祉司が複数回答で答えているため、それぞれの回答について、合わせてどのような選択肢が選ばれていたのかを表にしたものが表23である。それを見ると、「虐待者の心身の状態」が選択されている場合にも、合わせて「経済的な困難」や「ひとり親家庭」が選択されており、

以下の項目でも同様な重なり合いが見られている。「夫婦間不和」や「DV」においても、「虐待者の心身の状態」や「経済的な困難」が選択されている場合が多い。このように精神的・心理的状态や社会経済的な状態、そして家族関係の問題が輻輳化して表れているのが虐待問題であることを読み取ることができよう。

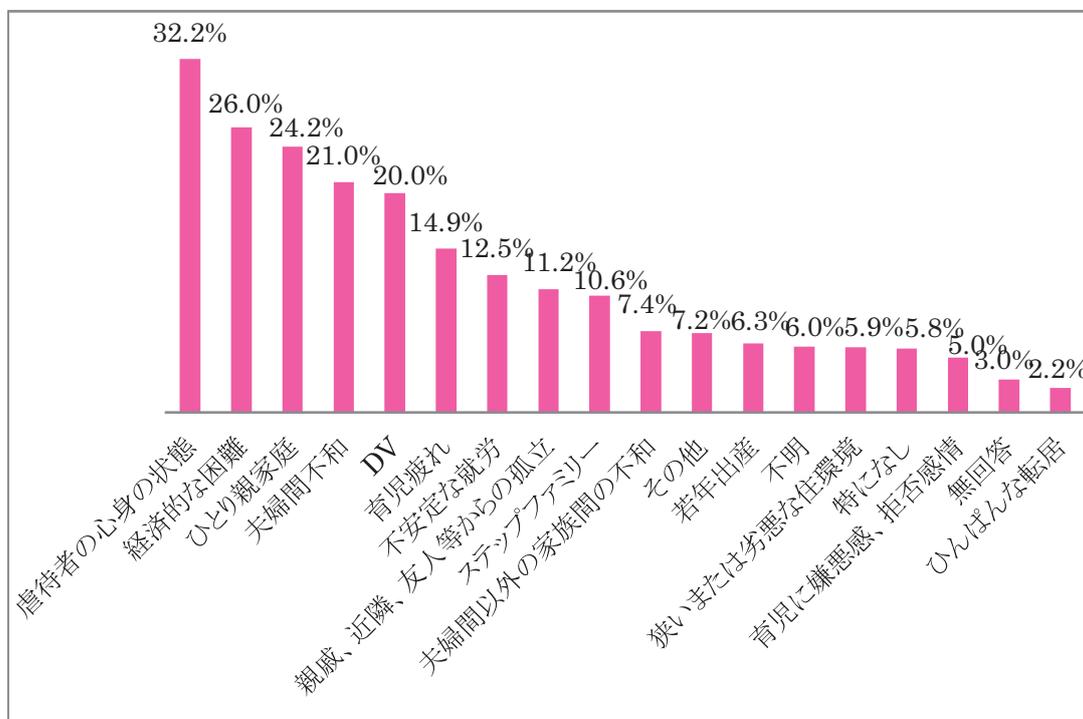


図 11 虐待につながると思われる家庭・家族の状況（子ベースで集計）（平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書（主任研究者 桜山豊夫全国児童相談所長会会長）こども未来財団、2014 年 3 月から川松が作図）

表 23 虐待につながると思われる家庭・家族の状況（あわせて見られる他の状況）（子ベースで集計）（平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書（主任研究者 桜山豊夫全国児童相談所長会会長）こども未来財団、2014 年 3 月）

家庭の状況		あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	虐待者の心身の状態 2397件(32.2%)	①経済的な困難	②ひとり親家庭	③育児疲れ
2	経済的な困難 1935件(26.0%)	①虐待者の心身の状態	②ひとり親家庭	③不安定な就労
3	ひとり親家庭 1799件(24.2%)	①虐待者の心身の状態	②経済的な困難	③不安定な就労
4	夫婦間不和 1564件(21.0%)	①DV	②虐待者の心身の状態	③経済的な困難
5	DV 1484件(20.0%)	①夫婦間不和	②虐待者の心身の状態	③経済的な困難

岩田充宏は文献 28 において、上記のデータを親ベースで再計算し、その重なり合いを表にして示しているので参考に照会する。

表 24 虐待につながると思われる家庭・家族の状況と関連の深い項目（親ベースで集計）（出典は図 8 に同じ）

順位	項目	n	合わせてみられる上位5項目					
			順位	1位	2位	3位	4位	5位
1位	虐待者の心身の状況	1748	項目	ひとり親	経済的困難	育児疲れ	夫婦間不和	親族、近隣、友人からの孤立
			n	593	586	391	378	332
			%	33.9%	33.5%	22.4%	21.6%	19.0%
2位	ひとり親	1312	項目	虐待者の心身の状況	経済的困難	不安定就労	親族、近隣、友人からの孤立	育児疲れ
			n	593	552	264	231	228
			%	45.2%	42.1%	20.1%	17.6%	17.4%
3位	経済的困難	1293	項目	虐待者の心身の状況	ひとり親	不安定就労	親族、近隣、友人からの孤立	夫婦間不和
			n	586	552	462	280	245
			%	45.3%	42.7%	35.7%	21.7%	18.9%
4位	夫婦間不和	1069	項目	DV	虐待者の心身の状況	経済的困難	育児疲れ	親族、近隣、友人からの孤立
			n	401	378	245	151	139
			%	37.5%	35.4%	22.9%	14.1%	13.0%
5位	DV	951	項目	夫婦間不和	虐待者の心身の状況	経済的困難	不安定就労	ステップファミリー
			n	401	254	209	129	124
			%	42.2%	26.7%	22.0%	13.6%	13.0%

本調査に先立つ数年前から、DVに関連した警察署からの心理的虐待通告が大幅に増加してきており、そのことと関係して虐待事例の背景が変化してきていることが想定される。そのため、家庭・家族の状況において、経済的困難の割合減少と精神的な問題の割合増加が現れていると考えられる。しかし、ネグレクトにおいては依然として経済的困難の比率が高いことが見て取れる。学歴や就労などの保護者の状況に関してもやはり全般的に厳しい条件を抱えている家庭の割合が高いことがわかる。

このような全国的な調査は引き続き実施される必要があり、経年の変化も合わせて見て行くことが必要であると考え。その中で、虐待の詳細な種別や地域性による相違にも注目して、精緻な検討を行うことが必要と考える。

iv) 山形県子育て推進部子ども家庭課『児童虐待相談事例調査分析報告』2014年3月

山形県では、県内の児童相談所がかかわった児童虐待事例について、その特徴や背景を把握するための調査事業を、2005年、2009年（2010年3月発表）と実施してきており、2014年3月に2009～2012年の新規受理事例800件を対象とした分析報告を行って発表している。【調査7】

その中から参考になるデータを紹介します。

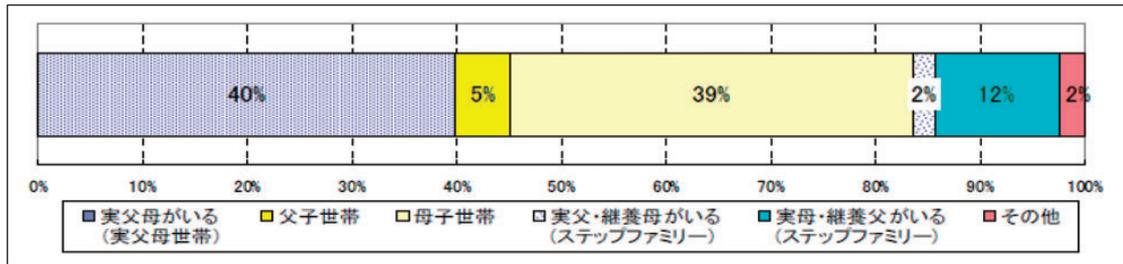


図 12 被虐待が生じた家庭の世帯類型（山形県子育て推進部子ども家庭課『児童虐待相談事例調査分析報告』2014年3月）

図 12 は世帯類型を示した図であるが、ひとり親世帯が母子・父子合わせて 44% を占めている。虐待種別では、父子世帯で身体的虐待が 44.8% と高く、母子世帯でネグレクトが 49.8% と高かったのが特徴であった。また、祖父母との同居世帯割合が調査年ごとに減少していた。

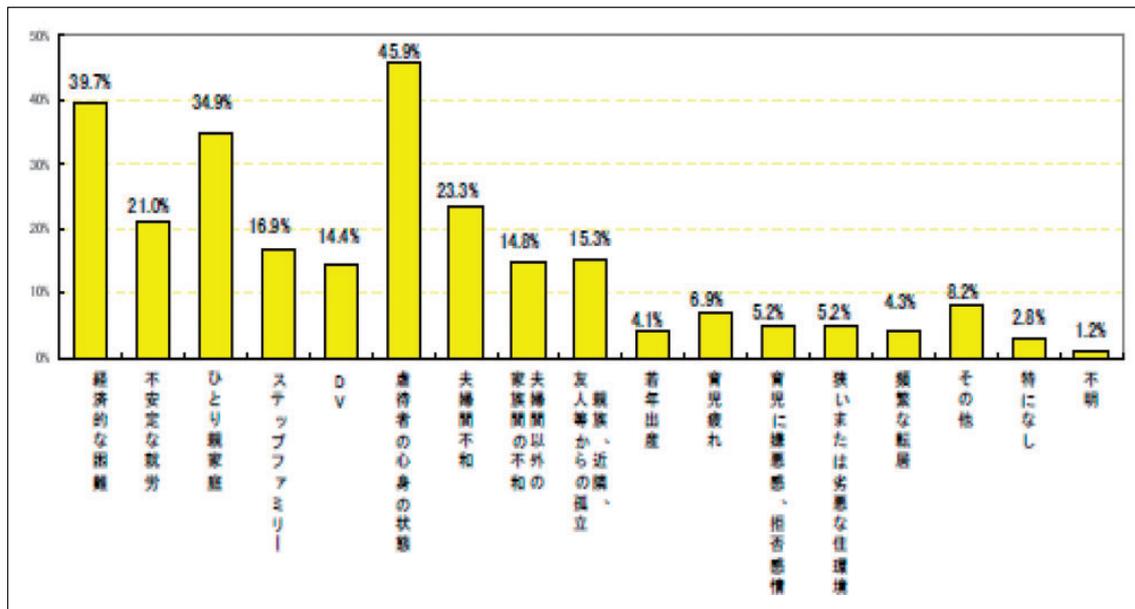


図 13 虐待につながると思われる家庭・家族の状況（出典は図 12 に同じ）

図 13 は虐待の背景に見られる家庭・家族の状況であるが、全国児童相談所長会の調査と同様な項目であり、結果も似ている。図 11 の全国の状況と比べると上位項目の数値が山形県調査の方で高い。なお、ネグレクトでは経済的な困難が 61.7% と高率であったことが記されている。2010 年 3 月に発表された前回報告書では、家庭の経済状態に関する統計が虐待種別で掲載されており、ネグレクトでは生活保護・生活破綻・生活困窮で 70% を占めていた。

以上は一つの自治体の調査報告であるが、全国の傾向と同様の状況が見られるとともに、その数値を詳細に見ると相違も見られる。こうした調査をそれぞれの自治体で実施する意味合いは大きいと思われる。

②虐待や子どもの養育問題に関連する論考の中で貧困問題に触れている文献

堀場純矢（2009年、文献11）は児童養護施設入所児童の家族背景を分析して、入所児童と貧困問題との関連を明らかにしている。文献11は東海地方の6施設における入所児童について、入所当時の親の学歴、就労先、社会保険、健康状態、近所づきあいなどを調査した報告である。

その内容を見ると、父母の学歴では全体の38.1%が「中学卒」であり、就労・所得では、「安定就労」が3.4%に過ぎず、「不安定就労」が32.4%、「生活保護」は9.7%だった。母親は「無職」が41.6%で「生活保護」が15.0%と高かった。社会保険では「無保険」が25.6%で、特に母親は35.3%が「無保険」であった。近所づきあいが「あいさつ程度・ほとんど皆無」が57.4%と高く、とりわけ母親は74.0%だった。健康状態では、「精神疾患・症状」が25.9%（母親は39.9%）、「慢性疾患・自覚症状」が21.6%（母親は26.0%）、「知的障がい・ボーダー」が7.1%（母親は12.7%）に見られていた。

これらの結果を受けて堀場は、「ここでとりわけ注目したいのは、親の親（祖父母）の代から経済的貧困を背景として、「低学歴→不安定就労→失業、借金→心身の健康状態の悪化→虐待・離婚→家庭崩壊→施設入所」という典型的な「貧困」と「虐待」の連鎖が多くみられることである。」と述べている。その結果、「親の深刻な労働・生活問題が子どもの健康状態にも大きく影響していた。」と述べ、「親の個人的な資質の問題として片づけられない社会的な問題を契機として子どもが施設に至っていた。」とまとめている。

堀場が主張するように、「養護問題の背景には、親の労働問題を基底として、生活の維持・再生産の場としての家庭における生活問題」が横たわっている。施設入所児童は家庭の問題が容易には解決しないケースであり、虐待の場合であれば重症度が比較的高いケースが多い。また、虐待による児童養護施設施設入所児童が59.5%（厚生労働省児童養護施設入所児童等調査結果、2013年2月1日）という現状を踏まえると、施設入所児童の背景を通して、重症度の高い虐待事例の家族背景を推し量ることが可能である。堀場が分析した現状は多くの現場職員が実感として感じていることであり、虐待問題の本質を言い当てているものだと言えよう。

竹沢純子（2010年、文献13）は日本の児童虐待統計の問題に触れる中で、子どものいる世帯を取り巻く社会経済的状況の分析の必要性を主張している。文献13ではまず、アメリカと日本の統計を比較し、「現在の我が国の児童虐待に関する公的統計からは、誰が誰にどのような虐待をしているのか、という事実は把握できるが、そもそもなぜ虐待が起こるのかについては統計からはわからない。」と日本の統計のあり方について問題提起をしている。

そして「児童虐待の発生要因に関する二つの見解」を整理し、「第一に、虐待者、被虐待児の持つ個人的な問題とみなし個人・家族の心理的病理の面を強調する見方」としてこれを「病理説」と名付ける。次に、「第二に、失業、低収入、ひとり親、社会的孤立などの社会・経済環境の問題とみなす見解」としてこれを「環境説」と名付ける。

その上で竹沢は、先の中谷の調査（調査2）やアメリカのペルトンの論考などを紹介し、貧困と虐待の関連性について触れている。そして「我が国ではこうした福祉改革（例えば生活保護や児童扶養手当の削減）が児童虐待に与える影響といった分析視角での実証研究は未だない。」と述べ、全般的福祉政策が子どもの養育状況に及ぼす影響についての研究の必要性を示唆している。また、「行政報

告ではなく、実態調査として、虐待をはじめ困難な状況にある子どもを対象とする調査を公的統計として実施することも検討されるべきだろう。」と結んでいる。

菅原ますみ（2012年、文献21）は発達研究の視点から、貧困との関連性を分析している。菅原は「貧困を単なる所得の問題だけではなく、貧困が引き起こす広範囲な環境劣化のネットワークの総体の問題としてとらえなおす必要がある」として、「貧困が引き起こされるプロセス」と「貧困が引き起こすプロセス」の両者が「どのように子どもの発達に影響していくかを時間の流れにそって分析していく」と述べ、Bronfenbrennerの生態学的システムモデルを援用している。

そして「貧困が子どもの発達に及ぼす影響性」について、欧米の知見を参考にしながら、「社会原因論」と「社会的選択論」の二つのモデルを示している。

社会原因論とは、「社会的状況がさまざまな心身の機能に影響し、その累積によって発達そのものにも影響が及ぶと推測」する立場とされる。その代表的な研究枠組みとして、「家族ストレスモデル (Family Stress Model:FSM)」と「家族投資モデル (Family Investment Model:FIM)」があるとす。一方、社会的選択論は社会原因論に反対の立場として、「家庭の経済的状況と子どもの発達との関連はみかけの関連にすぎず、親のパーソナリティや認知的能力などの個人的な特徴が両者に影響している」とする立場であるとされる。

さらに新しい流れとして「相互作用モデル」があることを紹介し、コンガーらは社会原因論と社会的選択論を組み合わせ、多世代にわたるダイナミックなモデルを提唱していると述べている。図14はそのモデル図であり、3世代267世帯のデータをもとに実証的に確認されたと紹介されている。

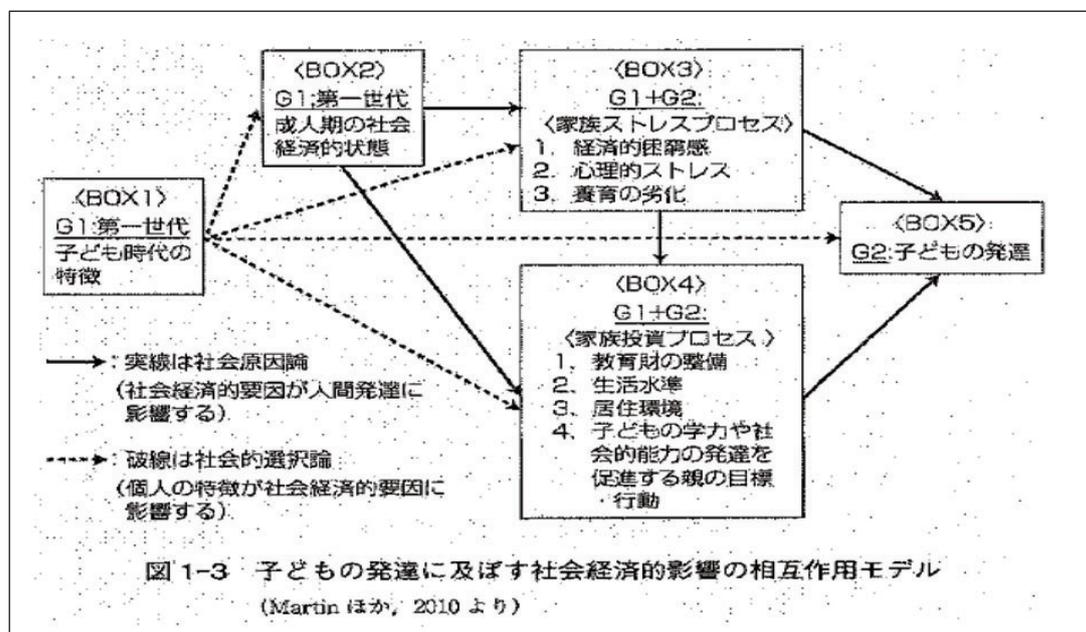


図 14 子どもの発達に及ぼす社会経済的影響の相互作用モデル（菅原ますみ「子ども期の QOL と貧困・格差問題に関する発達研究の動向」菅原ますみ編『子ども期の養育環境と QOL』金子書房、2012年9月）

菅原は「わが国では家庭の経済的要因と子どもの発達との関連を実証的に検討した研究はまだ非常に少ない」とした上で、「乳児期と小学生期の家庭の経済的状況と子どもの適応や発達指数との関連について探求的な検討」を試みた二つの研究を報告している。

研究1は、妊娠後期から2歳までの初めて子どもを持つ世帯の両親を対象とする質問紙調査(2007年)のデータを用いた分析である。調査項目は、親の基本属性、居住環境項目、母親の心理的ストレス状態、養育態度、乳児版 QOL 尺度、子どもの萌芽的問題行動傾向となっている。

分析のためのカットオフ値として、阿部彩氏が相対的剥奪のリスクの閾値として示した400～500万円の下限の400万円を採用している。その結果、年収400万円未満の世帯と400万円以上の世帯ですべての項目で有意差が見られたとする。さらに独自のパス解析を行い、「世帯年収と子どもの適応状態とは親のストレス(精神的な不安定さとそれに由来する養育態度の劣化)と親の教育投資(子育てにより有利な居住環境の選択)を經由して子どもの健康や発達と関連する可能性が示唆される結果となった。」と述べている。そして、「低所得であることが親の精神的ストレスの蓄積や子育てしにくい居住環境に住むことにつながるリスクをわずかだが高める方向に作用することは注目すべきことであると考えられ、乳児期の親に対する所得へのサポートだけでなく、低所得層の親の心身の状態や生活環境にも同時に目配りし細やかな支援をしていくことで、貧困状態にある子どもたちの発達へのネガティブな影響を予防することにつながる事が推測される。」と重要な指摘をしている。

研究2は、2002年10月1日から2003年3月31日までに首都圏某市で誕生した0歳児について、0歳、2歳、3歳、4歳、5歳、小1、小2の時点で調査したデータから、小学1年生時点でのデータを用いた分析である。調査項目は、親の基本属性、家族の教育・文化的投資に関する項目、母親の心理的ストレス状態、子どもに対する養育の良質さ、小学生版 QOL 尺度、子どもの問題行動傾向、学校の成績となっている。

カットオフ値を阿部彩氏が示した閾値の上限である500万円に設定して分析したところ、ほとんどの項目で、年収500万円以下と501万円以上の世帯で有意差が見られた。パス解析によると、「FMS(家族ストレスモデル)の流れでは、世帯年収から母親の経済的困窮感と心理的 QOL を通して養育の質にパスが流れ、学校の成績、問題行動、子どもの QOL の3つの結果変数と優位な関連があることが示された。一方、FIS(家族投資モデル)も世帯年収から家庭の教育的・文化的投資を經由して、QOL とは関連がみられなかったものの学校の成績と問題行動には優位なパスが流れた。」とされている。また、0歳時と小学校1年生時の世帯収入の相関は比較的高かったため、「年齢が上がるほど文化的・教育的環境差や親の情緒的安定を基盤とした対人環境の差は累積的に大きくなっていく可能性が示唆される結果」であると述べられている。

本論文は、前半で子どもの貧困とその発達への影響をめぐる研究動向を概観しており、後半では著者らの日本の子どもに関するデータを用いた解析をしている。虐待問題を直接取り扱った論文ではないが、経済状態と養育状況及び子どもの発達の関連性について実証的に分析した貴重な結果を提示している。しかも、経済状態が養育状況に直接的な影響を与えるという家族ストレスモデルと、経済状態からくる家庭の文化的な投資の有無が子どもの発達へ影響するという家族投資モデルの両面から解析しており、輻輳的な分析となっていることに注目したい。こうした発達に不利な環境は子どもにとっ

ての逆境的な養育状態となり、子ども虐待の問題とも重なっている。貧困と虐待の関連性を検討する上で大変参考になる文献であると考えられる。

本論文の最後に菅原は次のように述べている。「低所得の中で育つ日本の子どもたちの発達の問題は、(中略) 発達最初期からある、見えにくい小さな差の累積のなかで少しずつ進行する可能性がある。そうした累積が子どもたちの健やかな発達や教育の機会にネガティブな影を落とし、結果として世代を繰り返す成人期の低所得を現出させることがないように急いで適切な対策をとっていく必要がある。」という指摘をしている。これは実証的な研究に基づく警句となるであろう。そして「わが国においても発達初期の子どもをもつ世帯の経済的状況の推移とその後の子どもの発達との関連について、注意深く追跡する実証的研究の展開が望まれる。」と結んでいる。

田口理恵らは文献 25 (2014 年) で、3～6 歳の子どもを持つ母親を対象とした WEB 調査データを基に、虐待的行為得点と虐待の強力なリスク要因である社会経済的状況並びに育児感情との関連性を分析して報告している。

調査分析では、21 の虐待的行為の頻度を得点化し、その低・中・高群のそれぞれと社会経済的状況との関連性を見ている。それによると、世帯構成が母子家庭の割合は、虐待的行為頻度の低群から高群になるほど高くなり、世帯年収が 400 万円未満の割合が高群で 43.9% と高く、600 万円以上の割合が高群で顕著に低かった。最終学歴では、高卒程度以下が高群で 37.4% と高く、大卒程度以上の割合が低群で 42.3% と高かった。育児負担感が高群になるほど高く、肯定感も低群から高群になるにつれ減少した。虐待不安については、高群になるほど顕著に高く、高群では 45.3% であった。

これらの結果から、「虐待的行為 21 項目による得点と世帯構成、世帯年収、最終学歴との間に関連性が示された。」としている。

中村強士は文献 27 (2015 年) で、保育所保護者への質問紙調査を基に、貧困と養育態度との関連性を分析した。

調査では、年収を 150 万円未満、150～300 万円未満、300～600 万円未満、600 万円以上の 4 つに分類している。「つついあたた」「つつい叩いた」「厳しく叱った」経験を聞く項目では、所得階層が低いほど肯定する群の割合が高かった。「同じことの繰り返し」「解放されたい」「我慢している」の項目でも所得階層が低いほど高い割合を示していた。また、「一人という圧迫感」は 150 万円未満の貧困層のみ突出して高かった。これらの結果から、「貧困・生活困難層に不適切な養育態度の比率が高く、問題が深刻化しやすいといえる」と述べている。ただし、回答が主観的な判断であるため、「あたた」「叩いた」「叱った」の回答全てが虐待はもちろん不適切な養育態度とは言えないかもしれないことをことわっている。

以上あげてきた文献は、直接虐待行為と経済的困難との関連性を究明する研究ではないが、養育状況と背景となる家庭の状態との関連性を広くとらえて分析している。そこからは家庭の経済状態が家族構成や学歴、就労状況とあいまって、養育状況に影響を与えていることが見て取れる。家庭の経済状態と虐待の関連性を推測する上で参考になる情報が得られていると言えよう。ただ、経済状態が悪くはない家庭でも養育の問題は起こっているものであり、またその因果関係が証明されているわけでもないことに留意は必要である。中でも菅原の研究は、この点で先駆的な情報を提供していると考え

る。今後はより大量のデータで精緻に研究が進められることが期待される。

③松本伊智朗氏らのグループによる論考

先にとりあげた調査5を共同で実施した松本らの研究メンバーは、それぞれに調査を基にした論考を発表している。

まず研究代表者である松本は、文献12(2010年)や文献19(2012年)で調査結果の要点を紹介したうえで、貧困と虐待の問題を検討する上での基本的視点について述べている。松本は貧困問題をテーマとして研究を続けてきており、子ども虐待を貧困問題の一つの集約された課題としてとらえている。そして、経済的困難を背景としたさまざまな不利と困難が家庭養育のうえで「重なり合う不利」となっていることに着目する。

文献12において松本は、「経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成される中で、子育ての困難が子ども虐待問題として表面化すると仮説的に考えられる。また「虐待以前・虐待以外」の問題が、こうした不利と困難を背景とした時間の経過の中で「虐待」に転化・深刻化していく事例が少なからず確認できる。」と述べている。そして「貧困とは現実の生活過程においては、可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程である。したがって児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含んで構想される必要がある。」と述べ、様々な観点からの具体的な生活支援の充実が必要であると対策を提起している。しかもそれらの対策が「費用負担とアクセスの機会において、低所得・貧困層を排除しないこと、またサービス利用についてのスティグマを軽減することといった諸点から、選別的なものではなく普遍的な制度であることが重要である。」と重要な指摘をしている。

また、文献19では「おわりに」として、「第1に、これらの問題が経済的困難を基底に持つこと、したがって貧困問題のひとつの現象形態として把握しうることである。第2に、個別の家族・子どもには不利と困難が重なり合っているが、それは単に集中しているというだけではなく、質的に異なるものが重なり合っている点の確認である。これは、経済的困難、生活基盤の脆弱さや崩壊といった「貧困」に関わる側面、孤立や排除といった社会関係の側面、暴力被害や疾病、障害といった個別的なケアで支援と回復が図られるべき諸問題、といった3つの側面からなる。それが重なり合い、相互に関係する形で、現実の社会的不利と困難が構成されていると考えられる。」と述べて、質的に異なる課題が複合的困難として重なり合っていることを指摘している。貧困と虐待の問題を検討する上での基本的な視点として有しておくべきであろう。

中澤香織は文献20(2012年)で、松本らと行った調査5のデータを基に、家族変動を中心にした論考をまとめている。「家族構成の変動に伴う家族員間の関係と虐待への影響を探るため、家族類型による虐待の様相を分析し、虐待が生じた家族の状態を捉え」ようとしたものである。

分析対象の全119事例中、離婚経験がある事例が77.3%であったことはすでに触れたが、婚姻関係の不安定さがうかがえる結果である。対象事例の家族類型は、母子家族が41.2%、実父母家族が27.7%、ステップファミリーが24.4%、父子家族が2.5%、祖父母と実父母家族が1.7%、その他の家

族が2.5%であった。前者の3類型について、「経済的に困難・多少困難」と判断されるケースは、母子家族93.5%、実父母家族63.6%、ステップファミリー75.9%であり、それぞれ高い比率となっている。とりわけ母子家族における比率の高さが際立っている。

本論考は、家族構成による虐待者の特徴を考察しているが、まとめとして、「家族員間の関係は、社会に存在する家族規範や性別による役割規範、さらに就労と家督における女性の不利の問題など、社会の仕組みから影響を受けるものである。家族の理解には、その背景にある社会構造を同時に捉えていかなければならない。」と述べている。家族変動には家族の経済的困難が伴う場合が多く、家族構成が変化した結果、子どもと保護者との関係に葛藤が生まれることも考えられる。虐待が生起する背景の一つとして、家族変動と家族構成の問題に着目し、支援のあり方を検討する必要があることを認識させられる。

さて、藤原里佐は文献22(2013年)で、子どもや養育者に障がいがある事例について論究している。

藤原はまず、「事例に集約されている家族の生活歴を見ると、一つの問題が解決しないまま、新たなトラブルが発生し、不安や困窮は累積されていく。また、一つの困難は、さらにもう一つの新たな問題を招き、原因と結果が相互に作用しあっていく構造である。」と述べて、「家族が直面している「層」としての問題を理解することが重要である。」と基本的な視点に触れている。

藤原によると、調査5の対象事例119事例のうち、被虐待児またはきょうだいに障がいがある事例は実に71事例にのぼっている。そのうち、被虐待児ときょうだいの両方に障がいがある事例は33事例であった。また、養育者に知的障がい、発達障がい、その他の疾病・障がいがある事例(精神障がいを除く)は40事例であった。さらに、被虐待児に障がいがある56事例のうち、親も知的障がいを持っている事例が21事例であった。

こうした状況に対して、「養育者が子どもに関わる余裕を失っていたり、他の問題の深刻さに埋もれたりなど、障がいの発見と対応が遅れる傾向が見られる。」とし、「親が直面している出来事の処理や展開の陰で、子どもの障がいが小さくされているものと思われる。」と述べている。そして、「いわば不利の集中は、社会構造的な問題であることが「証明」された。虐待者の意識や育児態度の問題として虐待を捉えるだけではなく、育児という営みを担う上での生活基盤のもろさ、家族関係の脆弱さを追求することの必要性はここにある。」として、「児童虐待が養育者の生活全般を覆う悪条件、あるいは、生活歴に由来する不利でもあるという視角に基づいて、不利の集中を余儀なくされている家族の生活支援、育児支援を具体化することが課題であると考える。」と結んでいる。

虐待の問題を社会構造的に生起する問題と捉え、養育者の責任に帰するのではなく、生活基盤を整備する具体的な取り組みと具体的な育児支援が求められていることを主張しており、傾聴すべき視点だと考える。

④辻京子氏による調査報告(文献28、2015年)

本研究は、四国のある児童相談所における虐待相談受理データから、虐待とその世帯の経済階層との関連を究明しようとしたものである。その際に、アメリカでの虐待と階層の議論の枠組みを参照し、二つの仮説を検証する形で分析している。すなわち、一つの仮説は、虐待が統計上低階層に多発して

いるのは、低階層の住民が生活する地域に福祉職が多く入るために発見通告されやすいが、中・上階層の住民が生活する地域では発見通告されにくく暗数が多いためとする「階層均等説」であり、もう一つの仮説は、重度な虐待は階層にかかわらず発見する可能性が高いにもかかわらず、重度の虐待が低階層に多いことを根拠とする「階層偏在説」である。そこで本研究では、虐待の重症度と階層との関連を検討しようとしている。

調査は、人口40万人を管轄する児童相談所で2004年度～2008年度に虐待相談として受理し、虐待の有無を確認して虐待と判定した全ケースから、重複ケースや記録がないケースを除いた660事例を対象として分析している。その概要は表25のとおりである。経済的に問題を抱える世帯は、「生活保護」と「非課税・生活困窮」を合わせて64.3%と高くなっている。世帯構成では、ひとり親世帯が37.0%を占めている。そのひとり親世帯について、表26を見ると、経済的に問題がある世帯が、91.9%とほとんどとなっていることがわかる。

表25 660事例の概要（辻京子「児童虐待と経済階層の関連」『臨床心理学研究53-2』日本臨床心理学会、2016年）

		n	%			n	%
性別	男児	348	(52.7)	世帯構成	両親と子どもの世帯	383	(58.0)
	女児	312	(47.3)		ひとり親と子どもの世帯	244	(37.0)
虐待の種類	身体的虐待	231	(35.0)	三世帯世帯	31	(4.7)	
	心理的虐待	147	(22.3)	その他の世帯	2	(0.3)	
	性的虐待	19	(2.9)	虐待者	実父	184	(27.9)
	ネグレクト	263	(39.8)		継父・養父	53	(8.0)
虐待の重症度	虐待の危惧	197	(29.8)		実母	394	(59.7)
	軽度虐待	109	(16.5)		継母・養母	14	(2.1)
	中度虐待	211	(32.0)	その他	15	(2.3)	
	重度虐待	80	(12.1)	3か月未満	117	(17.7)	
世帯の経済状況	生命の危機	63	(9.5)	虐待が発見されるまでの期間	3か月以上1年未満	128	(19.4)
	問題なし	236	(35.8)	1年以上3年未満	141	(21.4)	
	生活保護	85	(12.9)	3年以上	254	(38.5)	
	非課税・生活困窮	339	(51.4)	不明	20	(3.0)	

表26 世帯構成と世帯の経済状況の関係（出典は表25に同じ）

	問題なし		非課税・生活困窮		生活保護		合計
	n	%	n	%	n	%	
ひとり親世帯	20	8.2	168	68.9	56	23.0	244
両親世帯	200	48.3	185	44.7	29	7.0	414

p=0.000

表27から虐待の重症度と世帯の経済状況の関連を見ると、世帯の経済状況が「問題なし」では「虐待の危惧」の割合が高く、「非課税・生活困窮」や「生活保護」では高い重症度に偏在している。

表 27 世帯の経済状況と重症度の関係（出典は表 25 に同じ）

	問題なし		非課税・生活困窮		生活保護	
	n	%	n	%	n	%
虐待の危惧	110	(46.6)	76	(22.4)	11	(12.9)
軽度虐待	32	(13.6)	64	(18.9)	13	(15.3)
中度虐待	56	(23.7)	119	(35.1)	36	(42.4)
重度虐待・生命の危機	38	(16.1)	80	(23.6)	25	(29.4)
合計	236	(100.0)	339	(100.0)	85	(100.0)

p=0.000

これらの結果から辻は、「虐待が発生した世帯は経済的に問題を抱える世帯が多く、経済的に問題を抱える世帯ほど重度の虐待の割合が高いこと」が示されたとする。そして、「今回のデータは、低階層に重症度の高い虐待が偏在するという階層偏在説を支持していた。虐待防止や虐待発生件数を現象させるためには、低階層の子どもへの重層的な社会保障システムを組みこんだ施策が有効であるといえる。」と提言している。さらに、「本調査の結果において、児童虐待が低階層に偏在していたことから、日本でも、社会経済的な支援整備をすることで、現行の児童虐待防止対策では個人の側のリスクとみなされている「生活基盤がない」「保育に欠ける」などの要因を社会の責任で減らしていくことのほうが、エビデンス・ベースドの対策だということができる。」と結んでいる。

虐待の問題を養育者の個人的な課題に還元して、カウンセリングや心理治療が推奨されることが多いが、まずは家族の生活基盤を整備するための社会による支援が広く行われたうえで、はじめて養育者個人の課題にも着手できるという意味で、大切な指摘だと考える。

⑤加藤洋子氏の研究

加藤洋子は調査2と調査4のデータを2次分析した論考を発表してきている。

文献15(2010年)では、調査2のデータを2次分析し、虐待が発生する家族の特徴を明らかにしている。調査2は一時保護事例のデータであるため、比較的重度の虐待事例とみなされる。そこで「重度の児童虐待」が発生する家族について、その家族の特徴を明らかにするとして以下のように述べる。すなわち「虐待の「リスク要因」としての貧困とは何かについて、貧困の内容を把握するために、家族の「養育基盤」に着目した。ここでは、家族の「養育基盤」を「生活基盤」と「家族形態」からなるものと定義したい。「生活基盤」については二つの項目（住居・就労）から分析し、「家族形態」については主に（世帯類型）から分析した。」とその問題意識と方法を述べている。

分析項目は、住居の有無や転居回数、就労の有無、就労の安定度、転職の有無、世帯類型、婚姻の有無や家族変動である。それらの結果から3つの家族類型を導き出している。すなわち、類型1：養育基盤安定型、類型2：母子家庭 養育基盤不安定型、類型3：養育基盤不安定型である。類型3は内縁関係が多い。分析対象の501事例の比率は、類型1が45.9%、類型2が42.5%、類型3が19%であった。類型2ではネグレクトの割合が高かった。

経済状況を見ると、類型1では課税世帯が42.8%であるものの、生活保護世帯7.8%、非課税世帯

24.1%であった。類型2では、生活保護世帯が39.6%、非課税世帯24.6%であり、6割以上が低所得であった。類型3では、生活保護世帯は2.4%であったが、非課税世帯は35.8%であり、経済的な問題を抱えている割合が高い。学歴では、類型2の母親は41.6%が中卒であり、類型3では父・母ともに40.5%が中卒であった。

以上のような分析を通じて加藤は、様々な要因がどのように重なり合っているかを検討し、家族を類型化することで、それぞれの類型に対応した支援方法を検討することが可能になると述べている。

文献26(2015年)では、調査2と調査4のデータの2次分析を基に、両調査のクラスタ分析比較を行い、虐待問題を抱える家族の特徴を明らかにしようとしている。クラスタ分析をする際の独立変数としては、家族形態、保護者の就労、世帯の経済的状況、保護者の虐待認識を用いている。対象世帯数は、調査2が416世帯、調査4が7,256世帯である。

その結果、両調査とも共通して4つの類型が導き出された。すなわち「両親型」「ひとり親型」「祖父母同居型」「内縁型」である。「ひとり親型」では、世帯の経済的状況は「生活保護」や「非課税」であり、保護者の就労では「無職」、就労は「不安定」という状況が、両調査で共通して見られた。保護者に精神疾患があるケースが多いことも分かった。また、「祖父母同居型」でも、経済的な状況が厳しく、「無職」という項目と関係があったとしている。

分析結果を受けて加藤は、「このように実態調査を様々な角度から分析することにより、家族の特徴が示され、その傾向に対して、どのようなサービスを充実させていくかがわかる。」として、経済的支援や精神面での支援、家事援助等の支援が必要であることを述べている。

文献30(2016年)は、以上のような論考を踏まえて、分析結果をさらに深めようとしたものである。すなわち「今まで実施されてきた虐待実態調査の中でも全国規模の2つの調査を家族の「生活基盤」を中心に分析し直し、家族に関するデータ間の関係から結果を導き、複数の虐待要因を重ね合わせて考察することにより、有効的な虐待対応策を検討」しようとしている。分析対象は、やはり調査2と調査4のデータを用いている。

クラスタ分析の結果導き出された類型は4つであり、家族形態の特徴から、「両親型」「母子型」「父子型」「内縁型」と名付けられた。両親型では、身体的虐待・心理的虐待・偏った子育て観、配偶者との関係の各要因と重なり合い、母子型では、保護者の最終学歴の低さ、就労の不安定、ネグレクト、生活保護、精神的な不安定、親として未成熟、パートナーなしが特徴であった。父子型では、暴力的傾向、身体的虐待、ネグレクト、パートナーなしが、内縁型では、性的虐待、父親の最終学歴の低さ、生活の不安定さが特徴だった。また、調査4のデータを基に、家族類型と一時保護に影響を与えた項目を重ねてロジスティック回帰分析により多重的に考察し、それぞれの類型で着目すべき観点をあげている。

以上のように加藤は、虐待問題の背景に経済的困難があることを前提として、諸困難の重なり合いを家族類型と重ねることで、それぞれに対応した支援のポイントを見出そうとしている。家族類型と困難の重なり合いを整理した点では画期的な研究といえよう。それぞれの類型の特徴と支援のポイントの正確性や妥当性、またその枠組みには収まりきらない事例の存在も考え合わせたときに、どういった支援を構築するかという点では、さらに綿密で詳細な検討が必要と思われる。

⑥山野良一氏の論考

山野は児童相談所現場での経験やアメリカでの留学経験を通じて、子どもの貧困と虐待の問題に関する認識を深め、多くの論考を著している。それらは基本的考え方を述べて、施策の転換を訴える内容が多い。まずは山野によるひとり親家庭の分析（文献23、2013年）について紹介したい。

ひとり親家庭の虐待発生率が高いことが指摘されているものの、山野は、「そうした虐待発生率の高さに関連して、ひとり親世帯における虐待発生要因等が他の世帯とどのように違うのかは、理論的にも統計的にも整理がついているとは言いがたい」とし、また、「ひとり親世帯と言っても、父子世帯と母子世帯ではジェンダーの観点から児童虐待の発生につながる要因には異同が存在する可能性がある」として、調査4のデータを2次分析した結果を報告している。分析対象は調査4で虐待に該当し、さらにきょうだいケースを一世帯としてまとめた世帯数である6,764ケースである。

まず母子世帯とふたり親世帯（母親が虐待者である事例）との比較をしている。その結果、母子世帯の方が子どもの年齢が優位に高く、若くして出産していることが推測されたとした。また、母子世帯はネグレクトが58.4%と高く、虐待につながる家庭・家族の状況で経済的困難が53.5%と高く、経済状況では生活保護が50.3%、非課税世帯が27.9%と高い割合であった。一方ふたり親世帯（母親が虐待者である事例）では、課税世帯が83.0%である。不安定な就労も母子世帯の方が優位に高かったが、就労状況では、母子世帯で無職が39.1%、ふたり親世帯（母親が虐待者である事例）では家事専念が45.3%であった。虐待者の生育歴では、母子世帯では34.9%がひとり親世帯出身であったのに対して、ふたり親世帯（母親が虐待者である事例）の母親の成育歴でひとり親世帯であったものは14.4%であった。

次に父子世帯とふたり親（父親が虐待者である事例）との比較を行っている。それによれば父子世帯では、子どもの年齢が母子世帯の場合よりもさらに高く、ネグレクトの割合も高かった。また、経済的困難の割合が42.0%と高く、一方で孤立の割合が22.9%と母子世帯以上の高さであった。

これらから山野は、母子世帯の経済状態の深刻さが見られること、母子世帯の不安定な就労状況が見られること、母子世帯・父子世帯ともに無職の割合が高いことを指摘する。また、父子世帯で親族・近隣・友人からの孤立が高いことに注目すべきであるとする。さらに、母子世帯では精神疾患（知的障がいを含む）がやや多く、支援する上での配慮が必要な点であると述べている。また、母子世帯の母親の成育歴で、ひとり親家庭や継親子関係、施設入所経験がやや多いことにも着目している。

母子世帯・父子世帯ともに子どもの年齢が高かったことについて、親の年齢についてはふたり親世帯の親たちと年齢差が見られなかったことから、初婚年齢や子どもを初めて持った年齢の若さを示しているとして、「彼らは原家族との関係の不安定さなどから、早期に結婚したり子どもを持ったりしているのかもしれない。そのことが過去の被虐待や現在の虐待問題とどう関連しているのかを考察することが、ケース支援においても重要ではないだろうか。」と指摘する。

山野はまとめとして、「今回の分析では虐待問題を抱えるひとり親世帯における、経済的困難さ、無職状況の多さ、父親の孤立の問題、母親の精神疾患や成育史の問題、子どもの問題行動の多さなどをふたり親世帯との比較において確認することができた。」とし、「ひとり親たちが子どもを経済的なものを含めた安定した養育環境で育てられるように、貧困対策や雇用対策など社会保障を充実させる

ことが虐待を減らすためにも重要であることがこの研究からも垣間見えてきた。」とする一方で、「マクロな政策面だけでなく、父親の孤立の問題、母親の精神疾患、成育史上の問題、子どもの問題などに対する丁寧で粘り強いケースワークが、ふたり親世帯以上に必要とされることもこの研究からは指摘できるだろう。」と結んでいる。

山野は数多くの論考の中で、基本的な視点を整理し、「虐待の連鎖は、貧困の連鎖と螺旋構造に重なっているように思われる。」(文献 16、2011 年)と述べる。そして、「貧困な人々はストレスから逃れる手段をほとんど持たない—たとえば次の仕事を探していく間の生活費がないなど—状況にあるので、経済的なストレス以外の子育てを含む生活上のストレスに対しても脆弱になってしまう可能性がある。」(文献 16)と養育の基盤の乏しさを指摘する。

さらに、「社会的排除の概念に即して言えば、子ども時代から社会的に脆弱な立場にいる人が、子ども期においても、教育や福祉へのアクセスに欠け、さらには地域や親類縁者からの援助もほとんど受けずに、仕事も住居も社会的な周縁部に置かれ続けた状態の中で起きているのが子ども虐待なのではないか。つまり、虐待とは一見個人的または家族内の問題として表れるが、実はそのことで子どもや家族に対する社会全体の姿勢が問われている現象なのである。」と述べて、「今必要とされているのは、これまであまりに家族や親たりばかりに頼りすぎた私たちの姿勢そのものを問い直し、社会的環境がどのように家族や子どもたちに心理的・経済的に影響を与え、虐待など養育の問題に結びついているかを検討することではないか。」と訴える。(文献 17、2011 年)

そして、「子ども虐待を防ぐには、まず虐待と貧困問題の深い結びつきを社会の中で解消する必要があると思われる。そのためにまず取り組まなければならないのは、たとえ遠回りに思えようとも、社会保障や雇用対策など子育ての土台となる部分に十分な社会的コストをかけていくことである。そうしなければこれまで日本で積み上げてきた子ども虐待対策は無駄に終わってしまうかもしれない。虐待問題に特化した対策ではなく、貧困対策を含め、家族が十分な子育て機能を発揮できるための社会的な土台を作ることこそが、実はもっとも効果的な虐待予防策なのである。」(文献 14、2010 年)と主張する。

このように山野は、子ども虐待をはじめとした子どもの養育問題を、社会的背景を踏まえて社会全体の課題としてとらえ、広い社会政策と個々の事例に応じた丁寧なソーシャルワークとが組み合わせられるべきであることを説得力を持って説いている。

⑦川松亮の論考

川松もまた児童相談所での体験に根差して、子どもの貧困と虐待の関連性について指摘し、その対応策を提起してきている。

まず、文献 9 (2008 年)では、児童相談所が取り組んできた要保護児童の問題は、その本質において貧困問題の子どもにおける表れであることを述べた上で、調査 2 や調査 3 のデータ及び国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」報告書データ等を引用して、子ども虐待と貧困の相関関係が裏付けられるとした。

また事例について触れたのち、「虐待相談を受けた家庭を調査すると、経済的な困難を抱える比率

が著しく高いという事実は明白であり、貧困が子ども虐待のリスクを高めていると考えられる。」とした。ただ、虐待相談と家庭の経済状況の関係を調べた全国的な統計は見られない、と述べてさらなる調査の必要性に触れ、「貧困が子ども虐待に結び付く機序について明らかにする研究も見られない。」とし、「どのような要素がある場合に、貧困から子ども虐待に至るのかを検討する必要がある」こと、「そのことによって、とるべき社会的対策が明らかになると考える。」とした。

最後に、生活全体を支える「社会的コスト」をかける必要性を訴え、「家族の抱える困難を構造的に把握して、援助に結び付けることが私たちに求められている」と結んだ。

文献 10（2009 年）では、調査 4 のデータを紹介して、全国的調査が実施されたことと、調査結果から、「子どもの虐待が起こる家庭において、経済的困難やひとり親家庭の比率が高いことが認められる。」と述べた。

また、同論文では、「虐待の程度が重いほど家庭の経済的困難度が高い」傾向があると主張し、都内のある児童相談所のデータを紹介している。

表 28 虐待の重症度と経済的困難の関連性—都内 A 児童相談所が 2003 年度に受理した虐待相談の家族分析 (%) (川松亮「児童相談所から見る子ども虐待と貧困—虐待ハイリスク要因としての家庭の経済的困難」子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店、2009 年 9 月から)

	母子家庭	生活保護 受給家庭	保護者が精神 疾患を有する か精神的に不 安定な家庭
虐待相談受理総 数に対する比率	20.68	17.93	16.55
子どもの入所措 置をとった家庭 に対する比率	58.33	66.67	66.67
東京都の全家庭 に占める比率	2.05	1.54	

注：東京都の全家庭に占める比率のみ2004年

表 28 に見るように、虐待として受理した相談全体よりも、施設入所措置をとった家庭の方が、母子家庭比率、生活保護率、保護者の精神疾患かまたは精神的に不安定な家庭の比率が大幅に高くなっている。施設入所措置をとった事例は虐待的な養育環境が容易に改善しない事例であり、重症度が高い事例といってよく、そのような家庭では、経済的な困難に起因したさまざまな複合的問題を抱える家庭が多いことに触れている。

さらに、調査 3 を援用して、虐待問題を抱える家庭に社会的な孤立が高い割合でみられることに触れている。そして「身近な援助や社会的サポートがないときに、子どもの虐待が起こっていると考えられることができる」ことを認識する必要があると訴えた。

以上を受け、養育の支援を通じて虐待を減らしていくためには、①個々の家庭への経済的な保障を拡充すること、②地域の生活援助サービスを拡充すること、③子どもたちが豊かな経験を通して自己

肯定感を培えるような援助が求められていると訴えている。

文献 18 (2011 年) では、調査 3、調査 4、調査 5 を引用して、虐待問題の背景には複合的な不利と困難が存在することを述べ、「虐待の問題を解消するには、これらの困難の一つ一つに対応していくことが求められるとともに、虐待予防のためには、生活課題が複合して破綻につながらないように支援していくことが求められている」と訴えた。そして、「地域における社会資源の不足は、家族の困難を助長するということを忘れてはならない。」と述べて、「社会資源を創造する取り組みが求められている」と主張した。

具体的には、○ホームヘルプサービスの拡充、○民間団体と連携した小地域エリアのネットワーク、○子どもの学習や社会的経験の保障、○子育て支援拠点の拡充、○教育と福祉との具体的な連携について述べて、基礎自治体が創造的な取り組みを展開することが必要であることを訴えた。

文献 31 (2016 年) では、新たな全国調査である調査 6 を紹介して、子ども虐待の背景について説明している。特に表 23 を取り上げて、「経済的困難」や「ひとり親家庭」、「虐待者の心身の状態」といったさまざまな背景が複合的に重なり合って、虐待事例につながっていることが読み取れるとしている。

そしてこうした家庭には、アウトリーチをして身近な相談につなげることが必要だと述べて、訪問型支援の必要性に触れている。また、相談につながりにくい保護者を把握してサービスにつなげるために、民間団体をはじめとした養育支援の拠点が地域に多数存在する必要性があるとして、保護者や子どもの居場所づくりが広がることに期待を示している。また、多機関協働の支援のためには、地域のネットワークが中学校区程度のエリアで構築されることが必要だと述べている。

以上のように、虐待問題を貧困問題のあらわれとみた上で、さらに複合的要因が重なり合っている現実を指摘し、地域における具体的な支援のあり方を提起しているのである。

⑧安部計彦氏によるネグレクト研究

最後に安部によるネグレクト研究を取り上げておきたい。これまでにとりあげて来た調査結果から見られるように、ネグレクトは家庭の経済的困難が最も表れている虐待種別であった。ネグレクトに関する研究は多くはないが、安部は独自の調査により継続的に分析・研究している。

文献 24 (2014 年) では、市区町村を対象に実施した事例調査を基に、どのような家庭状況が子どものネグレクト状態に影響を与えているかを分析している。調査は 713 市区町村 (回収率 37.5%) から 2870 ケースが集められている。

家庭状況の調査項目 16 項目について主成分分析を行ったところ、5 つの主成分が抽出されたとしている。その主成分は、「経済力」、「養育力」、「ひとり親」、「非社会性」、「メンタルヘルス」であった。ネグレクト家庭の要因はいくつもの主成分に重複して含まれていたが、とりわけ「経済力」と「養育力」が大きかったとされている。

また、子どもの状態 (「子どもの不潔」、「不登校」、「病院未受診」、「夜間保護者不在」) について上記の家庭主成分についてロジスティック回帰分析を行い、中心的な主成分は「経済力」と「養育力」であることを見出した。しかし子どもの状態はすべて複数の家庭主成分の影響を受けており、単純な因果関係ではなかったとされている。例えば、「ひとり親」は「生活保護」と強いつながりを持って

いたが、この「ひとり親」は、子どもの「不登校」と「夜間保護者不在」の状態に対して促進的に影響していた一方で、「病院未受診」には抑制的に働いていた。これは生活保護を受給していれば医療費の心配がないためだと推察されると述べている。また、「引きこもり」や「援助拒否」、「特定の宗教・信念」といった要素を中心とした「非社会性」の主成分は、「病院未受診」と「不登校」に促進的に影響していたが、「夜間保護者不在」には抑制的であったとされている。

こうした結果を受けて、「ネグレクトは「原因⇒結果」や「1つの家庭状況が1つの子どものネグレクト状態を作っている」という単純な構造ではなく、さまざまな要素が複雑に重なる重複構造を示していた。」とし、「1つの主成分が、子どものネグレクトを促進したり抑制的な要因があるなど、多面的な影響を与えていることが明らかになった。」としている。

この調査は回答が市区町村職員の主観に委ねられており判断の妥当性が担保されていないなど、結果にいくつかの限定性があることを筆者自身が述べており、これらの点を改善して研究を継続したいと述べている。それとしても、ネグレクトの要素を抽出し、それらの影響が促進的、抑制的双方の効果をもたらすことを明らかにした点など画期的な分析であると言えよう。

文献 32 (2016 年) では、文献 24 と同じデータを用いて、ネグレクトと貧困の関係を考究している。まず、全サンプル 2820 事例の内、貧困は 32.2%であったとされた。ただ、生活保護 648 事例中、貧困と回答したのは 33.5%であったとのことで、生活保護でも貧困と判断されていない事例が多い調査であった。図 15 に見るように、子どもの状態別に、貧困と判断された子どもの割合を見ると、「家の不潔」、「ゴミ屋敷状態」、「異臭」、「子どもの不潔」、「病院未受診」では 5 割近くに上っている。しかし貧困だけで直接虐待状況に至るわけではないとして、何らかの媒介要因が想定されると述べている。

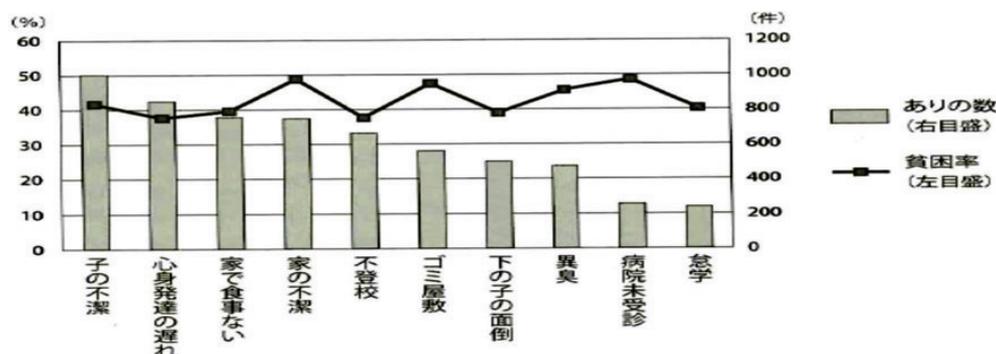


図 15 子どもの状態と貧困率 (安部計彦「ネグレクトと貧困の関係」安部他編『ネグレクトされた子どもへの支援—理解と対応のハンドブック』明石書店、2016 年)

そこで、貧困がある場合に、養育者の他の属性が子どものネグレクト状態の割合に、どう影響があるかをクロス集計により検討している。表 29 がそれで、「実母のみ」では「不登校」と「夜間保護者不在」に関連が強く、一方で「子の不潔」、「家の不潔」、「病院未受診」では逆に割合が減少していた。また、「知的障害」では「子どもの不潔」、「家の不潔」、「子どもへの暴言」、「病院未受診」、「心身発達の遅れ」など多くの項目で割合が増えていたが、「夜間保護者不在」と「不登校」の割合は減少していた。このようなことから、「貧困がある場合に、直ちに特定のネグレクト状態が出現するわけで

はない。さらに貧困が他の項目と重複した場合に、子どものある状態には割合を増やしても、別の状態を減少させるような作用も見られた。ネグレクトは単純に一つの要因に原因を求めるのではなく、多面的な視点で状態を把握する必要性が示された。」と結んでいる。

表 29 貧困と重複したときの子どものネグレクト状態（出典は図 15 に同じ）

	子の不潔	家の不潔	不登校	非行	子への暴言	子への暴力	病院未受診	家で食事しない	夜間保護者不在	発達の遅れ
実母のみ	△**	△*	***	☆	NS	△☆	△*	NS	***	△☆
精神障害(疑)	△☆	NS	NS	NS	***	**	△**	**	△***	NS
うつ(疑)	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS	△*	NS
知的障害(疑)	***	***	△**	NS	**	NS	***	NS	△*	***
引きこもり(孤立)	NS	NS	*	△☆	☆	NS	NS	NS	△**	NS
援助拒否	**	*	**	NS	**	NS	☆	NS	NS	NS

注：*：P<0.05，**：P<0.01，***：P<0.001，☆：P<0.1，△：有意に少ないことを示す

安部の研究は、実証的にネグレクトと貧困との関連性を究明しており、他の媒介項がさまざまに見られること、それぞれの媒介項によっては、現れ方が時に逆になるなど相違があることを示しており興味深い。虐待の中でも貧困の比率が高いと言われているネグレクトについて、多面的な検討が必要であることを認識させられる。

(3) 国内文献についてのまとめ

2節までの文献レビューを通して、以下のように総括ができると思う。

1. 貧困と虐待との相関関係

子どもが育つ家庭の経済的な困難状況と子ども虐待との関連性については、すべての論考が肯定的に取り上げていた。また、その相関関係を否定する論考は見いだせなかった。

両者の関連性を、虐待事例の生活保護率や非課税世帯の比率で見ると、または担当者が経済的に困難と判定している比率で見るとのものがあり、生活保護と非課税世帯を合わせた比率はほぼ共通した割合を示していた。

一方で、虐待事例の背景に経済的困難が見られない事例も当然ながら存在し、比率的にはそのグループの方が高いという結果も見られた。言えるのは、一般世帯に存在する生活保護世帯の比率等に比べて、虐待問題を抱える家庭におけるその比率が著しく高いという点なのである。そのことから一定の強い相関を認めるという論拠となっている。とりわけネグレクトにおいて、その比率が高いことは共通していた。

問題は、経済的な困難を抱えていても虐待の問題が生じていない家庭が多く存在しているはずであ

り、その点まで測定した調査というものは存在しない。そのため、経済的な困難がなぜ虐待状況に発展するのかという因果関係まで明らかにする研究は少ない。

その中であって、菅原ますみの文献 21 は、虐待問題を直接扱っているわけではないが、貧困が子どもの発達の不利に至る経過を、独自のデータを基に解析しており、参考になる視点を提供している。今後は、こうした因果関係についての考究をさらに深めていくことが必要だと考える。

2. 家族を取り巻く他の要因との関連性～複合的要因

多くの論考は、貧困と虐待の関係を直接に対象として書かれたものではない。この関係を直接のテーマとして扱ったものは、辻京子の文献 28 があげられるが、その他の論考は虐待の背景を考察する中で、経済的背景にも触れているものが多数である。

虐待の背景として、他にも家族や保護者の状態を表す項目が様々にあげられる。例えば、世帯構成、保護者の学歴、保護者の就労状況、夫婦関係の問題や DV、離婚経験、住居の状況、転居歴、保護者の精神疾患、保護者の障がい、社会的孤立などの項目を取り上げ、それらの中で経済的困難を合わせて調査検討しているものが多い。

上記の項目は、経済的困難と輻輳的に関連しており、いずれの調査や論考においてもこれらの間での強いつながりが指摘されている。特に、松本伊智朗らによる調査 5 や松本らのグループによる諸文献はその点に関する詳しいデータを提供している。そして、「不利と困難の複合」という考え方を提示しており、これは虐待問題を考える上での重要な視点であると考えられる。全国児童相談所長会の調査である調査 4 及び調査 6 も、この点での情報を提供しており注目される。

虐待の問題は、経済的困難を始めとした家族の様々な不利や困難が重なり合う中で生じているという見方ができ、貧困も「複合的要因」の一つと考えることができるだろう。このような視点からは、虐待の問題に対応するためには、まずは家族の生活基盤を整えるような支援が優先され、そのために地域の支援者たちが協働して関わることの必要性を浮かび上がらせるものであると考える。

複合的要因の相互の関連性に関しては、安部計彦の文献 32 が多面性という視点を提起していた。それぞれの要因が相互に絡み合う時に、それがどういう子どもの状態に結びつくのかという点については、さらに詳細な研究をして、支援方法の検討につなげることが必要だろうと考える。

3. ひとり親家庭や再構成家庭の抱える困難

世帯構成の中では、ひとり親家庭の困難を重視して取り上げる論考が多かった。ひとり親家庭と生活保護率との相関も高い数値を示していた。ひとり親家庭の貧困率の高さや、年間就労収入の低さは統計的に明瞭であり、ひとり親で子育てをすることは相当に厳しい状況であることは周知のことである。ただ、留意しなければならないのは、ひとり親家庭に虐待が発生するということを言っているのではないことである。虐待問題があるとして把握する家庭に占めるひとり親家庭の比率が高いということであって、ひとり親家庭の中には子育てに問題が生じていない家庭が当然ながら多いわけである。しかし、ひとり親家庭が困難を抱えやすいことは明らであり、必要な支援がなければ困難が深まることから、この問題を重視するということなのである。ひとり親家庭に対してどのような支援が求めら

れているのか、その点をさらに検討していくことが大切だと考える。

ひとり親家庭と合わせて、再構成家庭（ステップファミリー）の困難に触れている論考もあった。いくつかの調査を見ると、非血縁の親子関係を含む家庭の経済的な指数は高くはなかった。また、その背景に他の家族要因が複雑にからみあっていることもあり、それが子どもにとって不利な養育状況につながっていた。中澤香織の文献 20 や加藤洋子の文献 30 はこうした状況を統計的に整理して提示している。とりわけ内縁型の家庭の不利な状況が示されていた。

ひとり親家庭だけではなく、再構成家庭に対してもどのような支援が必要なのかを明らかにするために、種々の不利と困難の相関関係をさらに分析して支援のあり方を検討することが必要と考える。

4. 重症度との関連性

虐待事例の中でも重症度の高い事例で、経済的な困難との相関関係がより高くみられるという指摘がいくつかの論考に見られた。調査 5 における畑千鶴乃の分析や、川松亮の文献 10、辻京子の文献 29 がそのことに触れている。また、重症度が高い結果としての施設入所と位置付けるなら、堀場純也の文献 11 における「親の親（祖父母）の代から経済的貧困を背景として、「低学歴→不安定就労→失業、借金→心身の健康状態の悪化→虐待・離婚→家庭崩壊→施設入所」という典型的な「貧困」と「虐待」の連鎖が多くみられる」という指摘の妥当性がうなづける。

経済的困難は、他の様々な家族の困難に対する対応力を弱め、困難を深刻化させると考えられる。例えば経済的なゆとりがあれば、子育ての代替者に対する費用を負担することが可能となるなど、家庭の困難な状況を乗り越えることも可能となる。しかし経済的な困難を抱えている場合、そうした余裕がなく、困難を深めることに通じる。医療を受けられないことから、保護者の養育状況が悪化することもあり得るだろう。貧困は養育状況の不利をさらに深めることとなり、虐待問題の促進要因となると言ってもよいと考える。

5. 社会的孤立との関係

貧困と社会的孤立に関連があることに触れている文献も多い。松本らの調査や諸文献、山野の諸文献、調査 3 をもとにした川松の文献 10 などがあげられる。これらは、虐待問題が生じている家庭の社会的孤立の比率が高く、経済的困難と重なり合っている事例が多いことを指摘している。

貧困自体が孤立につながるという視点、貧困のために孤立的になりがちであるという視点、貧困のために進学や就労の機会が乏しくなった結果、自立に課題を抱えて孤立的になるという視点など、様々な角度からその関連性を検討することが必要だろう。

孤立することはサポートからも遠ざかることを意味し、家庭の困難が解消しないまま継続して深刻化することが想定される。また、支援へのつながりにくさもなっている。このような家庭とどうつながり、支援をしていくかが問われており、具体的なアプローチの方法を検討することが必要であると考えられる。

6. 今後へ向けて

我が国における子どもの貧困と虐待の関係に関する研究は、海外に比べて大変少ない。海外における研究を参考にしながら、我が国の状況を継続して調査し分析する必要がある。特に、貧困と虐待との因果関係について考察すること、また家族や保護者の抱える他の要因との相互関係について多面的に解析すること、そして大量データを継続的に追うことで、統制群と対比しながら検討することなど、研究を深めるべき課題は多いと考える。

研究は必要な支援をあぶりだすためにするのであり、分析の結果得られた支援ポイントを把握することで、家族の困難を解消することにつなげる必要がある。海外では家庭訪問型の支援の有効性が証明された研究もあり（2章のOECDの文献参照）、我が国においても、具体的な支援方法の有効性を示す根拠となる研究が求められていると考える。貧困と虐待に関する研究がさらに進化することを願って本章の結びとしたい。

文献リスト 子どもの貧困と子ども虐待の関連性に関する代表的国内文献

著者名	論文名	掲載書籍・雑誌等名	発行者・出版社等名	出版年月
高玉 和子	児童虐待問題に関する一考察(2): 児童虐待の全体像	研究紀要第25巻	駒沢女子大学	1992-03 文献1
上野 加代子、Pelton Leroy H.、Gil David G.	アメリカにおける児童虐待・放置対策の陥穽: 無視された経済的要因	社会福祉研究第71号	鉄道弘済会社会福祉部	1998-04 文献2
岩井宜子・内山絢子・ 佐藤典子・宮園久栄	わが国における児童虐待の実態	萩原玉味・岩井宜子他編『児童虐待とその対策: 実態調査を踏まえて』	多賀出版	1998 調査1
中谷茂一	統計でみる子ども虐待の実態	高橋重宏編『子ども虐待』	有斐閣	2001-06 文献3
大村紀子、岩谷澄香	子ども虐待を考える—文献的考察—	神戸市看護短期大学部紀要第22号	神戸市看護短期大学部	2003-03 文献4
中谷茂一他	児童相談所が対応する虐待家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察	厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)(研究代表者 高橋重宏) 分担研究報告書		2003 調査2
星野 信也	論評 ユニセフ調査にみる児童虐待と児童の貧困	週刊社会保障第58巻2283号	法研	2004-05 文献5
益田早苗、浅田豊	虐待する親のリスク要因に関する実態調査—青森県の児童相談所における過去8年間の相談事例の分析から—	子どもの虐待とネグレクト第6巻第3号	日本子どもの虐待防止研究会	2004-12 文献6
東京都福祉保健局	児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよ子どもの未来、育てよう地域のネットワーク—		東京都福祉保健局	2005-12 調査3

山野良一	児童虐待は「こころ」の問題か	上野加代子編『児童虐待のボ リテイクス』	明石書店	2006-02	
上野 加代子	児童虐待 - リスクの個人管理から社会管理へ (特集 子どもを巡る環境の変化)	季刊家計経済研究NO.73	家計経済研究所	2007	文献 7
川上 輝昭	児童虐待と現代の貧困に関する考察 - 経済的貧困と 教育的貧困を中心に	名古屋女子大学紀要 人文・ 社会編 53	名古屋女子大学	2007-03	文献 8
中谷茂一	統計でみる子ども虐待の実態	高橋重宏編『子ども虐待 (新 版)』	有斐閣	2008-04	
川松 亮	児童相談所から見る子どもの虐待と貧困 - 虐待ハ イリスク要因としての貧困	浅井春夫・松本伊智朗・湯澤 直美編『子どもの貧困—子ど も時代のしあわせ平等のため に』	明石書店	2008-04	文献 9
山野良一	子どもの最貧国・日本—学力・心身・社会におよぶ 諸影響		光文社新書	2008-09	
阿部彩	子どもの貧困—日本の不公平を考える		岩波新書	2008-11	
松本 伊智朗	子ども虐待の「今」(第4回)貧困と子ども虐待	子どもの虐待とネグレクト第 10巻第3号	日本子ども虐待防止 学会	2008-12	
全国児童相談所長会	「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」 結果報告書	こども未来財団児童関連サ ービス調査研究等事業 (主任研 究者 丸山浩一)	こども未来財団	2009-03	調査 4
金澤 ますみ	児童虐待と貧困 - スクールソーシャルワークの現場 から (特集 子どもと暴力 - 暴力からの回復)	解放教育第 39 巻第 2 号	明治図書出版	2009-02	
松本 伊智朗	貧困と子どもの虐待 (特集 子ども虐待を防ぐ7つの 話題 - 知識を深め、効果的な取り組みを探る)	月刊地域保健第 40 巻第 7 号	東京法規出版	2009-07	

川松 亮	児童相談所から見る子ども虐待と貧困—虐待ハイリスク要因としての家庭の経済的困難	子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』	明石書店	2009-09	文献 10
山野 良一	"社会的虐待" 論序説 - 児童相談所の現場から見えてくるもの (特集 虐待と貧困 - 貧困から虐待問題を問うこと)	総合社会福祉研究第 35 号	総合社会福祉研究所	2009-10	
浅井 春夫	なぜ貧困の視点から虐待を問うことが必要なのか (特集 虐待と貧困 - 貧困から虐待問題を問うこと)	総合社会福祉研究第 35 号	総合社会福祉研究所	2009-10	
堀場 純矢	児童養護施設からみた子ども虐待と貧困 - 東海地区 6 施設の調査から (特集 虐待と貧困 - 貧困から虐待問題を問うこと)	総合社会福祉研究第 35 号	総合社会福祉研究所	2009-10	文献 11
山形県	児童虐待相談事例調査分析報告書		山形県子ども政策室 子ども家庭課	2010-03	
松本 伊智朗	子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援	子どもの虹情報研修センター 紀要 No8	子どもの虹情報研修 センター	2010	文献 12
竹沢 純子	児童虐待の現状と子どものいる世帯を取り巻く社会経済的状況 - 公的統計及び先行研究に基づく考察 (特集 児童虐待の背景と新たな取り組み)	季刊社会保障研究第 45 巻第 4 号	国立社会保障・人口 問題研究所	2010	文献 13
山野 良一	子ども虐待の背景にある貧困 (特集 子どもの貧困と社会保障)	月刊保団連 No.1018	全国保険医団体連合 会	2010-02	文献 14
松本伊智朗編	子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会を目指して		明石書店	2010-02	
松本 伊智朗他	子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究	2009・2010 年度厚生労働科学 研究報告書 (政策科学総合 研究事業) (研究代表者 松 本伊智朗)		2010-03	調査 5

加藤 洋子	虐待問題を抱える家族と貧困—児童相談所が対応する虐待家族の類型化	追録式『子ども虐待の予防とケアのすべて』	第一法規	2010	文献 15
湯澤 直美	子ども虐待の「今」(第8回)子どもの貧困の発見力と合意形成	子どもの虐待とネグレクト第12巻第3号	日本子ども虐待防止学会	2010-11	
駒村 康平、道中隆、丸山桂	被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題	三田学会雑誌 103 巻 4 号	慶応義塾経済学会	2011-01	
山野 良一	貧困と子どもの虐待 - 「救済対応」から家族の「生活支援」へ (特集 家族崩壊という現実 - 子どもの虐待、ひきこもり、失踪老人)	世界 no.813 2011 年 2 月号	岩波書店	2011-02	文献 16
山野 良一	無縁社会と子ども虐待 - 児童相談所の現場から (特集 貧困とそだち) - (子どもの貧困の現実)	そだちの科学	日本評論社	2011-04	文献 17
田中 理絵	社会問題としての児童虐待: 子ども家族への監視・管理の強化 (<特集> 幼児教育の社会学)	教育社会学研究	日本教育社会学会	2011-06	
野尻 紀恵	学校現場で見えてくる貧困 - ネグレクトケースへの対応からスクールソーシャルワーカーに見えてきたもの (特集 子ども虐待)	教育	国土社	2011-10	
水主川 純、定月 みゆき、箕浦 茂樹	経済的社会的問題点を抱える妊婦の予後と支援の現状 (特集 社会医学的ハイリスク妊娠とその対策)	産婦人科治療	永井書店	2011-10	
畑 千鶴乃	子どもの貧困防止のために保育ができること (2) 子どもの貧困と虐待	保育情報	全国保育団体連絡会	2011-11	
川松 亮	児童相談所から見た子どもの貧困と自治体の役割	公益財団法人荒川区自治総合研究所『子どもの未来を守る - 子どもの貧困・社会的排除問題への荒川区の取り組み』	三省堂	2011-11	文献 18

松本 伊智朗	子どもの貧困と「重なり合う不利」：子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して（特集 日英における貧困・社会的包摂政策：成功、失敗と希望）	季刊社会保障研究第48巻1号	国立社会保障・人口問題研究所	2012-06	文献 19
中嶋 裕子	子どもをめぐる貧困と虐待：イギリスの施策から学ぶ（2011年度大会テーマ投稿論文 大会テーマ ポストモダンにおける貧困とソーシャルワークアプローチ）	社会事業研究 51号	日本社会事業大学社会福祉学会	2012-01	
中澤 香織	家族構成の変動と家族関係が子ども虐待へ与える影響：母親の家族内における立場に注目して	厚生 の指標第59巻第5号	厚生労働統計協会	2012-05	文献 20
菅原ますみ	子ども期のQOLと貧困・格差問題に関する発達研究の動向	菅原ますみ編『子ども期の養育環境とQOL』お茶の水大学グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」1巻	金子書房	2012-09	文献 21
松本伊智朗編	子ども虐待と家族―「重なり合う不利」と社会的支援	大原社会問題研究所雑誌 No.657	明石書店	2013-02	
藤原 里佐	虐待事例に表れる障害と貧困―家族の脆弱性という視点から			2013-07	文献 22
山野 良一	ひとり親世帯における虐待発生要因の特徴	子どもと福祉 Vol.6	明石書店	2013-07	文献 23
安部 計彦	家庭状況が子どものネグレクト状態に与える影響	子どもの虐待とネグレクト第16巻第1号	日本子ども虐待防止学会	2014-05	文献 24
田口(袴田) 理恵, 河原 智江, 西 留美子	虐待的行為指標の妥当性の検討：母親の虐待的行為得点と社会経済的状況・育児感情の関連	共立女子大学看護学雑誌第1巻	共立女子大学看護学部	2014	文献 25
全国児童相談所長会	「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書	子ども未来財団平成25年度児童関連サービズ調査研究等事業（主任研究者 桜山豊夫）	子ども未来財団	2014-03	調査 6

山形県	児童虐待相談事例調査分析報告				山形県子育て推進部 子ども家庭課	2014-03	調査 7
前田 清	児童相談所における虐待対応の現状と社会医学的課題			社会医学研究第 32 巻 1 号	日本社会医学会事務局	2015	
山野 良一	子ども虐待と貧困問題に地域はどう取り組むか（特集自治体"子ども政策"の新展開）			月刊ガバナンス 2015 年 6 月号	ぎょうせい	2015-06	
加藤 洋子	児童虐待問題を抱える家族の特徴に関する研究—児童相談所の虐待実態調査に関するクラスタ分析を通して—			厚生 の 指標 第 62 巻 第 8 号	厚生労働統計協会	2015-08	文献 26
中村 強士	保育所保護者における貧困と養育態度：名古屋市保育所保護者への生活実態調査から			日本福祉大学社会福祉論集第 133 号	日本福祉大学社会福祉学部	2015-09	文献 27
全国児童相談所長会	「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」報告書			全児相通巻第 99 号別冊	全国児童相談所長会	2015-10	文献 28
辻 京子	児童虐待と経済階層の関連：A 児童相談所の虐待相談受理データからの考察			臨床心理学研究 53 - 2	日本臨床心理学会事務局	2016-03	文献 29
加藤 洋子	児童相談所が対応する虐待問題を持つ家族の特徴に関する研究—2003 年・2008 年の子ども虐待実態調査の 2 次分析を通して—			子ども家庭福祉学第 16 号	日本子ども家庭福祉学会	2016	文献 30
川松 亮	子どもの貧困と虐待・ネグレクト			松本伊智朗他編『子どもの貧困ハンズブック』	かもがわ出版	2016-11	文献 31
安部 計彦	子どものネグレクト状態に関係する要因の相互作用に関する研究			日本社会事業大学博士論文		2016	
安部計彦・加藤曜子・三上邦彦編	ネグレクトされた子どもへの支援—理解と対応のハンズブック				明石書店	2016-11	文献 32

諸調査に見る「子どもの貧困と虐待」に関する主な指標一覧表 (%)

文献リスト中の番号	調査1	調査2	文献6	調査3	調査4	調査5	調査6	調査7
調査名	岩井宜子他「わが国における児童虐待の実態」(1998)	中谷茂一他「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察」(2003)	益田早苗他「虐待する親のリスク要因に関する実態調査―青森県における相談所における過去8年間の相談事例の分析から―」(2004)	東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ―輝かせよう子どもたちの未来、育てよう地域のネットワーク―」(2005)	全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書(2009)	松本伊智朗他「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」(2010)	全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査報告書」(2014)	山形県「児童虐待相談事例調査分析報告」(2014)
経済状態	-	19.8	17.7	15.3	12.8	39.5	16.5	-
	-	26.0	-	-	11.7	5.0	8.9	-
経済的困難が背景にある割合	「生活が困窮している」割合 52.5	-	「経済的困窮あり」の割合 63.7	「経済的困難」の割合 30.8	「経済的な困難」の割合 31.5 (親ベースの集計)	「生活の困難度」 困難：54.6 多少困難：26.9 「養育者のこれまでの生活上の出来事」のうち 経済問題：72.3	「経済的な困難」の割合 24.6 (親ベースの集計)	「経済的な困難」の割合 39.7
	母子世帯 22.7 (うち生活保護率45.9%)	30.5 (うち生活保護率45.9%)	本調査での夫婦世帯の形態等は 初婚：30.2 内縁：5.4 再婚：16.3 母子：27.0 父子：10.5 未婚：2.6 他の親族：2.7 その他：2.1	30.6	31.3	42.9	26.6	38.6
世帯構成	父子世帯 11.9	5.8 (うち生活保護率20.8%)	5.0	6.3	2.5	6.0	5.2	-
	内縁関係 12.7	-	-	-	-	-	-	-

学歴(父親)	中卒	本調査では虐待者全体の学歴を調査 中卒： 34.4 高校中退： 6.7 高卒： 12.2 短大、専門学校中退： 0.7 短大、専門学校卒： 2.2 大学卒： 2.4 不明： 40.6 無回答： 1.0	23.0	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 中卒： 19.2 高校等中退： 8.9 高校等卒業： 39.7 大学等卒業： 29.4 その他： 2.8	本調査では主たる虐待者の学歴を調査 中卒： 10 高校等中退： 15 高校等卒業： 56 大学等卒業： 14 その他： 6
	高校中退		-	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が母親の場合 中卒： 21.0 高校等中退： 20.6 高校等卒業： 42.1 大学等卒業： 11.6 その他： 4.7	
学歴(母親)	中卒	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	37.4	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が母親の場合 中卒： 21.0 高校等中退： 20.6 高校等卒業： 42.1 大学等卒業： 11.6 その他： 4.7	
	高校中退		-	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 中卒： 19.2 高校等中退： 8.9 高校等卒業： 39.7 大学等卒業： 29.4 その他： 2.8	
高卒	高卒	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	23.3	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 中卒： 19.2 高校等中退： 8.9 高校等卒業： 39.7 大学等卒業： 29.4 その他： 2.8	
	中卒		37.4	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が母親の場合 中卒： 21.0 高校等中退： 20.6 高校等卒業： 42.1 大学等卒業： 11.6 その他： 4.7	
就労状況(父親)	正規雇用	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	44.4	-	-	虐待者が実父の場合 定職： 55.5 転職が多い： 10.3 パート： 1.6 家業の手伝い： 0.3 家事専念： 0.6 無職： 17.6 その他： 0.6 不明等： 13.5	本調査では主たる虐待者の就労状況を調査 正規就労： 29.6 非正規雇用： 18.5 家事手伝い： 0.9 家事専念： 11.9 無職： 19.4 学生： 0.6 その他： 1.5 不明： 7.7 無回答： 9.9	-	-	主たる虐待者が父親の場合 正規就労： 76.4 非正規雇用： 9.4 内職： 0.5 家事専念： 0.3 無職： 12.1 学生： 0.1 その他： 1.2	本調査では主たる虐待者の就労状況を調査 正規就労： 32.8 非正規雇用： 24.6 内職： 0.9 家事専念： 12.8 無職： 25.0 学生： 0.6 その他： 1.1 不明： 2.3
	非正規雇用		18.6	-	-	-	虐待者が実母の場合 定職： 13.1 転職が多い： 4.6 パート： 1.95 家業の手伝い： 1.2 家事専念： 24.1 無職： 23.3 その他： 1.6 不明等： 12.6		-	主たる虐待者が母親の場合 正規就労： 14.7 非正規雇用： 30.3 内職： 1.0 家事専念： 26.2 無職： 25.7 学生： 0.2 その他： 1.9	
就労状況(母親)	無職	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	11.5	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 正規就労： 76.4 非正規雇用： 9.4 内職： 0.5 家事専念： 0.3 無職： 12.1 学生： 0.1 その他： 1.2	
	正規雇用		5.2	-	-	-	虐待者が実母の場合 定職： 13.1 転職が多い： 4.6 パート： 1.95 家業の手伝い： 1.2 家事専念： 24.1 無職： 23.3 その他： 1.6 不明等： 12.6		-	主たる虐待者が母親の場合 正規就労： 14.7 非正規雇用： 30.3 内職： 1.0 家事専念： 26.2 無職： 25.7 学生： 0.2 その他： 1.9	
就労状況(母親)	非正規雇用	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	38.0	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 正規就労： 76.4 非正規雇用： 9.4 内職： 0.5 家事専念： 0.3 無職： 12.1 学生： 0.1 その他： 1.2	
	家事専念		-	-	-	-	虐待者が実母の場合 定職： 13.1 転職が多い： 4.6 パート： 1.95 家業の手伝い： 1.2 家事専念： 24.1 無職： 23.3 その他： 1.6 不明等： 12.6		-	主たる虐待者が母親の場合 正規就労： 14.7 非正規雇用： 30.3 内職： 1.0 家事専念： 26.2 無職： 25.7 学生： 0.2 その他： 1.9	
無職	無職	本調査では虐待者全体の勤務状況を調査 常勤： 27.5 パート： 12.2 家の手伝い： 1.0 その他： 3.8 無職： 39.4 自営： 3.3 無回答： 12.9	49.3	-	-	-	-	-	-	主たる虐待者が父親の場合 正規就労： 76.4 非正規雇用： 9.4 内職： 0.5 家事専念： 0.3 無職： 12.1 学生： 0.1 その他： 1.2	
	無職		-	-	-	-	虐待者が実母の場合 定職： 13.1 転職が多い： 4.6 パート： 1.95 家業の手伝い： 1.2 家事専念： 24.1 無職： 23.3 その他： 1.6 不明等： 12.6		-	主たる虐待者が母親の場合 正規就労： 14.7 非正規雇用： 30.3 内職： 1.0 家事専念： 26.2 無職： 25.7 学生： 0.2 その他： 1.9	
近隣との関係		「相談相手がない」割合 22.2	良好： 0.4 ふつう： 22.1 悪い： 10.2 孤立・疎遠： 38.9 不明： 28.2	「子育て協力」がない割合 68.4	23.6	「親族、近隣等からの孤立」	「親族、近隣、友人から孤立」	「親身になる友人・知人」「親身になる親族」がない 49.6	「親族、近隣、友人等からの孤立」 11.2	「親族、近隣、友人等からの孤立」 15.3	

第2章 欧米における文献について

(1) 研究方法等

① 検索のためのデータベース等

人文、社会、自然、医療、理工等、総合分野を網羅した学術機関向けの全文データベースである、「Academic Search Premier」を活用し文献検索を行った。

検索式は、

(Child or childhood)

And (abuse or neglect or maltreatment)

And (poverty or SES or income)

Not (developing)

である。なお、最後の developing の排除については、先進国の文献を中心に検索するために、発展途上国 (developing (country)) の文献を少しでも減らすことを目指したものである。

② 量的把握の結果

①項による検索数の結果は、合計で2752であった。文献が発表された年を10年ごとに分類したところ、以下の通りであった。

海外のデータベース (Academic Search Premier) 活用による、児童虐待と貧困に関する文献数の推移 (2016年9月5日時点)

1989年以前	44
1990年-1999年	334
2000年-2009年	1081
2010年-2016年	1293

子ども虐待と貧困についての文献は、1989年以前という早い時期から見られるが、その後も量的には減少することなく推移し、1990年代より2000年代の方が増加しており、2010年代になっても増加は続いていることが伺える。

③ 2010 年以降への注目

①項による検索結果の中で、特に 2010 年以降という、比較的新しい時期の論文群に注目し、子ども虐待と貧困というテーマに関する海外の研究における、最新の動向、知見、認識、研究方法、研究結果、課題などを探ることとした。子ども虐待と貧困というテーマに関する文献や研究は比較的古くから海外では存在していたが、ここ数年における研究や文献は、虐待と貧困の関係をどのように見ているか、また、研究の中で虐待と貧困の関係はどのように位置づけられているかを探ることとした。

まず、2010 年以降の検索結果としてヒットした 1293 本の論文のうち、データベースによって、関連度の高い順に抽出された上位 100 本の論文に注目した。まず、100 本の論文のアブストラクトの内容を基に、子ども虐待と貧困というテーマに関連する文献（発展途上国に関する文献を除く）を抽出し、さらにその本文等を読み、本文の中で引用されている文献の中で重要と思われるもの（2009 年以前に発表されているものも含む）についても読み、さらにその文献の中で引用されている重要な文献、さらに、さらに、、、という形で文献を探る方法を取った。いわゆる snow ball approach と呼ばれているものである。一方で、引用文献に当たる場合もできるだけ最新のものに注目することで、最新の知見、認識、研究方法、研究結果などを探るといった基本的なスタンスを維持することにした。

なお、文献抽出や引用論文への注目にあたっては、児童虐待・ネグレクトに関する代表的な国際的な専門雑誌である child abuse & neglect 誌の論文については、重点的に取り上げることにした。

④分類

③項で集められた文献を、以下のように大きく 2 つに分類した。

A. 子ども虐待と貧困というテーマの文献研究についてレビュー等を行い、当該テーマについて全体的な概略をまとめたもの。

B. A と異なり、個別のテーマでリサーチクエッションを立て、統計的な手法を基にデータ分析を行ったものであり、虐待と貧困の関連性を考える上で重要であると考えられたもの（A の論文内で取り上げられているものも含まれている）。

このうち、A に関しては合計 4 本を取り上げたが、このテーマについてどのような研究が重ねられてきたか、現在の到達状況を概観することを目指されたものであり、かつレビューに加え課題点も整理されており、より詳細に論述するべきと考え、1 本（OECD による論文「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」）については、本文全体すべてを翻訳し、1 本（Child Abuse and Neglect 誌の論文「子ども虐待と措置における物質的要因のその後も継続している役割」）は抄訳、他の 2 本は論文全体の概略をまとめている。なお、OECD による「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」については、OECD 本部に全文の翻訳について申請し許可を得た上で翻訳文を掲載し、Child Abuse and Neglect 誌の論文「子ども虐待と措置における物質的要因のその後も継続している役割」については、Child Abuse and Neglect 誌に抄訳について申請し許可を得た上で掲載している。

A論文のタイトル等については、⑤項「取り上げた論文名」を参照のこと。

また、Bについては合計16本を取り上げたが、論文のアブストラクトの概略と、本文については調査におけるリサーチクエッション、利用したデータ、目的変数、独立変数、コントロール変数などの説明、結果の概略などをまとめている。また、文献の研究テーマ、内容、利用したデータの種類、虐待と貧困との関連性のあり方などを基に以下の5つに範疇化した。B論文のタイトル等については、⑤項「取り上げた論文名」を参照のこと。

- ・ 貧困が虐待の発生にどのように関連しているかを探る研究（2本）
- ・ 虐待問題などに対するサービスについてのデータを用いた研究（3本）
- ・ 不況などが子ども虐待に及ぶ影響について調べた研究（2本）
- ・ ネグレクトについての研究（2本）
- ・ 被虐待の結果としての貧困についての研究（2本）
- ・ 虐待とそのアウトカムと関連性における仲介要因として経済状況が取り上げられている研究（5本）

⑤取り上げた論文

○レビュー論文（A論文） 頭が論文番号 詳細は2節

- (A - 1) “Economic Determinants and Consequences of Child Maltreatment”（「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」）, OECD Social, Employment and Migration Working Papers（「OECD社会、雇用および移住研究ワーキングペーパー」）, No. 111, (2011)
- (A - 2) “The continuing role of material factors in child maltreatment and placement”（「子ども虐待と措置における物質的要因のその後も継続している役割」）, Child Abuse & Neglect, 41, (2015)
- (A - 3) “The Economic Conditions of Child Physical Abuse: A Call for a National Research, Policy, and Practice Agenda”（「子どもへの身体的児童虐待の経済的条件：国の研究、政策、実践の課題」）, Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services, 96(1), (2015)
- (A - 4) “Doing Better for Children”（「家族の福祉を改善する」）内の Chapter 7 “Child maltreatment”（「子ども虐待」）

○個別リサーチ論文（B論文） 頭が論文番号 詳細は3節

- ・ 貧困が虐待の発生にどのように関連しているかを探る研究（2本）
- (B - 1) “The effect of material hardship on child protective service involvement” , Child Abuse & Neglect, 41,(2015)
- (B - 2) “Understanding the Risks of Child Neglect: An Exploration of Poverty and Parenting Characteristics” ,Child Maltreatment 9(4),(2004)
- ・ 虐待や貧困問題に対するサービスについてのデータを用いた研究（3本）
- (B - 3) “Exploring policies for the reduction of child physical abuse and neglect” , Child

- Abuse & Neglect, 40, (2015)
- (B - 4) “The influence of differential response on decision-making in child protective service agencies” , Child Abuse & Neglect, 39, (2015)
- (B - 5) “The effect of additional child support income on the risk of child maltreatment”
Social Service Review, September (2013)
- ・不況などが子ども虐待に及ぶ影響について調べた研究 (2本)
- (B - 6) “The link between male employment and child maltreatment in the U.S., 2000-2012” ,
Children and Youth Services Review, 66, (2016)
- (B - 7) “The Great Recession and the risk for child maltreatment” , Child Abuse &
Neglect, 37, (2013)
- ・ネグレクトについての研究 (2本)
- (B - 8) “Parenting and proximity to social services: Lessons from Los Angeles County in
the community context of child neglect” , Child Abuse & Neglect, 45, (2015)
- (B - 9) “An ecological analysis of infant neglect by adolescent mothers” ,
Child Abuse & Neglect, 38, (2014)
- ・虐待の結果としての貧困についての研究 (2本)
- (B - 10) “Long-term Consequences of Child Abuse and Neglect on Adult Economic Well-
Being” ,Child Maltreatment, 15(2),(2010)
- (B - 11) “Child maltreatment and adult socioeconomic well-being” ,Child Abuse & Neglect,
33, (2010)
- ・虐待とそのアウトカムと関連性における仲介要因として経済状況が取り上げられている研究 (5本)
- (B - 12) “Examining the independent protective effect of subjective well-being on severe
psychological distress among Canadian adults with a history of child maltreatment” , Child
Abuse & Neglect, 58, (2016)
- (B - 13) “Does Child Maltreatment Predict Adult Crime? Reexamining the Question in
a Prospective Study of Gender Differences, Education, and Marital Status” , Journal of
Interpersonal Violence,30 (13) , (2015)
- (B - 14) “The Influence of Childhood Sexual Abuse on Adolescent Outcomes: The Role of
Gender, Poverty, and Revictimization” ,Journal of Child Sexual Abuse, 23, (2014)
- (B - 15) “A longitudinal examination of childhood maltreatment and adolescent obesity:
Results from the National Longitudinal Study of Adolescent Health (AddHealth) Study” ,
Child Abuse & Neglect. 36, (2012)
- (B - 16) “Chronic conditions in children increase the risk for physical abuse –but vary with
socio-economic circumstance “ ACTA Pædiatrica, 100, (2010)

以下、2節では、A論文について取り上げ、3節では、B論文について取り上げている。その上で、4節でAとBを合わせた海外論文全体のまとめについて論じている。

(2) レビュー論文

論文番号 (A-1) (全文翻訳)

Economic Determinants and Consequences of Child Maltreatment
OECD Social, Employment and Migration Working Papers No. 111

「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」

OECD 社会、雇用および移住関連ワーキングペーパー No 111

Berger, L. and J. Waldfogel

本翻訳の質及び原文の資料の整合性については、すべて翻訳者のみの責任に帰すものである。原文の資料と翻訳との間に相違がある場合、原文が優先するものとする。

OECD Social, Employment and Migration Working Papers No.
111 (社会、雇用および移住関連ワーキングペーパー
No. 111)



子ども虐待の経済的決定因子と帰結

Lawrence M. Berger、Jane Waldfogel





私用禁止

DELSA/ELSA/WD/SEM(2010)11

経済協力開発機構

2011年4月5日

雇用・労働・社会総局 雇用・労働・社会問題委員会

English - Or. English

OECD 社会、雇用および移動関連ワーキングペーパー No. 111
子ども虐待の経済的決定因子と帰結

Lawrence M. Berger, University of Wisconsin (ウイスコンシン大学) -Madison
Jane Waldfogel, Columbia University (コロンビア大学) & London School of Economics (ロンドン大学経済学校)

謝辞

OECD による出資および Leah Gjertson の素晴らしい研究補助に感謝する。

JEL 分類 : J12、J13、D60

キーワード : 子ども、子どものウェルビーイング、虐待、ネグレクト

OECD 連絡先 : Willem Adema, Principle Administrator, Social Policy Division (社会プライバシー部門
主任管理者) 、電話 : +33 (0)1 45 24 15 57、E メール : Willem.ADEMA@oecd.org

JT03299695

完全版は当初のフォーマットにて OLIS より閲覧可能

雇用・労働・社会総局

www.oecd.org/els

OECD 社会、雇用および移住関連ワーキングペーパー

www.oecd.org/els/workingpapers

本シリーズの目的は、OECD 内での用途向けに実施された、労働市場、社会政策および移住に関する特定の研究をより広範な読者層に開示することにある。著作権は共同による場合が多いが、主たる著者のみ、名前が記載されている。論文は原則として、原文（英語またはフランス語のいずれか）でのみ、もう一方の言語によるサマリーと併せて公開している。

シリーズに関するコメントを歓迎しており、以下まで送付願いたい：Directorate for Employment, Labour and Social Affairs, 2, rue André-Pascal, 75775 PARIS CEDEX 16, France.

本書にて表明されている見識および採用されている論拠は作者の責任に基づくものであり、OECD による見識や論拠を反映するものとは必ずしも限らない。

本論文の引用元：

Berger, L. and J. Waldfogel (2011), “Economic Determinants and Consequences of Child Maltreatment” (子ども虐待の経済的決定因子と帰結), *OECD Social, Employment and Migration Working Papers* (社会、雇用および移住関連ワーキングペーパー), No. 111, OECD Publishing, Paris.

<http://dx.doi.org/10.1787/5kgf09z.j7h9t-en>

©2016 子どもの虹情報研修センター（日本）日本語訳

目次

要約.....	66
RÉSUMÉ（概要）.....	67
子ども虐待の経済的決定因子と帰結.....	68
導入部.....	68
背景.....	68
低所得は子ども虐待とネグレクトの決定因子か.....	70
理論的枠組み.....	70
実証的証拠.....	72
虐待の及ぼす帰結.....	75
子ども虐待による長期的影響について認識していること.....	76
参考文献.....	83

要約

先進工業諸国における多くの子どもが、毎年、子ども虐待やネグレクトを経験し、子ども自身および社会全体に相当な社会的、情緒的および経済的なコストが発生している。しかしながら、研究者や政策立案者が、とりわけ低所得の子どもにおける児童福祉の増進に対してますます関心を強めつつあるものの、虐待に対する注目は限定的なものであるのが現状である。本論文は、子ども虐待やネグレクトの経済的決定因子と帰結に関する現行の研究を考察するために、広範な分野から理論および実証的な研究を引用する。我々は、まず最初に、先進工業諸国における子ども虐待を引き起こす要因についての知見を提示する。続いて、低所得と子ども虐待のつながりに関する現行の理論や実証的エビデンスに言及する。さらに、虐待の長期的な影響に関するエビデンスに目を向ける。そして最後に、虐待・ネグレクトを予防するにあたっての介入方法について、簡潔に考察して締めくくる。

本稿では、多くの研究成果を通じて、経済的なリソースが子ども虐待および（特に）ネグレクトのリスクに大きな影響を及ぼしていることが明示的に指摘されるものの、決定的な因果関係を示す証拠を、これまでのところ特定するのは容易ではないことも論じている。さらに、子ども虐待やネグレクトが被害者である子どものみならず、社会全般に対しても長期的に膨大なコストを課すという既存の事実により、子ども虐待を減らす取り組みの強化が正当化される。最後に、いくつかの実証済みのプログラムが存在するものの、虐待防止を目的とする効果的な政策やプログラムに関連するエビデンス基盤（エビデンスベース）は、一般的に、相当に脆弱である。したがって、虐待とネグレクトの経済的決定因子と帰結、ならびに子ども虐待の防止とその悪影響の改善を目的とする政策やプログラムの有効性に対する理解を深めるうえで、先進工業諸国全般に及ぶ綿密なさらなる研究は、不可欠である。

キーワード：子ども、児童の福祉、虐待とネグレクト

RÉSUMÉ

On recense de nombreux cas de maltraitance et de délaissement d'enfants chaque année dans les pays industrialisés avancés, ce qui entraîne un coût social, psychologique et économique considérable pour les enfants eux-mêmes comme pour la société dans son ensemble. Pourtant, si les universitaires et les dirigeants s'attachent de plus en plus à promouvoir le bien-être des enfants, en particulier lorsqu'ils sont issus de milieux défavorisés, les mauvais traitements qui leur sont infligés n'attirent guère l'attention. Ce rapport passe en revue les recherches existantes sur les déterminants économiques et les conséquences de la maltraitance et du délaissement des enfants, à partir d'études théoriques et empiriques relevant de multiples disciplines. Des informations de fond sont tout d'abord exposées à propos de la maltraitance des enfants dans les pays industrialisés avancés, puis des données probantes théoriques et empiriques récentes sont présentées en ce qui concerne les liens entre niveau de revenu et maltraitance d'enfant. Les conséquences à long terme des mauvais traitements subis sont ensuite étudiées, avant de conclure par un bref examen des actions entreprises pour lutter contre la maltraitance et la privation de soins.

Les auteurs de ce rapport soutiennent l'idée que les résultats de nombreuses études impliquent clairement un rôle important des ressources économiques dans le risque de maltraitance et (notamment) de délaissement des enfants, même si les données concluantes sur ce lien de causalité sont encore difficiles à appréhender. En outre, les éléments existants qui démontrent que les mauvais traitements et la négligence ont des conséquences extrêmement graves à long terme sur les victimes et sur toute la société justifient de renforcer les efforts déployés pour lutter contre cette situation. Enfin, s'il existe quelques programmes efficaces dans ce domaine, les données dont on dispose à propos des stratégies et des programmes de lutte efficaces sont généralement rares. Il est nécessaire de mener d'autres recherches rigoureuses dans tous les pays industrialisés avancés afin de promouvoir une meilleure compréhension des déterminants économiques et des conséquences de la maltraitance et du délaissement des enfants, mais aussi afin de renforcer l'efficacité des mesures et des programmes mis en place pour lutter contre la maltraitance des enfants et en atténuer les effets délétères.

子ども虐待の経済的決定因子と帰結

導入部

1. 先進工業諸国全般にわたって、近年、子どもの健康と発達およびその養育条件を含む子どものウェルビーイングに対する注目が高まっている（例として参照：OECD, 2009）。しかしながら、子どものウェルビーイングの重要な側面の 1 つである子ども虐待は、他の領域と比べると、研究者や政策立案者による注目が相当に低いのが現状である。このことは、先進国全てにおいて、かなりの数の子どもが虐待やネグレクトに晒され、結果として、子ども本人のみならず、社会全体にも社会的、心理的および経済的な相応なコストを課すことになっていることを考えれば、重大な怠慢であると言える。

2. 本論文では、子ども虐待の経済的決定因子と帰結についての既知のことを検証し、経済学、医学、心理学、精神医学、社会学、社会疫学、社会福祉および公衆衛生を含めた、多様な分野からの理論ならびに実証的な研究を参照する。まず最初に、先進工業諸国における子ども虐待を引き起こす要因に関する知見を提示する。続いて、低所得と子ども虐待のつながりに関する現行の理論や実証的エビデンスに言及する。さらに、虐待の長期的な影響にまつわるエビデンスに目を向ける。最後に、虐待やネグレクトを予防するにあたっての介入方法に関して、簡潔に考察して締めくくる。

背景

3. 先進国では、一般的に、子ども虐待は通常は親の権限の行使（虐待）、怠慢行為（ネグレクト）を包含するように親側の視点から概念化されている。一方、親のそうした行為は、親自身の意図には関係なく、「結果的に、子どもに危害、潜在的な危害あるいは危害の脅威を及ぼす」と子ども虐待は概念化される（Gilbert et al., 2009a, p. 68）。¹ 正確な定義は国（ならびに、往々にして、国内の州、地方、郡や県）によって大きく異なるものの、調査対象となるような通告、調査および（または）児童福祉機関の介入において見受けられる主な虐待種別は、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、心理的/情緒的な虐待の категория に大きくは分類することができる。ネグレクトは、現時点では先進諸国内で最もよく見られる虐待の形態であり（Gilbert et al., 2009a）、食料、衣類、住まい、監護、教育、医療など基本的な必要要素の不十分な供与、ならびに、場合によっては、子どもの情緒面におけるニーズの不充足であると一般的に定義されている。身体的虐待とは、通常、多くの場合罰やしつけの結果として、子どもに対して身体的な危害を及ぼす、あるいは身体的な危害のリスクに晒す行為を指す。性的虐待は未成年者を伴う様々な性行為を包含し、直接的な性的接触から性的な搾取または露出にまで及ぶ。最後に、心理的もしくは情緒的な虐待は、心理的な危害を子どもに及ぼす、あるいはそうした危害にいきつく可能性のある行為や怠慢であると、大まかに定義することができる。

4. 虐待の正確な定義が国によって異なるのと同様に、通告義務法、子ども虐待調査についての政策、児童福祉システムや介入のあり方も一定ではない（Gilbert, 1997; Hetherington et al., 1997）。概して、こうした差異は、以下の 4 つの主要領域がつながりあいながら構成している全体的な構造に、その国の児童福祉政策、プログラム、サービスおよび介入がさまざまな形でどの程度寄与しているかを反映している。すなわち、(1) 子どもの保護 対 家族の維持、(2) 家族のニーズへの対応 対 標準的ではない、あ

¹ 本論文では、それ故、「子ども虐待 (child maltreatment)」と「子ども虐待・ネグレクト (child abuse and neglect)」の用語を同じ意味で用いる。

るいは危険な育児であると考えられる場合の対応、(3) 家族との連携 対 敵対的で介入的なアプローチの採用、(4) 自主的 対 非自主的 (強制的) サービスの提供 (Gilbert, 1997) である。さらに広く言えば、Pires (1993) は、先進諸国における児童福祉システム全体を主に (人口に占めるあらゆる子どものニーズに応えるという関心によって特徴付けられる) 子どもと家族の福祉を重視するシステムから、(早期の介入や支援的サービスを通じて) 危険に晒されている子どもと家族に対応することを主に意図するシステムや、(虐待やネグレクトを経験していると特定されている子どもに対応する) 主に児童保護を重視するシステムに至るまでのひとつの連続体として捉えることができると指摘している。一般的に、普遍的なプログラムにより大きく依拠して相対的に寛大な手当を提供する諸国における児童福祉システムは、子どものウェルビーイングを重視する傾向にあるが、他方、ミーンズテストや選別的なプログラムをより重視し、往々にして、さほど寛大な手当を提供しないシステムは児童保護に焦点を置く傾向がある (Freymond & Cameron, 2006; Pires, 1993)。したがって、オランダ、フランス、北欧/ スカンジナビア諸国は、こうした連続体のうち子どもと家族の福祉を重視する側の末端に位置し、大半の欧州大陸諸国は相対的に予防重視の姿勢を取り、米英は児童保護を重視する側の末端に位置する (Cameron & Freymond, 2006; Freymond & Cameron, 2006; Gilbert, 1997; Gilbert et al., 2009b; Hetherington, 2006; Hetherington et al., 1997; Pires, 1993; Waldfogel, 1998)。²

5. こうした差異はあるものの、あらゆる先進国では、政府が資金を提供する児童福祉機関が相当の強制力を伴う法的権限を持ち、虐待やネグレクトをする家族に介入をしている (Freymond & Cameron, 2006)。すなわち、児童福祉システムが自主的なサービス参加に大きく傾いているような諸国においても、政府は、子どもの養育に関する国の法基準に親が違反した場合には、その家族の生活に介入する明確な権限を持つのである。とはいえ、そうした権限の法的なあり方は国の子どもと家族に対する政策の方向性によって相当に異なる (Cameron & Freymond, 2006; Hetherington et al., 1997)。例えば、

6. 強制的な通告は、児童保護および家族サービス志向のシステム双方において作用するが、こうした2つのシステムにおいてなされた通告はいくぶん異なった意味合いを持つ。サービス志向を備えたシステム内でなされた通告では、治療的および自主的な方法が重視されるが、それに比べて、保護志向のシステム内でなされた通告では、法律に基づき、国の強制力が付与されている調査がもたらされる。(Gilbert, 1997, p. 235; quoted in Hetherington, 2006, p. 44)。

² 子ども虐待に対するそれぞれの国が持つ方向性とアプローチは進展および変化してゆくと考えられることから、時間の経過の中では諸国内に相当の差異が生じる可能性があることに留意されたい。

低所得は子ども虐待とネグレクトの決定因子か？

7. 本セクションでは、低所得が虐待に影響を及ぼしうるとする理論を検証する。続いて、これに関連する実証的エビデンスの考察を行う。

理論的枠組み

8. 子ども虐待の決定因子の概念化は、Garbarino (1977) や Belsky (1993) によって提起されたのをはじめとする生態学的または発達生態学的モデルの観点から最も一般的にアプローチされている。こうしたモデルは、子ども虐待の単一の原因も「必要または十分な原因」も存在しないことを仮定する (Belsky, 1993, p. 413)。虐待やネグレクトは、むしろ、親と子どもの特徴やその相互作用、育児面の知識や行動、社会経済的状況および経済リソース (収入) へのアクセス、家族が置かれている社会や環境の文脈等の数多くのリスク因子の連動的な影響、ならびにそうした因子の相互的な関係に起因すると考えられている。こうした因子のいずれかまたは全ては、家族が虐待やネグレクトに関与する可能性に寄与する可能性があるものの、いずれもが必ずしも虐待を引き起こすとは限らない。こうして、大半の研究者や現場関係者は、低所得を虐待に関わるリスク因子の1つであると捉えている (Crittenden 1999; Stith et al., 2009)。さらに言えば、これから述べるように、低所得と子どもの虐待やネグレクトとの相関が高いことを裏付けるエビデンスが多いにもかかわらず、今日までの実証的研究では、こうした関連が因果関係であるかどうかの決定に向けての進展は限定的であった。同様に、絶対あるいは相対的な所得が子ども虐待の点でより重要なのか、もしくは、低所得と子ども虐待の関連性が直線的な相関関係にあるのかそうでないのか、つまり所得分布全体において一定の影響なのか、不均一なのかについては、明らかになっている点はずかかなのである。

9. こうした警告を念頭に入れても、それでもなお、低所得と子ども虐待が因果的に関連すると考えられる理由がいくつか存在する (例として参照: Berger, 2007; Paxson, Berger, & Waldfogel, 2002; Pelton, 1994; Shook, 1999; Slack et al., 2004)。最初に、低所得は子どもの基本的な必要を満たす親の能力を制約する場合がある。このことは、とりわけ、ネグレクトについて関連することであり、食料、住まい、衣類、医療の不十分な供与および住宅や養育環境の物理的条件の不十分さによって往々にしてネグレクトは定義される。低所得の親は、単に、こうした領域において子どもに提供する物品やサービスを購入するのに必要なリソースを欠いているだけかもしれない。そうした物品やサービスに対する子どものアクセスが法定の閾値を下回る場合、つまり、子どものニーズが十分に満たされない場合、その家族は、親の意図とは無関係に、子どもを顧みないと見なされてしまう恐れがある。³ よって、不十分な低所得は、直接的に、そして無意識的に、少なくとも一部の子ども虐待と関連すると考えられる。

10. 2つ目に、低所得は親のストレスや抑うつなどのメカニズムを通じて、間接的に子ども虐待と関連している場合がある。低所得は親のメンタルヘルスやウェルビーイングに関する多様な側面に、とりわけ、ストレスや抑うつの深化によって、マイナスの影響を与え、こうした因子の各々が、徐々に、厳しい、

³ ただし、家族が子どもの基本的な物質的要求を満たすことをサポートする社会的手当の強さ、範囲、豊富さに影響を受け、さまざまな国ごとに差異が生じる場合があると我々は想定している。さらに、そうした必要とされるものを満たす家族の能力は、限られた予算の中で親が判断する支出のあり方や親の所得に左右される可能性がある。

標準的でない、あるいは子どものことを顧みない育児に発展すると考えられ、結果として、子どもの安全面とウェルビーイングが脅威に晒されるのである (Conger et al., 2002; Conger et al., 1994; Duncan & Brooks-Gunn, 1997; McLeod & Shanahan, 1993; McLoyd, 1998; McLoyd & Wilson, 1991; Votruba-Drzal, 2003)。⁴

11. 3つ目に、経済的理論から指摘されるのは、低所得の親は高所得の親よりも子どもに対する投資が少ないと考えられることである。というのは、そうした投資に対しての将来の見返りが得られるという期待が低いからである (Becker, 1993)。例えば、低所得の親は、子どもが成人後、金銭的な支援をしてくれるだろうという期待を抱くことが少ないと思われる。こうしたことが事実だとすれば、そして、子ども虐待 (特にネグレクト) が子どもに対する過小投資を反映しているのなら、低所得の親のたちには、そうしたことが起きる傾向が高いと考えられる (Berger, 2004)。同様に、(認知された) 親自らのニーズを満たす能力を最大化する目的で、子ども (のニーズ) に対して注ぐ時間とお金を減らせば、暮らし向きが良くなる親、もしくは良くなると考えている親は、同時に子どもの養育に対する投資も過小になると考えられ、これが極端な場合は、そうした過小投資は虐待やネグレクトになってしまうかもしれない。

12. 4つ目に、低所得の親は、高所得の親と比較すると、しつけや子どもの行動をコントロールするための選択肢が少ないのかもしれない。こうして、低所得の親は、子どもから特定の行動を引き出すことを意図して、必要な養育の拒否や放棄、および／または、厳しい体罰の行使をすることがある (Becker, 1993; Weinberg, 2001)。例えば、Weinberg (2001) によると、低所得の親はそれ以外の親に比べ、子どもの行動を改めさせる手段としてお尻をピシヤリと叩くといった体罰を用いる傾向が高いが、それは、子どもが言うことを聞いて行動した見返りにプレゼントや小遣いといった他のインセンティブを与えるだけの所得がないからであるという。そうしたやり方が法的に定められた虐待に該当する程度にまで及んでしまう場合、家族は心理的および／または身体的虐待あるいはネグレクトをしていると考えられてしまうのかもしれない。

13. 5つ目に、虐待関連の行動は、子どもがいることを条件に与えられる (現金または現物形式の) 給付を家族が受領しているかどうかによって左右されるだろう。子どもがいることに伴う給付は 2 通りの方向で虐待と逆相関していると思われる。そもそも、所得が原因となって、子ども虐待やネグレクトに関係するのであれば、所得を増やす公共政策は虐待の減少につながるはずである。加えて、給付が子どものいることを条件とするのであれば、給付を受領する親には、子どもに十分な養育を供与する金銭的なインセンティブが付与されていることになる。つまり、親は (子どもがいなくなり付随する給付を喪失することにより) 所得喪失の危機に晒されることで虐待を行う可能性が低くなる。このことから指摘されるのは、家庭内に持続的に子どもが存在することを前提とするそうした現金による給付が、子ども虐待を妨げる要因となるかもしれないということだ (Berger, 2004)。

⁴ 大半の文献では、おおむね、低所得の親は高所得の親と比較すると、より厳しく、懲罰的で、かつ、子に対して反応の少ない子育てをし、質の低い家庭環境を与えることが指摘されている (Duncan & Brooks-Gunn, 1997; McLoyd, 1998; Votruba-Drzal, 2003)——とはいえ、大部分の低所得世帯の育児行為は虐待に該当しない。一部の研究者は、虐待やネグレクトとは育児行為の分布の底辺を象徴するものだ、と論じている (Berger, 2004, 2007; Kolko, 2002)。例えば、David Kolko (2002, p. 25) は、「身体的な虐待行為は育児習慣という連続体において生じる過度に攻撃的あるいは敵対的な反応を象徴する」との見解を示している。実際、虐待を行う親は、虐待を行わない親と比べて、子どもに対して質の低い養育環境を供与し、応答性の低い育児を行い、より懲罰的な育児スタイルに走る傾向が高い (Baumrind 1994, 1995; Maccoby & Martin, 1983)。現在のエビデンスからは、平均的な育児行為と標準的でない育児行為 (Berger, 2004, 2005, 2007) の両方が親の所得の影響を受けていると示唆されている。

14. 6 つ目に、親の全体的な所得水準や所得リソースの影響に加えて、経済的に不安定であること（所得の変動）は、親による虐待やネグレクトの可能性に対して、大きな影響を及ぼすかもしれない。特に、所得の減少は、それに伴う家庭環境や子育ての質の低下、および／または親のストレスの増大につながる恐れがある。⁵ そうした状況は、相当に過酷なものであれば、子どもの安全性やウェルビーイングが危険に晒され、結果として、虐待に該当することとなる。加えて、常態的に低所得状況にある家族は、低所得状況がほんの一過性でしかない家族以上に虐待に晒される危険が高くなるが、それはつまり、低所得の悪影響が歳月を経て蓄積される恐れがあるからだ。⁶

15. 最後に、全てのタイプの家族に通じる、所得の多寡や変動および（所得とは無関係に）親の育児行為と子どもに対する投資の差異の双方のメカニズムによって、虐待に影響を与える可能性のある家族構造の役割を考察することが重要である（Berger 2007, 2005, 2004; Berger, Paxson, & Waldfogel, 2009）。⁷ 平均すると、ひとり親の家族および（婚姻している、または婚姻関係にない）ステップファミリーの所得は実父母のいる家族よりも少ない。家族のタイプによる子ども虐待の発生率の差異は、少なくとも部分的には、所得面のそうした差異を反映する。加えて、ひとり親家族の場合、養育と経済的な稼ぎ手という親の 2 つの役割を持つことによって、相当な時間の制約と高いストレス水準によって特徴付けられ、これらはともに子ども虐待・ネグレクトの増大につながる恐れがある。ステップファミリーについては、実の父母ではない親というのは実父母よりも子どもに対して投資しようとする動機は弱く、同時に、育児に際しては実父母の方に時間や配慮が求められる場合がある。さらに、ステップファミリーは実父母のいる家族以上に家庭内の不和や衝突および（実父母でないことに関連する）親としての役割の曖昧さの水準が高い傾向がある。こうした各因子は、虐待の発生率が実父母のいる家族よりもひとり親やステップファミリーで高い理由を説明するのに寄与すると思われる。

16. しかしながら、こうした理論に基づいた見解にもかかわらず、低所得と子ども虐待の関係には因果関係はなく、むしろ親の所得と親が虐待する可能性が高いかどうかの両方に影響を及ぼすその他の因子（例：親が受けた教育レベルの低さ、薬物乱用、メンタルヘルス問題）が擬似的に虐待を促進させているという可能性もある。社会的選択（淘汰）の考え方である。⁸ 関連する懸念としては、（実際の親の行動ではなく）少なくとも「公的な」虐待の記録を考慮する場合、低所得家族というものは単純に児童福祉サービスに関与する可能性が高いだけだというものがある。それは例えば、子ども虐待の通告や事例発見において、こうした家族は潜在的な通告者の目に触れる機会が多くなるために、もしくは通告者の意思決定および児童福祉専門家の判断において家族の社会経済的状況の違いが影響することがあるためである。たとえ、彼らは所得の高い家族に比べて実際には虐待に関与する可能性が高くないとしても、である。

17. 次に、低所得と子ども虐待の関連についての実証的エビデンスを考察し、続いて、現時点のエビデンスからこうした関連に因果関係があると考えられるかどうかを検証する。

実証的エビデンス

18. 低所得と子ども虐待および児童福祉サービスの関与の関連性について、実証的な研究の大半が米国内で実施されてきており、また、それほどではないものの、他のアングロアメリカ諸国でも行われてきた（Cameron & Freymond, 2006）。こうした国々で実施された研究の大部分は、子ども虐待の指標として児童福祉システムとの関与に焦点を当ててきたが、そうした研究は、貧困とコミュニティが抱える不利な

⁵ 反対に、所得の増加は、家族による必需品の購入が可能となること、もしくは親としてのストレス軽減の機能を果たすことで、虐待の減少につながると考えられる。

⁶ 先行研究では、虐待に関与する家族ほど、そうでない家族と比べてより深刻な持続的困窮や物質的欠乏に陥る傾向があることが指摘されている（Falconnier & Elkin, 2008; Giovannoni & Billingsley, 1970; Wolock & Horowitz, 1979）。

⁷ よって、家族の構造に影響を及ぼすような税金やその他の公共政策も子ども虐待の発生率と関係する。

⁸ 同様に、家族の構造と子ども虐待の関連性は社会選択（淘汰）によって完全あるいは部分的に影響を受けると考えられる。

状況が「児童保護の未解決事例をもたらす、最も一貫して強力な統計的予測因子」であり、とりわけ、子どもが家庭外での保護下に置かれることをもたらす因子であるとの結論を支持してきた (Cameron & Freymond, 2006, p. 11)。さらに一般的には、約 40 年間に及ぶ、実際の親の育児行為と児童福祉サービスの介入の双方を検証する多くの研究によって、虐待とネグレクトに該当する育児行為、および児童福祉サービスの介入は、所得に逆相関することが明らかになっている。

19. 低所得家族および困窮家族は、一貫して、実際の子どもの虐待と児童福祉サービスの関与の双方の可能性が高くなることが明らかとなっている (Gil, 1970; Pelton, 1981, 1994; Russell & Trainor, 1984; Sedlak & Broadhurst, 1996; Stith et al., 2009; Trickett, Aber, Carlson, & Cicchetti, 1991; Wolock & Horowitz, 1979)。さらに、現在のエビデンスから、ひとり親、失業、社会および経済的なリソースに対してアクセスが限られていること、ならびに低所得コミュニティでの居住といった低所得の他の指標や低所得が関連する点が、多様な子ども虐待の尺度のみならず (Coulton et al., 1995; Coulton et al., 2007; Crittenden, 1999; Drake & Pandey, 1996; Dubowitz 1999; Jones, 1990; National Research Council, 1993; Paxson and Waldfogel, 2002, 2003)、標準的でない育児行為とも関連することが示唆される (Berger, 2007, 2005, 2004; Berger & Brooks-Gunn, 2005; Paxson, Berger, & Waldfogel, 2002)。⁹

20. さらに、子ども虐待のリスクに晒されている低所得などの階層の人々の中では、(給付額の低減を伴う) 公的扶助の制裁、電気など公共サービスの閉止、失業、居住地移動、および自ら認知する物質的困窮などは、すべて児童福祉システムに介入されるリスクを高めることにつながっていた (Courtney et al, 2005; McDaniel & Slack, 2005; Slack, Lee & Berger, 2007; Slack, Holl, McDaniel, Lee & Bolger, 2004)。同様のエビデンスの発見が蓄積されており、米国の研究では、地域社会や州レベルの貧困率や失業率や公的扶助受給率が高いほど、ならびに州レベルの公的扶助給付が寛大でないほど、地域社会や州レベルでの子ども虐待発生率が高くなることが指摘されている (Coulton et al., 2007; Coulton et al., 1995; Drake & Pandey, 1996; Paxson & Waldfogel, 2002; 2003; Slack, Holl, Lee, McDaniel, Altenbernd & Stevens, 2003)。最後に、また、米国での研究結果から、低所得は他の形態の子ども虐待以上にネグレクトと関連が強いことが示唆されている (Sedlak & Broadhurst, 1996; U.S. Department of Health and Human Services, 2008)。

21. 上述したように、非アングロアメリカ諸国における低所得と子ども虐待のつながりに関する証拠は極めて少ない。加えて、諸国間の虐待の定義および虐待と児童福祉システムに関するデータの利用可能性にばらつきがあるために、虐待ならびに児童福祉システムに関わる子どもたちの特徴について、これまでに多国間での意味のある比較研究ができなかった (Pires, 1993)。このことを受け、Freymond and Cameron (2006, p. 315) は、「残念ながら、子どもと家族の福祉のシステムを比較するうえで、基盤となるような国際的な比較研究は皆無に等しい。大半の比較は、特定のシステム内の知識豊富な情報提供者による分析と印象に基づいている」と指摘している。

22. しかし、重要な情報提供者の聞き取りや体験によるエビデンスも、これまでの (たとえ、限定的でも) 実証的なエビデンスも、低所得と子ども虐待の関連性は米国内に限られないとする見解を支持する。例えば、Pires (1993) は、カナダ、ドイツおよびイギリスの児童保護システムにおいて、重要な情報提供者が、こうした国々における子ども虐待の増加に寄与する因子として経済面のストレスを挙げていることを指摘している。同様に、デンマークやフィンランド等のように、児童保護ではなく子どもと家族のウェルビーイングを重視する、はるかに寛大な社会福祉システムを備えた国々でさえも、限定的な経済リソース、金銭的問題、低い教育水準および失業は子ども虐待の重要なリスク因子であると思われ (Hearn et al., 2004; Hestbaek, 1999)、家庭外に保護を求めざるを得ないような集中的な児童福祉介入と関連している (Hestbaek, 1999)。簡潔に言えば、極めて限定的ではあるが、これまでの 2 国以上にまたがる規模のエビデンスからは、所得の高い国々では、親の低い所得と学歴が子ども虐待および子どもの虐待死の両方と強く関係していることが示唆されている (Gilbert et al., 2009a)。¹⁰

⁹ 後者の研究群はそれ自体としては子ども虐待に焦点をあてていないものの、社会経済的な因子を虐待と関連づけるプロセスの基礎にあるものは、社会経済的因子を標準的でない育児に結びつけるものと類似すると思われる。

23. しかしながら、低所得と子ども虐待が関連することを示す（少なくともアングロアメリカ諸国の）かなり実証的で事例的な証拠があるにもかかわらず、既存のデータと研究の方法における限界を勘案すると、我々にはこれら 2 つの現象が因果的に関連しているかどうかは実際にほとんどわからないと言える。既存の研究は性格上ほぼ（実験的というよりはむしろ）専ら観察的であることから、セクションバイアスの議論に対して説得力を持った調整を行うのは困難であった。さらに、現行の大部分の研究は、横断的データおよび／または（前向きというより）回顧的（後ろ向き）データを採用し、専ら低所得の家族、あるいは子ども虐待のリスクに晒されている、もしくはすでに子ども虐待に陥っていると前もって明らかにされている家族の事例に集中する傾向があった。縦断的な、前向きの、集団ベースの研究はこのほか稀である。我々の認識する限り、所得の外生的な変化によって家族が子ども虐待に関与する可能性に影響があることを実験的に検証するような研究はこれまでのところ皆無であった。

24. しかしながら、3 つの米国の研究からは、低所得と虐待の関連が因果的であると見なすような示唆的なエビデンスが提起された。デラウェア州の福祉改革プログラムの実証的な評価研究の結果から示されたのは、寛容性の低い福祉パッケージ（より過酷に就業が必要とされること、適格性の条件、非順守に伴うペナルティなど）の適用下において、対照群よりも現金給付額の少ない実験群の方が、実証されたネグレクトの通告率が高いことであった（Fein & Lee, 2003）。しかしながら、あいにくこの研究では、どの構成要素（給付水準、就業要件など）がこうした関連性を促進しているのかは特定不能であった。

25. イリノイ州の準実験的研究では、経済的リソースと子ども虐待の因果関係を示唆するさらなる（繰り返すが、限定的な）エビデンスが提起されている。Shook and Testa (1997) は、家族による食料や住居の不十分な供給を理由に子どもが里親制度を利用をせざるをえなくなるおそれのある家族に対して、短期的で相対的に限定的な現金補助を提供するプログラムの有効性を検証した。この研究は、（プログラムの非効率性を追及する）ユニークな探索研究から、公的給付受給が外生的な要因であることを（推計上）見出したものである。現金給付を受領した有資格の家族は、給付を受領しなかった有資格の家族よりも、それ以降の 15 か月間で子どもを手放す可能性が低いことを発見し、短期的で相対的に限定的な支援であっても、子ども虐待とネグレクトに関連して（あるいは、少なくとも、集中した児童福祉システムへの関与に関して）予防的な役割を果たす場合があることを指摘した。

26. 最後に、Cancian, Slack, and Yang (2010) は、ウィスコンシン州の無作為化された（別れた親からの）養育費および福祉改革実験に基づくデータを用い、所得の外生的な増加が、家族が子ども虐待調査の対象となる可能性の低下に関連するかどうかの検証を行った。彼らは、外生的な所得移転（増加）が資格としてもたらされた実験群の家族が、対照群の家族よりも子ども虐待調査の対象となる可能性が低いことを突き止めた。こうした結果は、家族の所得と（少なくとも児童保護サービス・システム関与によって計測される）子ども虐待の因果関係を支持する、これまでで最も強力な証拠を供与するように思われる。

¹⁰加えて、厳密な実証的エビデンスが欠落しているものの、児童福祉関連の研究者は、貧困率が低くより進歩的な給付を実施する国々ではまた虐待発生率も低い傾向があるとの仮説に基づき、寛大な社会福祉政策が子ども虐待の低下と関連すると推察してきた（Freymond & Cameron, 2006; Pires, 1993）。確かに、児童福祉と子どもや家族の政策に対してよりホリスティックなアプローチを講じている西欧、中欧、南欧、スカンジナビア諸国と比べて、子ども虐待および虐待関連の死亡率の両方がかなり高いのは、米国（および、それほどではないが、その他のアングロアメリカ諸国）ならびに東欧諸国であり、子どもの貧困率にも同じようなパターンがうかがえる（Gilbert, 2009a; Pires, 1993）。

27. 示唆的な内容ではあるが、こうした研究のいずれも、低所得と子ども虐待の因果関係の存在を裏付けるような決定的証拠をもたらすものではない。従って、そうした関連が因果的かどうかを特定するうえで、厳密な手法を用いたさらなる研究が必要とされている。こうした疑問に応答することは公共政策について決定的な影響力を及ぼす。すなわち、子ども虐待と低所得が関連していない場合、公共政策により家族の所得を増加させたとしても、所得と虐待の双方に付随するその他の因子の解決が図られなければ、虐待の発生率に影響を与えることは期待できず、反対に、低所得が虐待と因果関係にあるのなら、寛大な所得支援政策は虐待やネグレクト、ならびにこれらと関連しているさまざまな付随的な経済的、社会的な悪影響を減らしたりなくすことに相当の役割を果たすことになると思われる。次のセクションではそうした影響に目を向けることとする。

虐待の帰結

28. 政府はなぜ子ども虐待を憂慮すべきか。経済学者は通常、平等や効率性を根拠に、子どものウェルビーイングを推進する取り組みなど政府による介入を正当化する（例として参照：OECD, 2009）。子どもの虐待とネグレクトに対する対策は通常、公正性を根拠に正当化されるが、実際、子ども虐待の問題にはどちらの根拠による介入も必要である。

29. 公正性の根拠は、虐待とは容認できない子育て方法であり、信頼できる社会はそれを防ぐことができるようにあらゆることをする義務を負う、というものである。また、この主張は権利という観点からも表すことができる。それは、子どもには虐待とネグレクトとは無縁の幼年期を過ごす「権利」があるという点においてである。公正性または権利のいずれの観点で提起されるにせよ、子どもを保護するための道徳的な要請は非常に強力で、家族のプライバシーと親の権利の保護に対する社会の関心さえ凌ぐと考えられる。従って、すでに論じたように、実質的には、全ての先進工業社会が育児にあたっての最低基準を定めており、必要なら親の意思に反して、虐待やネグレクトから子どもを保護すべく政府による介入の境界線を決めている。この線引きの基準は社会によって異なる（例：一部の国は、一切の体罰を禁じている一方、お尻をピシヤリと叩くことは容認しつつそれ以上の体罰を禁じている国もある）が、あらゆる社会にはいわゆる限界点が定められていて、子どもが虐待されていたり、虐待の危険に晒されていたりする状況に対処するメカニズムがどの国にも設けられている。

30. 子ども虐待への介入にあたり、効率性という根拠は、あまり知られていないだろう。簡潔に言うと、効率性の根拠は、子ども虐待が当事者の子どもと社会全体に長期的なコストを課すこと、そして、そうしたコストが虐待を防止するための費用効率の高いプログラムへの投資を正当化することである。子どものウェルビーイングに対する取り組みが活性化しているという文脈にこうした根拠をより広く組み入れるのは有益である。子どもに対する社会投資の長期的効果と、子どもの健康と発達の不良に伴う長期的なコストについてますます理解および認識が深まっているため、経済学者は子どものウェルビーイングを推進する費用効率面で優れた投資の事例を、以前にも増して提起している（例として参照：OECD, 2009）。子ども虐待は、通常、そうした議論から割愛されるが（子ども虐待に関するデータが子どもに関する他のアウトカムに関するデータよりも利用しやすくないため）、同じ根拠がそうした領域（子ども虐待の領域）にも当てはまる。これ以降検証していくが、子ども期における虐待の経験が青年期や成人期の望ましくないアウトカムと関連していること、ならびにそうしたアウトカムが当事者の子どもと社会双方に相当なコストをより広く課すことを裏付ける有力なエビデンスが存在する。虐待防止のためのプログラムの費用効率性についてのエビデンス基盤（エビデンスベース）は限定的ではあるものの、以下の考察では、子ども虐待を効果的に予防することを示してきた一握りのプログラムおよび有望だと思われるその他のプログラムのエビデンスを提示する。

31. 以下、まず生涯全般に及ぶ子ども虐待の悪影響に関するエビデンスをレビューしてから、現在の介入に関するエビデンスを考察する。

子ども虐待による長期的影響について認識していること

32. 本セクションでは、実証的な研究および最近のレビューを紹介する（特に、Gilbert et al., 2009a; Krug et al., 2002; WHO, 2006）。我々はアウトカムによって議論を整理し、最初に健康、メンタルヘルス、薬物使用、犯罪行為に及ぼす影響を検証してから、認知発達と学業成績に目を向け、最後に雇用と所得を考える。本セクションの締めくくりには、虐待の世代間伝達のリスク等の家族関連のアウトカムを取り上げる。

33. 最初に、エビデンス基盤（エビデンスベース）が、特定人口層を対象とする小規模研究から、より代表的な人口層を対象とする大規模な研究まで、前向き研究を利用するものもあれば、回顧（後向き）データによるものまで、多岐にわたることを念頭に置く（この領域の既存の調査設計の長所と限界についての有意義な考察の参照として：Gilbert et al., 2009a）。研究は、大部分において、観察に基づいている。我々が言及する研究の全てが、虐待を受けている子どもとそうでない子どもの差異を考慮に入れるものの、そうした研究はデータ内に記録されている一握りの特徴群しか考慮できない。従って、こうした推定は引き続きセレクトションバイアスに支配され、因果的であるとは見なすことができない。因果性を立証するためにより厳密な手法を用いている研究のいくつかの事例を我々は取り上げる。

34. 同時に、我々の目的は、後々の青年期や成人期のアウトカムに及ぶ、長期的な虐待の影響が存在すると思われる領域を記録し、そうした影響がとりわけコストの大きいものとなりそうな領域を強調することである。よって、我々は、大部分において、様々なタイプの虐待の影響を区別することも、影響が及ぼす子ども期のタイミングについての考察も行わない¹¹。ただし、そうした因子が、虐待と後々のアウトカムのつながりを詳細に理解するために重要であることは認識する（例として参照：Cicchetti & Carlson, 1989）。

健康、メンタルヘルス、薬物使用、犯罪行為

35. 子ども期における虐待の経験は多様なアウトカムにおいて、成人期の健康問題と関係することが見出されている（例として参照：Felitti et al., 1998; Springer et al., 2007; レビューとして参照：Gilbert et al., 2009a）。特に、一部の研究では、子ども虐待と青年期や成人期における肥満リスクの増加との関連性が立証されている（Johnson et al., 2002; Lissau & Sorensen, 1994; Noll et al., 2007; Thomas, Hypponen, & Power, 2008）。

36. メンタルヘルスの点では、虐待を受けてきた子どもの外に向かって表出する行動（アクティングアウト）と内に向かう行動（不安、抑うつ）の問題が生じるリスクが高まることが、十分に立証されている（例として参照：Banyard, Williams, & Siegel, 2001; Fergusson, Boden, & Horwood, 2008; Herrenkohl et al., 1995; Herrenkohl & Herrenkohl, 2007; Lansford et al., 2002; Manly et al., 2001; Thornberry, Ireland, & Smith, 2001）。¹² それに加えて、子ども期に虐待を受けてきた人は、青年期と成人期において、抑うつや心的外傷後ストレス障害を患う可能性が高く、体罰や性的虐待を受けた場合には自殺のリスクが高まる多くの研究で明らかとなっている（レビュー参照：Gilbert et al., 2009a）。

¹¹ 全般に、幼年期における虐待の経験は、子ども期後期や青年期での虐待経験よりも大きなマイナスの発達のアウトカムにつながる傾向がある（Hildyard & Wolfe, 2002）；このことは後々の人生のアウトカムにあたっての早期経験の重要性を立証する多くの文献に合致する（参照：Shonkoff and Phillips, 2000）。

¹² さらに、学校や夏季キャンプという状況において、被虐待児は非被虐待児に比べて、攻撃的な態度を示す傾向が高く、社会的能力や自律性の低さを裏付けるエビデンスも存在する（Manly, Cicchetti, & Barnett, 1994; Reidy, 1977; Shields, Cicchetti, & Ryan, 1994）。これは、被虐待児が友人の学習を邪魔するという虐待によるマイナスのピア効果が存在すると考えられることを示唆する。ただし、これが事実であることを示す直接的で実証的なエビデンスについて我々は認識していない。

37. 薬物使用については、いくつかの研究において、虐待を受けた子どもが青年期や成人期にアルコール問題を抱えるリスクが高くなることが明らかにされている。この結果は、特に女性のアルコール問題のリスク増加によって引き起こされていると考えられる（例として参照：Lansford et al., 2009; Widom, Ireland, & Glynn, 1995; Widom et al., 2007; レビュー参照：Gilbert et al., 2009a; Simpson & Miller, 2002）。さらに、虐待を受けた子どもは成人期に薬物問題を抱えるリスクが高くなり、先の点と同様に、この結果は女性の高リスクを反映しているというエビデンスもある（例として参照：Lansford et al., 2009; Widom et al., 2006; Widom, Marmorstein, & White, 2006; Wilson & Widom, 2009）。

38. また、子どものときに虐待を受けていたことと、思春期や成人期に非行や暴力行為をおかすリスクが高いこととの関連性を立証するエビデンスが数多く存在する（Widom, 1989; 例として参照：Gilbert et al., 2009a）。最も注目すべきこととして、従来以上に厳密な手法を採用した最近の米国調査（例：性格傾向などをマッチングさせた研究）では、子ども期に虐待を受けた場合、思春期や青年期に犯罪行為をおかすリスクが倍増することが明らかとなった（Currie & Tekin, 2006）。

認知発達と学業成績

39. 米国の研究では、虐待を受けた子どもが、虐待やネグレクトを受けなかった子どもと比較して、（学習困難等の）特殊教育への照会の可能性が高くなり、学校の出席率や成績が低く、かつ、高等学校卒業率が低くなるということが分かっている（Jonson-Reid et al., 2004; Lansford et al., 2002; Leiter, 1997; Perez & Widom, 1994）。さらに、認知発達と学業成績への影響は以下に述べるように成人期にまで持続すると考えられる。虐待を理由に法廷に係属された米国の子どもの事例を検証し、係属されなかった類似の子どもとの比較を行うことで、Perez and Widom (1994) は、28 歳時では、虐待を受けた集団の IQ と読解力が低く、登校期間が 1 年短く、留年する可能性が高く、不登校であった可能性が高く、ならびに、停学や退学を経験した可能性がより高いことを突き止めた。しかしながら、ニュージーランド国内の調査では、被虐待児と非被虐待児の学業面のアウトカムの差異の大部分が、その他の家族の特徴によって説明されることが明らかとなり、社会的選択が子ども虐待と発達上のマイナスのアウトカムとの関連性を説明する上で役割を果たしているのではないかと示唆された（Boden, Horwood, & Fergusson, 2007）。

雇用と所得

40. 成人期の雇用と所得に及ぼす子ども虐待の長期的な影響に関するエビデンスの大半が、子ども虐待を理由に法廷に係属された子どもの事例を追跡する米国の研究に由来する。¹³ こうした子どもらとマッチングする対照群の 29 歳時点でのアウトカムを比較すると、被虐待児ほど職に就いている可能性は低く、職に就いている場合、技能職あるいは専門職に従事している可能性が低いことが分かった（Widom, 1998）。さらに最近の調査では、このサンプルの長期的な経済的なアウトカムが分析されている（Currie & Widom, 2010）。調査では、41 歳時点での労働市場のアウトカムが比較され、29 歳時点での結果と一致しており、子ども期に虐待を受けてきた人ほど職に就いている可能性が低く、職に就いている場合、技能職あるいは専門職に従事している可能性が低いことが明らかになった。加えて、虐待を受けていた人ほど所得が低く、資産の保有も少ないことが判明した（株式、車、自宅の所有の可能性が低い）。こうした結果は体罰や性的虐待を受けていた人たちに限らず、同時に、サンプルがネグレクトを受けてきた人たちに限定された際にも当てはまることが分かった。最後に、性別による分析によると、女性の方が強い影響を被ることが示唆された。虐待を受けていた女性も男性も 29 歳時点での労働市場のアウトカムは良くなかった、一方で 41 歳時点になると、虐待を受けていた人と対照群の所得面の顕著な差異は女性の場合のみ見られるようになった。

¹³ 雇用と所得への性的虐待の長期的影響のみに焦点を当てた 2 つの研究が存在する。Hyman (2000) は、米国内のサンプルにおいて性的虐待が低所得と関係することを明らかにし、他方、Mullen et al. (1994) は、ニュージーランド国内のサンプルにおいて非技能労働に従事する可能性が高くなることと関連しているのを見出している。

家族関連のアウトカムと虐待の世代間伝達のリスク

41. さらに、子ども期における虐待の経験は次世代の子どもに悪いアウトカムをもたらすリスクとも関連している。ここまで述べてきた、望ましくないアウトカムに直面する親を持つことで晒される危険に加え、以下の2つのメカニズムがこうした関連性を説明するうえでとりわけ重要であると考えられる。第1に、虐待を受けた子どもは10代で親となる可能性が高くなる(Lansford et al., 2007; Thornberry, Ireland, & Smith, 2001)。親としての若年齢は、一貫して、子ども虐待のリスク因子であると特定されている(Fundudis, Kaplan, & Dickinson, 2003; Lee & Goerge, 1999)。そのうえ、10代の親の子どもは多くは問題なくやっけていくが、10代で親になることで、その子どもは不安定な家庭またはひとり親家庭で、なおかつ利用できるリソースが少ない家庭で育ち、結果として数々の発達上のリスクが生じがちとなる(Furstenberg, 2007)。

42. 2つ目に、育児行為に強い世代間での継続性が存在する。虐待を受けた子どもは自らが虐待加害親となる可能性が高いことから、虐待とネグレクトが連鎖し、別の世代の子どもたちに虐待の被害が及んでしまう(例として参照: WHO, 2006)。反対に、プラス面としては、後で考察するが、虐待防止の恩恵も世代間で継承される可能性があるということで、現在の世代の子どもにおける虐待を減少させるプログラムは、次世代における虐待を減らすという形でさらなる成果をもたらさだろう。

虐待防止のための介入

43. これまで検証してきたエビデンス基盤(エビデンスベース)から、虐待のコストがかなり大きい可能性が高いことが指摘される。しかしながら、虐待とネグレクトによる長期的なコストの全容のしっかりした推計が不足している。大部分において、既存の経済分析は児童福祉システムが関与することで生じるコストに焦点を当てる傾向があり、もっと広く言えば、児童福祉関連のプログラムとサービスへの政府支出に焦点を当てる傾向がある。とは言うものの、それらのものは虐待とネグレクトの全コストのうち、ほんの一部を示しているに過ぎない。数は少ないが、いくつかの研究は、虐待とネグレクトの大まかなコストを数値化するためにごく簡単な概算法を採用している。Prevent Child Abuse America (2007)は米国内の子ども虐待の年間コストを\$1,038億と推定し、Taylor たち(2008)はオーストラリア国内の子ども虐待の年間コストを\$387億と推定しているが、後者の数字は控えめな推定である。ただし、我々の認識する限り、この領域には手法上で厳密な研究が存在しない。

44. 上述してきたような、すべてのアウトカムの好ましくない結果に加え、測定することは難しいことだが子どもたちの痛みや苦しみ等が勘案されれば、虐待防止を目的とする介入を正当化することには説得力がある。ただし、同時に、特定の(タイプの)介入方法が効果的に虐待を防止できるとするエビデンスは極めて限定的であることを認識しておくことも必要である。他の研究者が指摘しているように、児童保護機関が供与しているのは、「虐待加害家族とその子どもを支援する目的の、一種の行き当たりばったりのサービスであり... [現状、] 必要なサービスを提供する効果的な介入プログラムが不十分で、[かつ]、虐待を予防するためのサービスが不足している」(Haskins et al., 2007, p. 2)。虐待予防を意図とした大半のプログラムが、依然として評価・検証されていない。そして、評価が実施された場合でも、虐待について厳密な手法や正確で直接的な測定方法が採用されたものは稀である(MacMillan et al., 2009; Waldfogel, 2009)。

虐待を実質的に減少させることが厳密に評価および実証されてきたプログラムの1つがNurse Family Partnership (NFP)である(Olds et al., 1986, 1997; レビュー参照: Howard & Brooks-Gunn, 2009; MacMillan et al., 2009; Waldfogel, 2009)。ごく簡潔に言えば、NFPは虐待のリスク低減を目標として、初めて母親となった若い女性に対して経験豊かな看護師が集中的な在宅のサポートとサービスを提供するものである。最初の現場であったニューヨーク州エルマイラでの無作為割り当てによる評価では、救急医療の利用や児童保護サービスへの通告といった客観的な指標による測定で、プログラム実施によって虐待が50%減少したことが明らかとなり、さらに、家庭訪問を受けた親は、コントロール群の親と比べて、子どもの体罰や身体的な拘束をすることが少ないと親自身が答えていることも分かった。その後の研究では、虐待のリスク軽減におけるプログラムの有効性についてのさらなるエビデンスがもたらされ、¹⁴ 現在、プログラムは米国内での展開に加え、カナダ、オランダ、英国といった米国外のいくつかの場所においても展開されている。

45. Janet Currie とその共同研究者は NFP のコストを、成人期の犯罪の減少や所得向上の点で得られる便益と比較した。ニューヨーク州エルマイラのプログラムによるデータに基づく、NFP は子ども 1 人あたり年間約 \$4,000 のコストがかかり、虐待のリスクを 50% 減少させると見込まれる。犯罪については、Currie and Tekin (2006)により、虐待が成人期の犯罪を倍増させることがわかっており、犯罪に伴うコストは非常に高いことから、こうしたコストだけで NFP 等の予防プログラムに対する投資が正当化されるだろう（詳細な計算の参照：Currie and Tekin, 2006）。所得面については、Currie and Widom (2010) が明らかにしたところによると、子ども期に虐待を経験した人の所得は虐待を受けなかった人よりも、中年期において、平均約 \$5,000 少なかった。人生の中で就業する全期間にわたって、こうした損失が計算されれば相当な額になるだろう。繰り返すが、こうしたコストだけで、NFP 等のプログラムに対する投資を正当化することはできるだろう。加えて、言うまでもなく、研究報告者たちが指摘するように、こうしたコストは虐待に伴うコスト全体のほんの一部に過ぎないのであり、介入することの正当性はより強化される。

46. 簡潔に言うと、NFP のような効果的なプログラムが特定できれば、明らかに費用対効果を検証するテストに合格する可能性は極めて高いと思われる。真の課題というのは、実証済みのプログラムを特定することである。最近のあるレビューでは、さまざまな予防プログラムを概観し、わずか 2 つの実証済みプログラムが特定された。ひとつは、最も強力なエビデンス基盤（エビデンスベース）を備えた NFP 訪問プログラム、もうひとつは実験的な評価でいくつかの虐待指標（ただし、その他の指標は該当しなかった）を減少させた Early Start home-visiting program である (MacMillan et al., 2009)。さらに、別の最近のレビューでは、最も強力なエビデンス基盤（エビデンスベース）を備えている NFP を強調し、他方、乳幼児期の子ども虐待防止において、保育ケアのプログラムが果たす役割に関するエビデンスを提起していた (Waldfoegel, 2009)。¹⁵

47. しかし、現在、基金を拠出されているプログラムには、エビデンス基盤（エビデンスベース）が脆弱であったり、実在しなかったりするものが多数ある。米国やその他の諸国では、予防サービスとして、親教育 (parent education) プログラムが一般に普及している。ただし、米国保健福祉省のために作成された、親教育プログラムに関するエビデンスのレビューにおいては、次のように結論付けられている。

48. それらの記録は充実していないばかりか、全体として、特に興味をそそるものでもない。確かに、一部の研究では有益な成果が明らかにされてきた。だが、この分野の既存研究の大半は、実際の虐待通告ケースを包含しておらず、知識、スキル、能力における短期的な改善に焦点をあてたアウトカムに依拠している。したがって、全般的に、こうしたプログラムが長期的に子ども虐待に及ぼすインパクトについてはほとんど知られていない (Thomas et al., 2003, p. 15)。

49. さらに、同じレビューが効果的な親教育プログラムの候補を募集したところ、わずか 1 つのプログラム（5～11 歳の児童がいるリスクのある家族向けである University of Maryland's Family Connections program）のみが、実証された効果的なプログラムとして判定を受けるうえでの基準を満たし、無作為割り当てデザインの手法で評価され、子ども虐待やネグレクトの予防およびリスク因子に及ぼす有意な効果が実証された。¹⁶

¹⁴ テネシー州メンフィスで実施された無作為割り当て調査では、治療群の小児が対照群と比べて、医療ケアを必要とするケガや事故に遭遇することが少なく、死亡率が低いことが分かった。コロラド州デンバーでの第 3 回目の無作為割り当て調査では、こうしたアウトカムに関するデータは収集されなかったが、母親のしつけの感応性など養育者に関するアウトカムについてのプログラムのプラス効果が実証された (レビュー参照：Howard & Brooks-Gunn, 2009)。

¹⁵ さらに、双方のレビューではいくつかの有望なプログラムが特定され、それらは実験的には分析されていないものの、非実証分析で幾分期待できることが明らかとなった (MacMillan et al., 2009; Waldfoegel, 2009)

¹⁶ さらに、2 つのプログラムが効果的であると報告されたが、無作為割り当てによる評価が欠落していた。

50. 家庭訪問プログラムは、虐待防止にあたって非常に広範に採用されている、もう 1 つのアプローチである。しかし、NFP 訪問プログラムが子ども虐待の減少に効果があることが明らかになっている一方、その他の家庭訪問プログラムについてのエビデンスはかなり脆弱なものである。Howard and Brooks-Gunn (2009) は、9 つの家庭訪問プログラムのエビデンスをレビューしている。一部のプログラムについてはポジティブな結果を確認できたものの、そのエビデンスはあいまいなものであり、複数の現場で一貫してポジティブなエビデンスが確認された唯一のプログラムが NFP であった。したがって、「全般的に、研究者たちは、家庭訪問プログラムが子どもの虐待とネグレクトを直接的に予防することについてのエビデンスをほとんど見出ししていない」と結論付けた (p. 119)。¹⁷ NFP プログラムがなぜ、他の訪問プログラムと比べて虐待予防において一貫して効果的であるのかを理解することは、依然として重要な課題となっている。ただし、プログラムの集中的で長期的な性質、規定のプログラムモデルの厳密な順守、およびサービス実施にあたっての看護師に対する信頼、それらすべてが成功において重大な役割を果たしているのだろう。

51. 虐待に伴う高いコストを勘案すると、効果的なプログラムをより多く特定することが重視される。これには、厳密な評価の検証を実施すること、ならびに、そうした検証には必ず児童虐待やネグレクトの正確な測定方法を含めることが不可欠となる。加えて、既存の検証研究がこれまで実施されてきた米国以外の場所での、プログラムについてのさらなるエビデンスが必要であることは明らかである。

結論

52. 子ども虐待はほとんど認知されていない隠れた問題であり、特に外的な影響に左右されない問題であると往々にして考えられるものの、本書でレビューされたエビデンスは反対のことを示唆している。虐待の決定因子について数多くの研究が実施されている。それらの結果は、子ども虐待および（とりわけ）ネグレクトに影響を及ぼすリスクとして、経済的リソースが重要な役割を担っていることを明確に指摘しているものの、その因果関係を示すエビデンスは現状としてあいまいな状態である。虐待がその当事者である子どもと社会に対して、膨大な長期的コストを課すという既存の証拠は、よりいっそう明らかであり、それらのコストの存在は、虐待を減らす取り組みを強化していくことを正当化するものである。

53. 同時に、我々のレビューにより、現行の知見におけるいくつかの重要なギャップが浮き彫りになった。第一に、国家間で虐待とネグレクトの定義が一致しておらず、虐待や児童福祉システムに関する比較可能なデータが不足しているために、子ども虐待に関する国家間での比較研究はこれまで阻まれてきた。この分野は、国家という枠を超えて、虐待とネグレクトの定義方法を正確に記述し比較することを目的とした研究、ならびに利用可能なデータの種類を明らかにする研究により、大きな恩恵をもたらす可能性がある。そのようなことを実施することで、現時点でも国家間で比較可能なデータの種類について、ならびに将来における国家間でのより良質で綿密な実証的分析を促進するのに必要となる、データの種類と虐待の概念化に向けてのアプローチについて、有意義な示唆を得ることができるだろう。

54. 第二に、低所得と子ども虐待との関連性において、実際に因果関係があるのかどうかについてより深い洞察を得るためには高度な分析手法を用いたさらなる研究が必要である。前述したが、単なる相関関係ではなく、こうした関連性が本当に原因であるといえるかどうかを識別することは、子ども虐待を予防するための効果的な公共政策を設計するうえで、極めて重要である。加えて、この分野の研究では以下のこ

¹⁷ 最も強力なエビデンスが認められた Nurse-Family Partnership に加え、レビューされたプログラムには、米国の他の 5 つのプログラム (Hawaii Healthy Start、Healthy Families America、Comprehensive Child Development Program、Early Head Start、Infant Health and Development Program)、ニュージーランドの早期プログラム、オーストラリアのクィーンズランド州の実証プログラム、オランダの抑うつ状態の新米母親向けプログラムが含まれていた。

とを精査するべきである、(1) 低所得と子ども虐待との関連性は、個々の国家間、および社会、経済、政策という文脈で分類される国家のグループ間で一貫しているか、それとも異なるか、(2) 経済リソースと子どもの虐待やネグレクトとの関連性が、特定の低所得の閾値（例：絶対的または相対的な貧困ライン）と密接に結びついているか、もしくは、いくらか、より直線的な相関関係となる傾向があるか、（ならびに、国や文脈間でこうした関連性の様相に差異があるかどうか）、(3) 子ども虐待が、所得の不安定性による影響を被るのは所得のどの水準なのか（絶対的または相対的な所得水準との比較）、(4)（国家間や文脈間および国家内や文脈内で）、同じように低所得と子ども虐待やネグレクトは関連するのか、そこには相違があるのか、(5)（親子分離措置を含むが、必ずしもこれに限定されない）、子ども虐待の通告、児童保護システムの関与、虐待の発見、介入の種類と強度、子どもと家族のアウトカムといったシステムに関わる因子と比較して、虐待またはネグレクトを構成する実際の親の育児行為そのものに、低所得は異なる影響を及ぼすのか、またその程度。同時に、実験的な評価方法をデザインし、所得における外生的な変動（特に子どもの有無を条件とする所得移転によってもたらされる変動）が子ども虐待に及ぼす影響を検証することは有益である。

55. 第三に、虐待の経済的原因と帰結に関する実証研究の大半が、アングロアメリカ諸国、とりわけ、米国で実施されてきた。こうした一連の研究は、さまざまな国々に拡がっていくであろう。特に、将来の研究にあたって重要となるのは、さまざまな社会で虐待に伴う経済的および社会的コストを網羅するような厳密な算定法を供与すること、ならびに、児童保護に焦点を当てている諸国と比較して、児童福祉に対する全体論的な、あるいはウェルビーイング指向のアプローチを導入している諸国で、子ども虐待とネグレクトに起因すると考えられる子どものウェルビーイングに関連するアウトカムに類似点や相違点が存在するのはどのような領域なのかを十分に特定することである。

56. 最後に、どの介入方法が子ども虐待（特定の種別の虐待）防止に最も効果的であるかというエビデンスが限定的である点を勘案すると、将来の予防プログラムが厳密に評価されること、ならびにそうした評価が子ども虐待の正確な測定方法を包含し、予防プログラムが実施される可能性のあるさまざまな状況下で実施されることがきわめて重要である。こうした評価には、詳細な費用対効果分析が組み込まれるべきである。

57. 概して、既存の作業が制約されている中で我々が同意するに至ったのが Gilbert ら (2009a) によるもので、それは、子ども虐待の原因と帰結に関して、ならびに多様な社会、経済、文化、政策の文脈において、現行や将来のプログラムの効果性に関して、より多くのエビデンスを見出していくことが不可欠であるという見解である。我々は、次の見解に合意する。

58. 子ども虐待とその帰結を予防する方法について様々な状況から教訓を得るうえで、とりわけ、北米や北欧以外の諸国で国際的な比較研究を行う必要がある... 個人ならびに政策レベルでどのような方法が効果的なのかという研究は優先度が高い (Gilbert et al., 2009a, p. 77)。

59. したがって、我々が（再度）強調するのは、実証済みのプログラムは一部存在するが、効果的なプログラムについてのエビデンス基盤（エビデンスベース）は本来必要とされるレベルと比べれば強固なものではないという点である。特定の状況下における子ども虐待に立ち向かうにあたり最も効果的なプログラムを見つけるべく、厳正な研究と評価を推し進めていくことが不可欠である。

60. よって、先進工業諸国において、将来の研究課題は相当な時間を要し、かつ困難なものである。こうした重要な問題に対する注意や関心の喚起、およびさらなる研究の推進にあたり、OECD 等の国際組織のリーダーシップが当然、必要になってくる。我々は、この分野に対するそうした組織の関与を称賛している。OECD は先進工業諸国にとって国際的な公共政策諮問機関として独自の役割を果たしており、加盟諸国の政策情報や政府データの収集と比較において、比類のない卓越した実績を誇っている。我々は、この機関が子ども虐待とネグレクトについての役割を拡張してゆくことを切に求める。この分野の国際規模の

政策研究を推進する重要な第1歩は、(虐待とネグレクトの定義、通告、調査、子どもを分離する政策に関する)加盟国の虐待関連政策の全容に関する情報を網羅する詳細な国別データベースを編纂することであろう。これにより、先進工業諸国によって採用されてきた政策の範囲や種類を比較し異同を記述するという、最初の作業が可能になる。同時に、そうしたデータベースには、各国の子ども虐待の発生率と児童福祉サービスの関わりを追跡する目的で用いられている、行政管理データの種類に関する詳細な情報が含まれているのが理想的である。そうすることで、行政管理およびその他の児童福祉に関するデータが、特定諸国間でどの程度一致する(もしくは、一致しない)かを浮き彫りにするだろうし、虐待とネグレクトを国際的に比較することを目的とした今後のデータ収集の取り組みに、重要な政策的な示唆をもたらすだろう。さらに、現時点で可能な比較分析の種類、ならびに特定の種類の分析に含むことが可能な具体的な国について、研究者が決定できるようになる。このような取り組みは、国際的な政策コミュニティに多大な恩恵をもたらし、研究を促進させ、先進工業国全般における子ども虐待の防止やその悪影響の低減を目的とする政策の周知につながるだろう。

REFERENCES

- Banyard, V.L., Williams, L.M., & Siegel, J.A. (2001). "The Long-Term Mental Health Consequences of Child Sexual Abuse: An Exploratory Study of the Impact of Multiple Traumas in a Sample of Women." *Journal of Traumatic Stress*, 14, 697-715.
- Baumrind, D. (1994). "The Social Context of Child Maltreatment." *Family Relations*, 43(4), 360-368.
- Baumrind, D. (1995). *Child Maltreatment and Optimal Caregiving in Social Contexts*. New York: Garland Publishing, Inc.
- Becker, G.S. (1993). "Nobel Lecture: The Economic Way of Looking at Behavior." *Journal of Political Economy*, 101 (3), 385-409.
- Belsky, J. (1993). "Etiology of Child Maltreatment: A Developmental-Ecological Analysis." *Psychological Bulletin*, 114(3), 413-34.
- Berger, L.M. (2007). "Socioeconomic Factors and Substandard Parenting." *Social Service Review*, 81(3), 485-522.
- Berger, L.M. (2005). "Income, Family Characteristics, and Physical Violence Toward Children." *Child Abuse and Neglect*, 29(2), 107-133.
- Berger, L.M. (2004). "Income, Family Structure, and Child Maltreatment Risk." *Children and Youth Services Review*, 26(8), 725-748.
- Berger, L.M., & Brooks-Gunn, J. (2005). "Socioeconomic Status, Parenting Knowledge and Behaviors, and Perceived Maltreatment of Young Low-Birth-Weight Children." *Social Service Review*, 79(2), 237-267.
- Berger, L. M., Paxson, C., & Waldfogel, J. (2009). "Mothers, Men, and Child Protective Services Involvement." *Child Maltreatment*, 14(3), 263-276.
- Boden, J.M., Horwood, L.J., & Fergusson, D.M. (2007). "Exposure to Childhood Sexual and Physical Abuse and Subsequent Educational Achievement Outcomes." *Child Abuse and Neglect*, 31, 1101-1114.
- Cameron, G. & Freymond, N. (2006). "Understanding International Comparisons of Child Protection, Family Service, and Community Caring Systems of Child and Family Welfare." In N. Freymond & G. Cameron (Eds.), *Towards Positive Systems of Child and Family Welfare: International Comparisons of Child Protection, Family Service, and Community Caring Systems* (pp. 3-25). Toronto: University of Toronto Press.
- Cancian, M., Slack, K.S., & Yang, M.Y. (2010). "The Effect of Family Income on Risk of Child Maltreatment." Manuscript, Institute for Research on Poverty, University of Wisconsin—Madison.

Cicchetti, D. & Carlson, V. (eds) (1989). *Child Maltreatment: Theory and Research on the Causes and Consequences of Child Abuse and Neglect*. Cambridge: Cambridge University Press.

Conger, R.D., Ge, X., Elder, G.H., Jr., Lorenz, F.O., & Simmons, R.L. (1994). "Economic Stress, Coercive Family Processes, and Developmental Problems of Adolescents." *Child Development*, 65(2), 541-561.

Conger, R.D., Wallace, L.E., Sun, Y., Simons, R.L., McLoyd, V.C., & Broday, G.H. (2002). "Economic Pressure in African American Families: A Replication and Extension of the Family Stress Model." *Developmental Psychology*, 38(2), 179-193.

Coulton, C.J., M.S. Korbin, and J. Chow (1995). "Community Level Factors and Child Maltreatment Rates." *Child Development*, 66: 1262-1276.

Coulton, C., Crampton, D., Irwin, M., Spilsbury, J., & Korbin, J. (2007). "How Neighborhoods Influence Child Maltreatment: A Review of the Literature and Alternative Pathways." *Child Abuse & Neglect*, 31(11-12), 1117-1142.

Courtney, M. E., Dworsky, A., Piliavin, I., & Zinn, A. (2005). "Involvement of TANF Applicant Families with Child Welfare Services." *Social Service Review*, 79(1), 119-157.

Crittenden, P.M. (1999). "Child Neglect: Causes and Contributors." Pp. 47-68 in *Neglected Children: Research, Practice, and Policy*, edited by Howard Dubowitz. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

Currie, J. & Tekin, E. (2006). "Does Child Abuse Cause Crime?" NBER Working Paper 12171. Available from <http://www.nber.org/papers/w12171> [accessed July 15, 2010].

Currie, J. & Widom, C.S. (2010). "Long-Term Consequences of Child Abuse and Neglect on Adult Economic Well-Being." *Child Maltreatment*, 15(2), 111-120.

Drake, B., & Pandey, S. (1996). "Understanding the Relationship Between Neighborhood Poverty and Specific Types of Child Maltreatment." *Child Abuse & Neglect*, 20(11), 1003-1018.

Dubowitz, H. (1999). "The Families of Neglected Children." In M.E. Lamb (Ed.) *Parenting and Child Development in "Nontraditional" Families*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates, Publishers.

Duncan, G., & Brooks-Gunn, J. (Eds.). (1997). *Consequences of growing up poor*. New York: Russell Sage.

Falconnier, L., & Elkin, I. (2008). "Addressing Economic Stress in the Treatment of Depression." *The American Journal of Orthopsychiatry*, 78(1), 37.

Fein, David J., and Wang S. Lee. (2003). "The Impacts of Welfare Reform on Child Maltreatment in Delaware." *Children and Youth Services Review* 25(1-2), 83-111.

Felitti, V. et al. (1998). "Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults." *American Journal of Preventive Medicine*, 14, 245-258.

Fergusson, D.M., Boden, J.M., & Horwood, L.J. (2008). "Exposure to Childhood Sexual and Physical Abuse and Adjustments in Early Adulthood." *Child Abuse and Neglect*, 32, 607-619.

Freymond, N. & Cameron, G. (2006). "Learning from International Comparisons of Child Protection, Family Service, and Community Caring Systems of Child and Family Welfare." In N. Freymond & G. Cameron (Eds.), *Towards Positive Systems of Child and Family Welfare: International Comparisons of Child Protection, Family Service, and Community Caring Systems* (pp. 289-317). Toronto: University of Toronto Press.

Fundudis, T., Kaplan, C., & Dickinson, H. (2003). "A Comparison Study of Characteristics of Parents of Abused and Non-Abused Children." *Educational and Child Psychology*, 20, 90-108.

Furstenberg, F.F. (2007). *Destinies of the Disadvantaged: The Politics of Teen Childbearing*. New York: Russell Sage Foundation.

Garbarino, J. (1977). "The Human Ecology of Child Maltreatment: A Conceptual Model for Research." *Journal of Marriage and the Family*, 39(4), 721-35.

Gil, D. (1970). *Violence Against Children: Physical Child Abuse in the United States*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.

Gilbert, N. (1997). *Combatting Child Abuse: International Perspectives and Trends*. New York: Oxford University Press.

Gilbert, R., Widom, C.S., Brown, K., Fergusson, D. Webb, E., & Janson, S. (2009a). "Burden and Consequences of Child Maltreatment in High-Income Countries." *Lancet*, 373, 68-81.

Gilbert, R., Kemp, A., Thoborn, J., Sidebotham, P., Radford, L., Glaser, D. & MacMillan, H.L. (2009b). "Recognizing and Responding to Child Maltreatment." *Lancet*, 373, 167-180.

Giovannoni, J. M., & Billingsley, A. (1970). "Child Neglect Among the Poor: A Study of Parental Adequacy in Families of Three Ethnic Groups." *Child Welfare*, 49, 196-204.

Haskins, R., Wulczyn, F., & Webb, M.B. (2007) "Using High-Quality Research to Improve Child Protection Practice: An Overview." In R. Haskins, F. Wulczyn, & M.B. Webb (eds) *Child Protection: Using Research to Improve Policy and Practice*. Washington, DC: Brookings Institution Press.

Hearn, J., Poso, T., Smith, C., White, S., & Korpinen, J. (2004). "What is Child Protection? Historical and Methodological Issues in Comparative Research on Lastensuojelu/Child Protection." *International Journal of Social Welfare*, 13, 28-41.

Herrenkohl, T.I. & Herrenkohl, R.C. (2007). "Examining the Overlap and Prediction of Multiple Forms of Child Maltreatment, Stressors, and Socioeconomic Status: A Longitudinal Analysis of Youth Outcomes." *Journal of Family Violence*, 22, 533-562.

Herrenkohl, T.I., Herrenkohl, R.C., Rupert, L.J., Egolf, B.P., & Lutz, J.G. (1995). "Risk Factors for Behavioral Dysfunction: The Relative Impact of Maltreatment, SES, Physical Health Problems, Cognitive Ability, and Quality of Parent-Child Interaction." *Child Abuse and Neglect*, 19, 191-203.

Hestbaek, A.D. (1999). "Social Background and Placement Course – The Case of Denmark." *International Journal of Social Welfare*, 8, 267-276.

Hetherington, R. (2006). "Learning from Difference: Comparing Child Welfare Systems." In N. Freymond & G. Cameron (Eds.), *Towards Positive Systems of Child and Family Welfare: International Comparisons of Child Protection, Family Service, and Community Caring Systems* (pp. 27-50). Toronto: University of Toronto Press.

Hetherington, R., Cooper, A., Smith, P., & Wilford, G. (1997). *Protecting Children: Messages from Europe*. Lyme Regis: Russell House Publishing.

Hildyard, K.L. & Wolfe, D.A. (2002). "Child Neglect: Developmental Issues and Outcomes." *Child Abuse & Neglect*, 26, 679-695.

Howard, K. & Brooks-Gunn, J. (2009). "The Role of Home Visiting Programs in Preventing Child Abuse and Neglect." *Future of Children*, 19(2), 119-146.

Hyman, B. (2000). "The Economic Consequences of Child Sexual Abuse for Adult Lesbian Women." *Journal of Marriage and the Family*, 62, 199-211.

Johnson, J.G, Cohen, P., Kasen, S., & Brook, J.S. (2002). "Childhood Adversities Associated with Risk for Eating Disorders or Weight Problems during Adolescence or Early Adulthood." *American Journal of Psychiatry*, 159, 394-400.

Jones, L. (1990). "Unemployment and Child Abuse." *Families in Society*, 71(10), 579-588.

Jonson-Reid, M., Drake, B., Kim, J., Porterfield, S., & Han, I. (2004). "A Prospective Analysis of the Relationship between Reported Child Maltreatment and Special Education Eligibility Among Poor Children." *Child Maltreatment*, 9, 382-394.

Kolko, D.J. (2002). "Child Physical Abuse." In J.E.B. Myers, L. Berliner, J. Briere, C. T. Hendrix, C. Jenny, & T.A. Reid (Eds.), *The APSAC Handbook on Child Maltreatment*, 2nd Edition (pp. 21-54). Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

Krug, E.G., Dahlberg, L.L., Mercy, J.A., Zwi, A.B., & Lozano, R. (eds) (2002). *World Report on Violence and Health*. Geneva: World Health Organization.

Lansford, J.E., Berlin, L., Bates, J., & Pettit, G.S. (2007). "Early Physical Abuse and Later Violent Delinquency: A Prospective Longitudinal Study." *Child Maltreatment*, 12, 233-245.

Lansford, J.E., Dodge, K.A., Pettit, G.S., & Bates, J.E. (2009). "Does Physical Abuse in Early Childhood Predict Substance Use in Adolescence and Early Adulthood?" *Child Maltreatment*, 15, 190-193.

Lansford, J.E., Dodge, K.A., Pettit, G.S., Bates, J.E., Crozier, J., & Kaplow, J. (2002). "A 12-Year Prospective Study of the Long-Term Effects of Early Child Physical Maltreatment on Psychological, Behavioral, and Academic Problems in Adolescence." *Archives of Pediatric and Adolescent Medicine*, 156, 824-830.

Lee, B.J., & Goerge, R.M. (1999). "Poverty, Early Childbearing, and Child Maltreatment: A Multinomial Analysis." *Children and Youth Services Review*, 21, 755-780.

Leiter, J. (1997). "Child Maltreatment and School Performance Declines: An Event-History Analysis." *American Educational Research Journal*, 34, 563-589.

Lissau, I. & Sorensen, T.I. (1994). "Parental Neglect during Childhood and Increased Risk of Obesity in Young Adulthood." *Lancet*, 343, 324-327.

Maccoby, E.E., & Martin, J.A. (1983). "Socialization in the Context of the Family: Parent-Child Interaction." In E.M. Hetherington (Ed.) *Socialization, Personality, and Social Development*, Vol. 4 (pp. 1-101) in P.H. Mussen (Ed.) *Handbook of Child Psychology*, 4th ed. New York: Wiley.

MacMillan, H., Wathen, C. N., Barlow, J., Fergusson, D.M., Leventhal, J.M., & Taussig, H.N. (2009). "Interventions to Prevent Child Maltreatment and Associated Impairment." *Lancet*, 373(9659), 250-266.

Manly, J.T., Cicchetti, D., & Barnett, D. (1994). "The Impact of Subtype, Frequency, Chronicity, and Severity of Child Maltreatment on Social Competence and Behavior Problems." *Development and Psychopathology*, 6, 121-143.

Manly, J.T., Kim, J.E., Rogosch, F.A., & Cicchetti, D. (2001). "Dimensions of Child Maltreatment and Children's Adjustment: Contributions of Developmental Timing and Subtype." *Developmental Psychopathology*, 13, 759-782.

McDaniel, M., & Slack, K. (2005). "Major Life Events and the Risk of a Child Maltreatment Investigation." *Children and Youth Services Review*, 27(2), 171-195.

McLeod, J., & Shanahan, M. (1993). "Poverty, Parenting, and Children's Mental Health." *American Sociological Review*, 58, 351-366.

McLoyd, V. (1998). "Socioeconomic Disadvantage and Child Development." *American Psychologist*, 53, 185-204.

McLoyd, V.C., Wilson, L. (1991). "The Strain of Living Poor: Parenting, Social Support, and Child Mental Health." In A.C. Huston (Ed.), *Children in Poverty: Child Development and Public Policy* (pp. 105-35). Cambridge: Cambridge University Press.

Mullen, P.E., Martin, J.L., Anderson, J.C., Romans, S.E., & Harbison, G.P. (1994). "The Effect of Child Sexual Abuse on Social, Interpersonal and Sexual Function in Adult Life." *British Journal of Psychiatry*, 165, 35-47.

National Research Council, Panel on Research on Child Abuse and Neglect. (1993). *Understanding Child Abuse and Neglect*. Washington, DC: National Academy Press.

Noll, J.G., Zeller, M.H., Trickett, P.K., & Putnam, F.W. (2007). "Obesity Risk for Female Victims of Childhood Sexual Abuse: A Prospective Study." *Pediatrics*, 120, 361-367.

Olds, D. et al. (1986). "Preventing Child Abuse and Neglect: A Randomized Trial of Nurse Home Visitation." *Pediatrics*, 78, 65-78.

Olds, D. et al. (1997). "Long-Term Effects of Home Visitation on Maternal Life Course and Child Abuse and Neglect: Fifteen-Year Follow-Up of a Randomized Trial." *Journal of the American Medical Association*, 278, 737-643.

Organization for Economic Co-Operation and Development (OECD) (2009). *Doing Better for Children*. Paris: OECD.

Paxson, C., Berger, L.M., & Waldfogel, J. (2002). "Family Income, Parental Characteristics, and Child Maltreatment: A Preliminary Report." Manuscript, Princeton University.

Paxson, C. and J. Waldfogel (2002). "Work, Welfare and Child Maltreatment." *Journal of Labor Economics*, 20(3), 435-474.

Paxson, C. and J. Waldfogel (2003). "Welfare Reforms, Family Resources, and Child Maltreatment." *Journal of Policy Analysis and Management*, 22(1), 85-113.

Pelton, L. H. (1981). *The Social Context of Child Abuse and Neglect*. New York: Human Sciences Press.

Pelton, L.H. (1994). "The Role of Material Factors in Child Abuse and Neglect." In G. B. Melton & F. D. Barry (Eds.), *Protecting Children from Abuse and Neglect* (pp. 131-181). New York: Guilford Press.

Perez, G. M., & Widom, C.S. (1994). "Childhood Victimization and Long-Term Intellectual and Academic Outcomes." *Child Abuse and Neglect*, 18, 617-633.

Pires, S.A. (1993). *International Child Welfare Systems: Report of a Workshop*. Washington, DC: National Academy Press.

Russell, A. B., & Trainor, C. M. (1984). *Trends in Child Abuse and Neglect: A national perspective*. Denver, CO: American Humane Association Children's Division.

Sedlak, A., & Broadhurst, D. (1996). Third National Incidence Study of Child Abuse and Neglect. *Washington, DC: US Department of Health and Human Services*.

Shields, A.M., Cicchetti, D., & Ryan, R.M. (1994). "The Development of Emotional and Behavioral Self-Regulation and Social Competence Among Maltreated School-Age Children." *Development and Psychopathology*, 6, 57-75.

Shonkoff, J. & Phillips, D. (Eds.)(2000). *From Neurons to Neighborhoods: The Science of Early Childhood Development*. Washington, DC: National Academy Press.

Shook, K. (1999). Does the loss of welfare income increase the risk of involvement with the child welfare system? *Children and Youth Services Review*, 21(9-10), 781-814.

Shook, K., & Testa, M. (1997). Cost-Savings Evaluation of the Normal Program: Final Report to the Department of Children and Family Services. Chicago: Illinois Department of Children and Family Services.

Simpson, T.L. & Miller, W.R. (2002). "Comcomitance between Childhood Sexual and Physical Abuse and Substance Use Problems: A Review." *Clinical Psychology Review*, 22, 27-77.

Slack, K.S., Holl, J., Altenbernd, L., McDaniel, M., & Stevens, A.B. (2003). "Improving the Measurement of Child Neglect for Survey Research: Issues and Recommendations." *Child Maltreatment*, 8(2), 98-111.

Slack, K.S., Holl, J.L., McDaniel, M., Yoo, J., & Bolger, K. (2004). "Understanding the Risks of Child Neglect: An Exploration of Poverty and Parenting Characteristics." *Child Maltreatment*, 9(4), 395-408.

Slack, K. S., Lee, B. J., & Berger, L. M. (2007). "Do Welfare Sanctions Increase Child Protection System Involvement? A Cautious Answer." *Social Service Review*, 81(2), 207-228.

Springer, K.W., Sheridan, J., Kuo, D., & Carnes, M. (2007). "Long-Term Physical and Mental Health Consequences of Childhood Physical Abuse: Results from a Large Population-Based Sample of Men and Women." *Child Abuse and Neglect*, 31, 517-530.

Stith, S.M., Liu, T., Davies, L.C., Boykin, E.L., Alder, M.C., Harris, J.M., Som, A., McPherson, M., & Dees, J.E.M.E.G. (2009). "Risk Factors in Child Maltreatment: A Meta-Analytic Review of the Literature." *Aggression and Violent Behavior*, 14, 13-29.

Taylor, P., Moore, P., Pezzullo, L., Tucci, J., Goddard, C., & De Bortoli, L. (2008). *The Cost of Child Abuse in Australia*. Melbourne: Australian Childhood Foundation and Child Abuse Prevention Research Australia.

Thomas, C., Hypponen, E., & Power, C. (2008). "Obesity and Type 2 Diabetes Risk in Mid-Adult Life: The Role of Childhood Adversity." *Pediatrics*, 121, e1240-e1249.

Thomas, D., Leicht, C., Hughes, C., Madigan, A., & Dowell, K. (2003), *Emerging Practices in the Prevention of Child Abuse and Neglect*. Report prepared for the U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau Office on Child Abuse and Neglect, available at: <http://www.childwelfare.gov/preventing/programs/whatworks/report/> [Accessed July 28, 2008].

Thornberry, T.P., Ireland, T.O., & Smith, C.A. (2001). "The Importance of Timing: The Varying Impact of Childhood and Adolescent Maltreatment on Multiple Problem Outcomes." *Developmental Psychopathology*, 13, 957-979.

Trickett, P. K., Aber, J., Carlson, L., & Cicchetti, D. (1991). Relationship of Socioeconomic Status to the Etiology and Developmental Sequelae of Physical Child Abuse. *Developmental Psychology*, 27(1), 148-158.

U.S. Department of Health and Human Services, Administration on Children, Youth and Families. (2008). *Child Maltreatment 2006*. Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

Votruba-Drzal, E. (2003). "Income Changes and Cognitive Stimulation in Young Children's Home Learning Environments." *Journal of Marriage and Family*, 65, 341-355.

Waldfoegel, J. (1998). *The Future of Child Protection: How to Break the Cycle of Abuse and Neglect*. Cambridge: Harvard University Press.

Waldfoegel, J. (2009). "Prevention and the Child Protection System." *Future of Children*, 19(2), 195-210.

Wang, C.T., & Holton, J. (2007). *Total Estimated Cost of Child Abuse and Neglect in the United States*. Chicago, IL: Prevent Child Abuse America.

Weinberg, B.A. (2001). "An Incentive Model of the Effect of Parental Income on Children." *Journal of Political Economy*, 109, 266-280.

Widom, C.S. (1989). "The Cycle of Violence." *Science*, 244, 160-166.

Widom, C.S. (1998). "Childhood Victimization: Early Adversity and Subsequent Psychopathology." In B.P. Dohrenwend (ed) *Adversity, Stress, and Psychopathology*. New York: Oxford University Press. Pp. 81-95.

Widom, C.S., Ireland, T., & Glynn, P.J. (1995). "Alcohol Abuse in Abused and Neglected Children Followed-Up: Are They at Increased Risk?" *Journal of Studies on Alcohol*, 56, 207-217.

Widom, C.S., Marmorstein, N.R., & White, H.R. (2006). "Childhood Victimization and Illicit Drug Use in Middle Adulthood." *Psychology of Addictive Behavior*, 20, 394-403.

Widom, C.S., Schuck, A.M., & White, H.R. (2006). "An Examination of Pathways from Childhood Victimization to Violence: The Role of Early Aggression and Problematic Alcohol Use." *Violence and Victims*, 21, 675-690.

Widom, C.S., White, H.R., Czaja, S.J., & Marmorstein, N.R. (2007). "Long-Term Effects of Child Abuse and Neglect on Alcohol Use and Excessive Drinking in Middle Adulthood." *Journal of Studies on Alcohol and Drugs*, 68, 317-326.

Wilson, H.W. & Widom, C.S. (2009). "From Child Abuse and Neglect to Illicit Drug Use in Middle Adulthood: A Prospective Examination of the Potential Mediating Role of Four Risk Factors." *Journal of Youth and Adolescence*, 38, 340-354.

Wolock, I., & Horowitz, B. (1979). "Child Maltreatment and Material Deprivation Among AFDC-Recipient Families." *Social Service Review*, 53(2), 175-194.

World Health Organization (WHO) (2006). Preventing Child Maltreatment: A Guide to Taking Action and Generating Evidence. Geneva: World Health Organization.

(子どもの虹情報研修センター)

OECD本部より許可を得て翻訳転載

論文番号 (A-2) 抄訳

The continuing role of material factors in child maltreatment and placement

「子ども虐待¹と措置における物質的要因 (material factors)²のその後も継続している役割」

Leroy H. Pelton

Child Abuse & Neglect, 41, 30 - 39, 2015 【抄訳】

著者について

ネバダ大学名誉教授。ソーシャルワーク学者、研究者。1970年代は、New Jersey Division of Youth and Family Serviceにて program developer として活躍。子ども虐待と貧困、社会政策についてなどの領域で、著書や論文を多数執筆。

本論文について

本論文は、「貧困及び低所得と子ども虐待及びネグレクトとの強い関連についての圧倒的な数のエビデンスを示した前回の論文 (Pelton,1994) 以降 20 年間のアップデート」として執筆したものである。

1994 年の論文の背景³

「米国児童虐待及びネグレクト顧問議会 (U.S. Advisory Board of Child Abuse and Neglect) より “子ども虐待及び措置における物質的要因の役割 (The role of material factors in child maltreatment and placement. Pelton,1994)” の執筆を委託され、それ以前に執筆した論文 “子ども虐待及びネグレクト：階層偏在説の神話 (Child Abuse and Neglect: The Myth of Classlessness. Pelton, 1978)” で始めた児童虐待及びネグレクトと貧困及び低所得の関連について、レビューや分析をアップデートして発展させる機会を得た。」

1994 年の論文の概要

この論文は、1978-1992 年の間に蓄積されたエビデンスのレビューと分析が主である。この論文では、圧倒的多数のエビデンスにより、貧困と低所得が子ども虐待及びネグレクトの発生や程度と強い関連を持っていることが示された。その関連を強める、または弱める仲介要因をとって、貧困による物質的困窮 (material hardship) と、親の個人要因があがった。親の個人要因としては、抑うつ、低い自尊心、

1 ここでは “child maltreatment” を「子ども虐待」、「child abuse and neglect」を「子ども虐待及びネグレクト」と訳している。

2 ここでは “material” を「物質」または「物資」と訳している。ここでいう物質 (資) 的支援は、生活保護、家賃滞納金、敷金、光熱費、などの現金扶助、住居、暖房設備、窓の柵などの住環境の整備、ベビーサークルやベッドなどの家具や、食料やフードスタンプ、衣服の支給、そしてデイケアの提供など、具体的な支援全般を含む。

3 1994 年論文には抄訳がある。「児童虐待やネグレクトにおける社会環境要因の役割」(山野良一訳)・上野加代子編『児童虐待のポリティクス』明石書店 (2006) 収録。

そして絶望感との関連を示すエビデンスはあるが、それ以外の要因との関連を示すものはほとんどなかった。このことから抑うつなどの親の個人要因が、物質的困窮を含めた貧困と貧困に伴うストレスに対処する能力を傷付けているのではないかと考えることができる。物質的支援により、貧困環境のストレスが緩和されていない場合、対処能力の機能不全、つまり飲酒や薬物の乱用など養育能力の破壊につながる可能性がある。ストレスを介して、物質的な困窮と虐待及びネグレクトは間接的に関連しており、また、危険で不適切な養育環境を生むという点では、物質的困窮は直接的に児童虐待及びネグレクトと関連している。つまり、環境や生活状況を整えることで、ネグレクト状態に陥ることが減少すれば、子どもを危険から遠ざけるために体罰に頼る必要性も減少するだろう。

この論文でレビューしたエビデンスにより、デイケア、窓の転落防止柵、緊急時の現金援助、雇用、そして地域の支援プログラムなどの提供が、子ども虐待及びネグレクト、そして里親措置の必要性を減少させる可能性が示唆された。子ども虐待及びネグレクト事例において、物質的困窮は一般的に見られるものであり、子どもの成長に対する深刻な被害を予防することを考える際、中心はこの根底の問題であるべきという結論が導き出される。児童虐待及びネグレクトを減少させる最も効果的な方法は、貧困とそれに伴う物質的困窮を減少させることである。物質的困窮へ焦点をあてずに支援をしても、子ども虐待及びネグレクトの減少や程度の軽減などには大きな効果はないだろう。

本論文での結果－ 1994 年の論文以降 20 年間のアップデートー

収入と子ども虐待及びネグレクトの関連を示すエビデンス

児童虐待及びネグレクトについての全米調査（The National Incidence Studies of Child Abuse and Neglect : NIS）はこれまで 1979-1980 年（NIS-1）、1986 年（NIS-2）、1993 年（NIS-3）、2005-2006 年（NIS-4）と 4 回行われており、それぞれ報告書が発行されている。1994 年論文で、NIS-1 と NIS-2 の結果から収入の格差との強い関連があったとまとめたが、NIS-3 と NIS-4 でもそのエビデンスは同様に示されていた。

子ども虐待の発生率と物質的支援は連動しているのか？

NIS-3 から NIS-4 にかけて、身体的ネグレクトは減少しておらず、心理的ネグレクトは倍増していた。一方、子どもの貧困率は 23% から 17% に減少している。子どもへのネグレクトと貧困に強い関連があるのならば、比例するはずと思われるが、子ども虐待の定義は一定ではなく時代の動向や専門家間、地域によって異なるため、その件数は不確定なものである。同様に、貧困の指標も一定ではない。1994 年論文の時点では、実験群に対して物質的な援助を行い子ども虐待及びネグレクトへの影響を研究したものはなかった。

この 20 年間で、貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance to Needy Families : TANF）や要扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children : AFDC）受給者のデータを分析した複数の研究により、例えば養育費の補充が満額継続されている群は、減額された群と比較して子ども虐待及びネグレクトの発生が優位に減少していることや、収入が増えていないにも関わらず援助された

金額が減少した家庭は、その後児童保護機関の介入のリスクが高いことなど、現金収入の減少と子ども虐待関連を裏付けるエビデンスが示された。

新たに現金収入との関連が示された一方、住居、暖房設備、デイケア、食料、ベビーサークルやベッドなどの家具、家賃滞納金、敷金、光熱費の支払いについて焦点は当てられず、1994年論文以上のことは言えないが、家族維持サービスについての論文で（プログラム自体の効果は示されなかったものの）住居援助、衣服、家具などその家庭に適した物資の提供が子ども虐待のリスクを減少させたという結果が示されている。

失業と子ども虐待

1994年論文では、貧困でない家庭と比較して、すでに貧困状況にあたり貯蓄がなかったり周囲から借金をすることができないために失業の衝撃を緩和できない貧困家庭では、失業と子ども虐待及びネグレクトとの関連が強いと結論づけた。

NIS-4では、子ども虐待の発生率は稼働している両親と暮らす子どもと比べて無職の両親と暮らす子どもの場合に高く、私の結論と一致している。新たな論文でも、有意ではなかったものの、父親が無職であることと子ども虐待の通報件数に関連が見られた。しかしこれは父親の稼働状況に限った結果であり、別の論文では母親の稼働状況は子ども虐待と関連していないという結果が出ている。この結果の違いの理解は難しいが、母親が家計を支えるために稼働しなくてはならず、稼働することで子どもを十分に監護することができなくなるリスクと、ネグレクトの疑いをかけられるリスクが相殺し合った可能性が考えられる。

人種と階級

1970年代に私が調べたときは、ニュージャージー州の児童保護ケース数とAFDC受給ケース数のうちアフリカ系アメリカ人が占める割合は両方でほぼ同じであった。このことから、児童福祉システム自体に人種によるバイアスがあるのではなく、アフリカ系アメリカ人が貧困人口に多いためであることがわかる。貧困率は白人よりも黒人の子どもにおいて高いため、子ども虐待の発生率も黒人児童の方が高いのではないかと思われたが、NIS-1からNIS-3では、児童虐待及びネグレクト発生率は黒人と白人の子どもの間で違いはなかった。

1994年論文以降、この結果は統計上の異常であると指摘する論文も出ている。NIS-4は、対象人数がこれまでより多く、その結果、白人よりも黒人家庭において優位に子ども虐待及びネグレクトの発生率が高かった。児童福祉システムから漏れていると指摘されていたアフリカ系アメリカ人だが、現在は過剰な介入が懸念されている。アフリカ系アメリカ人児童とその家族への不十分な、もしくは過剰な児童福祉システムの介入は、ニーズの不適切な推測によるものなのかもしれない。

1994年論文で、医師、看護師、そしてその他の専門家による虐待及びネグレクト通報と人種の関連については、一貫しない研究結果が示されていることに触れたが、現時点の研究結果も同様に一貫しない。通報システム自体が白人のために作られたものであることが多く、アフリカ系アメリカ人の偽陽性（false positive）通報（通報を受けたが虐待とは判断されなかった件数）の割合は他の人種に比

較して非常に高く、偽陰性（false negative）通報（虐待だが通報されなかった件数）も他の人種と比較して高かったことを示す新たな論文がある。また別の論文で、同レベルのリスクでも、ケースワーカーは黒人の通報を白人よりしやすいことが示されている。児童福祉システムにおける人種バイアスの問題は、児童福祉システムの問題ではなく、歴史的に人種差別と貧困が関連していることにあるのではないかとの指摘もある。同じ汚い部屋を見ても、中流家庭と比べて貧困家庭においてネグレクトと認識されやすいと指摘する論文もある。子どもへの危害や危険の認識ではなく、貧しい人は怠惰、軽率、衝動的、責任感がないなどの親個人への先入観により社会階層へのバイアスがうまれているのかもしれない。

実際行われている支援の多くは、親の置かれた状況や貧困による物資不足に焦点を当てるものではなく、親を変えることを目的とした治療的、教育的なデザインである。児童福祉システムにおける人種の問題を解決するには、その根源が貧困にあることを認識し、貧困や貧困に伴う物資不足の対応をする必要がある。

貧困から子どもへの危害、危険、そして措置への経路

1994年論文では、貧困が子ども虐待及びネグレクトにつながる2つの経路を説明した。一つ目は、貧困が親のストレスとなる物質的困窮を生みだし、ストレスが攻撃性や抑うつをうみだし、子ども虐待やネグレクトにつながるという経路である。新たな論文でも、都心に住む低収入の未婚女性において、貧困や物質的な資源の喪失が抑うつ気分と関連する事が示されている。二つ目は、貧困による不適切な住居環境が背景にある、健康や安全を脅かす原因となる物資不足が、直接児童への危害や危険につながり、子どもを危険の原因から適切に守らなかったとして親のネグレクトと認識される過程である。つまり、貧困や貧困によるストレスにうまく対応できない親は、子ども虐待の罪に問われやすいと言える。

ネグレクトによる怪我の多くは、故意によるものではない。それらは、広義では故意ではない怪我や事故の一部に分類することができる。新たな論文では、子ども虐待及びネグレクトを含めた子どもの事故による重度の負傷と、低い社会経済的状況との強い関連が示されている。このことから、重傷を負った原因を親に帰属しすぎているのではないかと考えることができる。適切な住居など、児童福祉の資源不足の傾向は以前より指摘されており、ネグレクトと貧困自体を混同していると考えることができる。子どもの安全や保護が本来の目的であるが、「児童保護」が狭義では、「親から子どもを守る」こととされるようになっており、環境改善よりも家庭外措置が対応として取られている。

家庭外措置となった児童の養育者の半数が、基本的な生活必需品の支払いに困っていることを示す論文がある。また、2010年の全国子ども虐待及びネグレクトデータシステム（National Child Abuse and Neglect Data System：NCANDS）では、家庭外措置となった子どもの養育者のうち過半数が不適切な住居もしくは必要最低限の物を購入するお金がない、もしくは何らかの公的扶助を受けていた。

里親措置の決断において、両親の収入が最も影響のある変数であることを示す論文や、TANFやAFDC、フードスタンプなどの支給額レベルの減少が里親措置児童の増加と関連することを示す論文、緊急時支援金、衣服、家具、など適切な具体的な物資的支援が子どもの措置リスクを減少させることを

示す論文もある。適切な暖房設備の確保、鉛系塗料の吸入の危険除去、必要に応じた保育の提供など、環境を整えれば家庭外措置の必要性もなくなるのだが、いまだに不適切な住居やホームレスであること、適切な食料、衣服、保育場所の確保ができないことなどにより家庭外措置となる子どもは珍しくない。

里親養育と養子縁組

里親措置は1999年をピークに概ね減少の傾向にある。しかし、里親養育は家庭外措置の一つであり、2011年の時点で家庭外措置児童952,800のうち、公的機関の支援による養子は551,800人と推測でき、これは1,000人に12.9人と、20世紀のどの時点よりも多い数値である。家庭外措置となる子どもの圧倒的多数が貧困家庭の出身であり、貧困家庭の子どもの100人に6人が公的な児童福祉機関の介入により家庭外措置となったと推計できる。家庭外措置の予防のための国をあげての適切な努力がなされているのか、疑問を感じる。

貧困の減少に向けて

1994年論文では、子ども虐待及びネグレクト、そして子どもへの危害を減少させるためには、貧困及び貧困に伴う物質的困窮を減少させねばならないと結論付け、最低賃金を設けることや、ユニバーサル保健システム、ユニバーサルデイケアシステムなど、これまで言われてきた対策の例をいくつもあげた。

最近では、ユニバーサル社会配当課税システム（Universal Social Dividend and Taxation System）に賛同している（詳細は2005年論文参照されたし）。現在の課税システムは、ある階級やカテゴリーの個人が優位となるように作られており、公平とは言えない。ユニバーサル社会配当課税システムは、裕福層を含めた共通の福祉に言及するものである。このシステムは、公的支援や、現金支給プログラム、税制優遇措置などに置き換わるものであり、回収された税金は世帯規模により一律に再配当される。

公的な児童福祉システムの再構築

1989年に執筆した論文で、抜本的な児童福祉システムの再構築を提案した。当時のシステムでは、養育者への支援を行うための肯定的な関係を築くにあたり、威圧的な介入という役割が障害となっていた。支援機関は里親か予防支援かの選択を迫られ、運営的に選びやすい里親措置を選択したのだ。その結果、里親措置となった子どもは適切な支援を受けず、里親養育の費用がふくれあがった。児童福祉機関は、その威圧的、捜査的、警察的な、家庭外措置などの役割を放棄すべきだと提案した。それより、児童福祉の問題を抱えている親の支援やプログラムを多岐に渡って行う機能のみに従事すべきなのだ。そして、家庭外措置や子ども虐待及びネグレクトの告発なしに、全ての資金を支援と予防に注ぐべきである。その中に、住居環境の整備や、保育、緊急時援助金、そしてカウンセリングなどのソフトサービスも含めるべきである。この様な機関を作るには、親の責任を追求するのではなく、純粹に子どもを危害や危険から守る事を目的とした、子ども虐待及びネグレクトの法的な定義をもっと詳細に定めるべきだと提案した。そうすれば、子ども虐待及びネグレクトの容疑での警察の捜査件数は減少する。また、家庭外措置を決定する家庭裁判所への起訴は警察により行われることが主にな

るため、児童福祉機関はこれに関与しないことになる。更に、里親養育システムは家庭裁判所の下につくことになり、法的な監視システムにより管理されるため、児童福祉機関は家庭外措置をしない子どもの福祉に悩む親に寄り添う機関となり得る。

区分対応 (differential response /alternative response : DR/AR) パラダイム

近年では、個別のニーズに対応する支援を提供することに焦点を当てて児童福祉システムが整備されつつある。区分対応システムは、基本的に家庭に寄り添ったアプローチをとるのだが、現在の入り口は子ども虐待及びネグレクトの通報およびそのスクリーニングである。あるミネソタ州の調査では、伝統的で捜査介入的支援を受けた家庭 (traditional response:TR) と、AR 支援を受けた家庭 (AR 家庭) とでは、後者の方がその後の児童虐待及びネグレクト発生率が有意に低かった。しかし、AR 家庭には、金銭などの支援も含まれていたため、具体的支援の効果が現れた可能性もあると考察されている。既存の捜査介入的支援の中に具体的支援を取り入れたプロジェクトの効果を示す論文もあるが、そういった支援を広く永続的に行うための資金を現在のシステムで確保できるかは定かではない。

AR に関する調査研究は近年多くある。全く支援を受けなかった AR 家庭も多いが、具体的支援を受けた家庭ではその効果が示されている。TR 家庭に比べて AR 家庭は具体的な支援を受けやすい。全国的に、児童福祉システムは司法手順により進められる傾向にあり、これは AR においても同様である。支援を受けるには、まず子ども虐待及びネグレクトの疑いをかけられなくてはならないため TR 的な関わりからのスタートになり、AR 的な関わりに移行しにくい。やはり公的な家族支援機関は二重の役割を担うのではなく、子ども虐待及びネグレクトそして子どもの家庭外措置のみを担う機関とは別に設置されるべきだろう。

システム変容の展望

近年、児童福祉学者らの中には、威圧的で反動的ではなくより積極的に予防重視の支援を行うために、二重の役割を分ける必要性があると認識している者がいる。様々な論文で、現代のシステムは最悪の事態を想定したガイドラインに基づいており、管理、監視するものであると示され、子ども虐待及びネグレクトの定義をより狭くする必要性が指摘されている。

貧困家庭から多くの子どもを引き離す結果を生み出す既存のシステムの問題に悩むのではなく、児童福祉システムを根本的に再構築する時期に来たのではないかと思う。貧困家庭を捜査的、威圧的に監視するのではなく、予防に基づいた、ニーズある家族に魅力的なサービスを提供する児童福祉システムが必要である。新たなシステムを確立するには、既存システムが資金的に負担となっていることや、効果が思う様に出てないことが広く認識されること、そして既存のシステムに置き換わる新たな権利擁護的なコンセプトを示す必要がある。児童福祉分野では、これには数十年かかるかもしれない。

(山邊沙欧里)

Child Abuse and Neglect 誌より許可を得て抄訳転載

論文番号 (A-3) 概略

The Economic Conditions of Child Physical Abuse: A Call for a National Research, Policy, and Practice Agenda

「子どもへの身体的虐待の経済的条件：国の研究、政策、実践の課題」

Aislinn Conrad-Hiebner & Edward Scanlon

Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services, 96(1), 59-66, 2015 【概略】

子どもへの身体的虐待と経済的格差の関係については、経験的エビデンスがあるにもかかわらず経済的困難を防止する国家的取り組みが不足しているため、当文献では「経済的困難の防止を国の児童福祉とソーシャルワークの優先課題にすることを目標」(59)とし、経済的なストレスと身体的虐待との関連を主題にした文献をレビューし、研究、実践、政策への提言を行っている。

身体的虐待と経済状態の関係に関する文献は限られている。特に、身体的虐待だけを研究対象とした文献は少なく、ほとんどネグレクトと虐待を区別していないため、身体的虐待とネグレクトを含む子ども虐待 (child maltreatment) 全般の文献もあわせて取り上げている。理論的研究の文献については、負の経済的条件が養育者にストレスを与え、養育者間、養育者-子ども関係に影響を与えるとする「ファミリー・ストレス・モデル」のみが、経済的困窮が身体的虐待のリスクに影響を及ぼすことを理論的に説明しており、その他は経済的状况と身体的虐待の関係を一部説明するにとどまると断じている。実証的文献からは、世帯の所得、親の失業、重複する経済的困窮 (ライフラインの供給停止、立ち退き命令、食料の不足などの重複)、住居の問題 (家賃の支払い、度重なる転居、過密、ホームレスなど) に身体的虐待や子ども虐待全般との強い関連が、食料についての不安定さと近隣環境に中程度の関連が、Medicaid の利用 (低所得層を対象にした健康保険) とライフラインの供給停止に弱い関連が見られると分析する。

また当該分野の研究には、理論的・方法論的課題があるとし、経済的状况と身体的虐待の因果関係を確立するためには、前向き研究の採用や、比較群、時間性などの構成要素を織り込んだ研究設計が必要であり、多くの研究は理論的な見通しが甘く、どのような状況で虐待が起こり得るのか特定できないこと、文献によって経済的状况と子ども虐待の概念と尺度や測定方法にばらつきがあり、また特定の経済的状况に絞るより経済的指標の合計指数の利用が適切であろうこと、ソーシャルワークに関する研究 (例えば所得移転が児童保護のリスクをどう軽減するかの調査など) は経済状况と身体的虐待との因果関係を確かめるのに役立つであろうことなどが述べられている。

次にソーシャルワークの実践に関しては、「ソーシャルワーカーには貧困を認定し対応する義務がある」(62)と指摘する。また「低所得層の女性のうつ病や不安は、経済的介入と臨床的介入を組み合わせることで効果的治療が可能との精神保健分野の最近の文献が存在するようであり (Ali, Hawkins, & Chambers, 2010)、こうした介入は育児行動に有益な影響を与え、身体的虐待のリスクを軽減できると推測」(63)している。さらに、「虐待のリスクがある家族に対するアセスメントには、家計の状況と利用可能な援助プログラムの徹底的な見直しを含むべき」(59)、「児童福祉制度に介入されている家族のために援助付き就労サービスと TANF (Temporary Assistance for Needy Families : 貧困家

族一時扶助；条件が厳しく、守らなければ制裁措置がある）の制裁免除を主張すべき」(59)などの提言が示されている。

政策については、Child Abuse Prevention and Treatment Act を改正し、経済的に困っている児童福祉制度下の家族の支援のため特別予算を捻出する、TANF 改革を行う、就業が児童虐待のリスクを軽減する補償要因であることを明らかにする、就労支援プログラムを作成する、貧困対策である TANF の雇用プログラムを児童福祉制度下の親に適用するなどの提言がなされている。

経済的状況と身体的虐待との強い関連を強調し、経済と社会正義の考え方を児童福祉の領域に導入し、子ども虐待リスクがある家族の経済状況を改善するため、国家的戦略、アセスメントツールや実践の指針、問題克服に向けたネットワークを構築することを求めている。

(田中 恵子)

論文番号 (A-4) 概略

“Doing Better for Families” 「家族の福祉を改善する」

OECD(2011), OECD Publishing <http://dx.doi.org/10.1787/9789264098732-en>

Chapter 7 “Child maltreatment” (子ども虐待) 【概略】

この章は、以下の5つの節からなっている。

- ・ Introduction
- ・ What is child maltreatment?
- ・ Economic analysis of causes and consequences of child maltreatment
- ・ Policy to reduce maltreatment and neglect
- ・ Conclusion

この中で、2番目の節 (What is child maltreatment?) では、子ども虐待の定義の説明や子ども虐待の発生率について議論されているが、子ども虐待の国際的な比較研究が難しいことが指摘されている。それは、子ども虐待の定義が国ごとで異なることと、制度的、社会的な姿勢が異なり、通告率に差異が発生してしまうためだとしている。一方で、この節では、国際的な比較を行うために、「氷山の一角」的な指標として、故意による暴力、および事故による子どもの死亡率を取り上げている。このふたつの特定の原因による子どもの死亡(率)は、子ども虐待の究極のアウトカムであり、子ども虐待の発生率に通じるものであり、その国の発生率を暗示するものだからである。また、この手法は UNICEF が行ったふたつの分析でも活用されている。UNICEF (2001) ” A League Table of Child Deaths in Rich Nations” ,UNICEF (2003) ” A League Table of Child Maltreatment Deaths in Rich Nations” ¹。

ここで取り上げる、故意による暴力による子どもの死亡、および事故による子どもの死亡は、ともに多くの OECD 各国でカバーされている、唯一利用可能で国際比較ができるデータであるともされている。また、ICD (国際疾病分類) による協定によって、死亡の原因を国際的に一致させようとしてきた努力がこれを可能にしてきたとも述べている。

ただ、故意による暴力による子どもの死亡については、いつかの研究によって正確さには限界があると指摘されていることを示している。また、事故による子どもの死亡 (ネグレクトとの関連性が暗示されるが) も、いくつかの事故は親の責任を越えるものであり、指標としての不完全さを認めている。

3番目の節 (Economic analysis of causes and consequences of child maltreatment) は、4つのパートからなっている。

- ・ Child maltreatment and economic indicators at a country level
- ・ Income and child maltreatment
- ・ Empirical research on the low-income maltreatment link

1 なお、UNICEF (2003) については、解説として星野信也 (2004) 「論評 ユニセフ調査にみる児童虐待と児童の貧困」『週刊社会保障』58 (2283) がある。

・ Consequences of child maltreatment

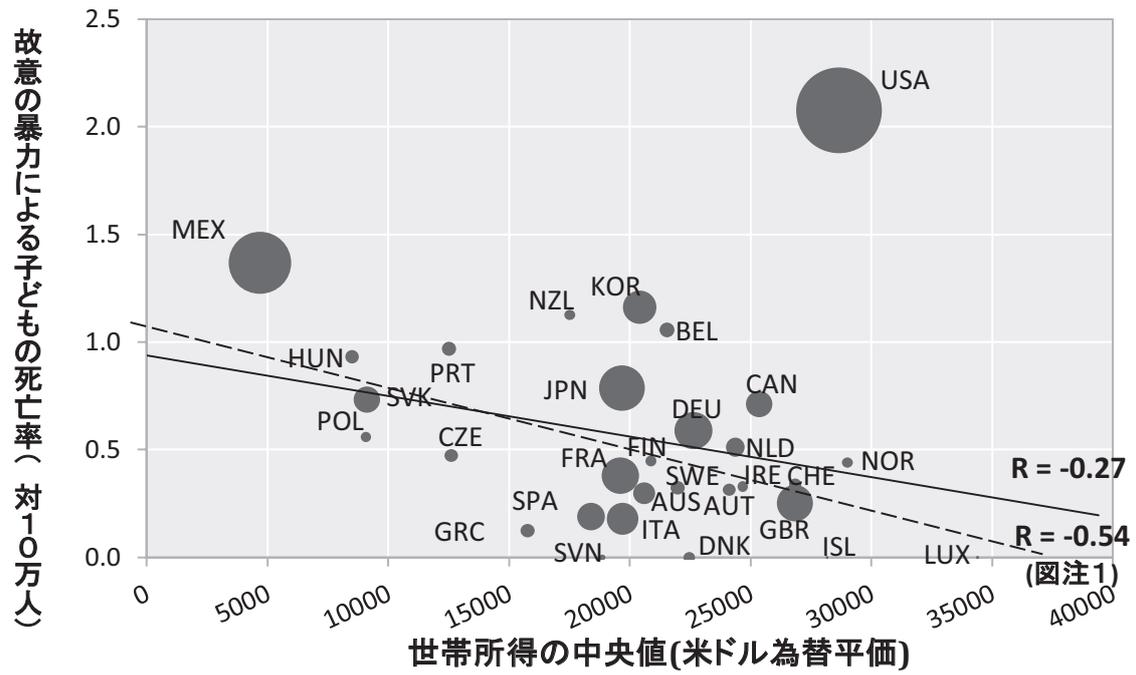
このうち、2番目から4番目のパートは、本報告書において完訳を行っている「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」(Economic Determinants and Consequences of Child Maltreatment)の概略的なまとめであり、これまでの虐待と貧困の関連性についての研究のレビューがなされている。しかし、ここでは重複するので省略する。ここでは、1番目のパート(Child maltreatment and economic indicators at a country level)を取り上げるが、これは、当該本のオリジナルな内容であり、各国の経済状況と先述の故意や事故による子ども(14歳以下)の死亡率との相関関係について分析している。また、次ページ以降に示す図の解説にも当たる。ここでは、このパートの部分のみの概略を示している。また、OECDのデータベース(STATLINK)を活用する(<http://dx.doi.org/10.1787/888932393901>)ことで掲載されている6つの図を日本語に訳して引用している。(なお、この6つの図には全体でタイトルがついており、「豊かで、より平等な、貧困の少ない国では、子どもの死亡率が低い」となっている)。

国レベルにおける子ども虐待と経済的指標(Child maltreatment and economic indicators at a country level)

子ども虐待はどの程度、家族の所得と関連するのか?図1、3、5は、故意による暴力による子どもの死亡率と可処分世帯所得のレベルと分布に関する指標(ふたつの分布指標が用いられている。ジニ係数と子どもの貧困率である)との関連性を示すものである。図2、4、6は同様に事故による子どもの死亡率との関連性を示す。図の円の大きさは、各国の15歳未満の子どもの人口の多寡を示す。最も当て嵌まり具合のよい(回帰)線と相関係数も表す。

こうした単純な二変数による分析は、因果関係の問題にはなんらのエビデンスを提供はしない。しかし、これらは国レベルの経済的な領域と子ども虐待との関連性について、少なくともいくつかの情報を示しているように見える。故意の暴力による子どもの死亡率と所得の中央値との関連性は負の関係である(図1)。豊かな国ほど、故意の暴力による子どもの死亡率は低い。米国は、ここでははずれ値であり、豊かなOECDの国の中では故意の暴力による子どもの高い死亡率を持つ。ジニ係数と故意の暴力による子どもの死亡率は高い正の相関関係があると言える(図3)。しかし、これは米国とメキシコという、不平等度が高くかつ故意の暴力による子どもの死亡率が高い国の影響によって大部分もたらされている。子どもの貧困率と故意の暴力による子どもの死亡率の関連性も正の関連性を持っているが、米国とメキシコによる影響力は薄まるように見える(図5)。図2からは、図1と同じように世帯所得と事故による子どもの死亡率に負の関係が見えるが、その関連性はより強い。図4、図6からは所得の不平等と事故による子どもの死亡率の強い関連性が見える。

図1 世帯所得の中央値と14才以下の子どもの故意の暴力による死亡率の関係



(図注1) 点線は、アメリカを除いた場合。以下の図も同様。

図2 世帯所得の中央値と14歳以下の子どもの事故による死亡率の関係

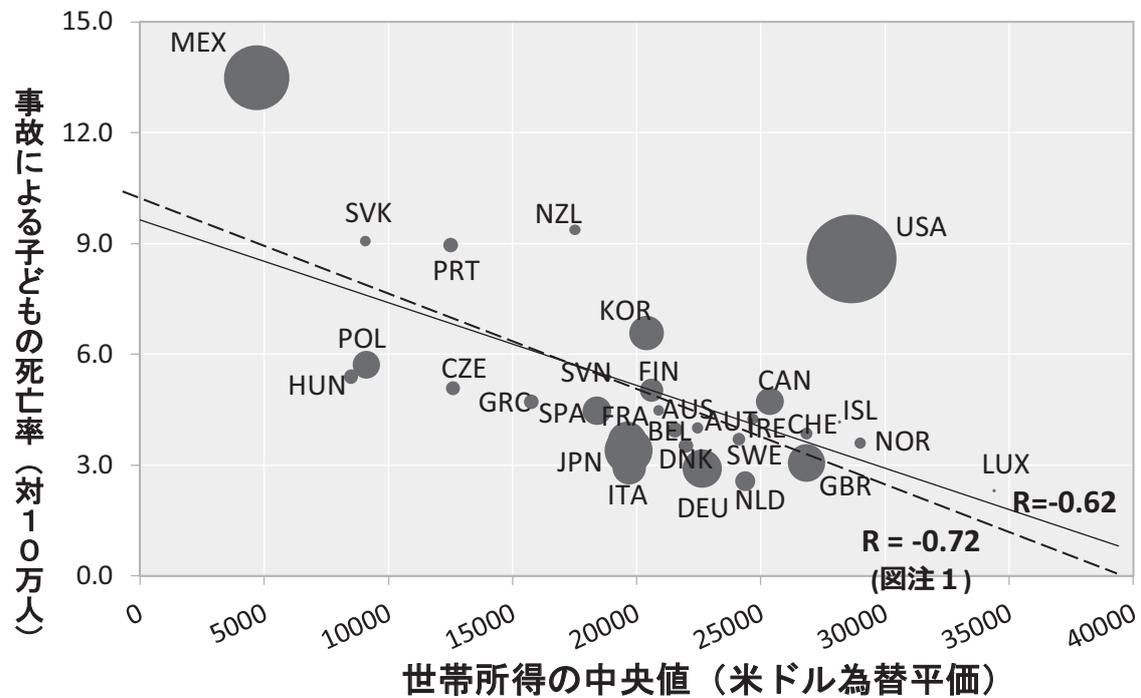


図3 ジニ係数と14才以下の子どもの故意の暴力による死亡率の関係

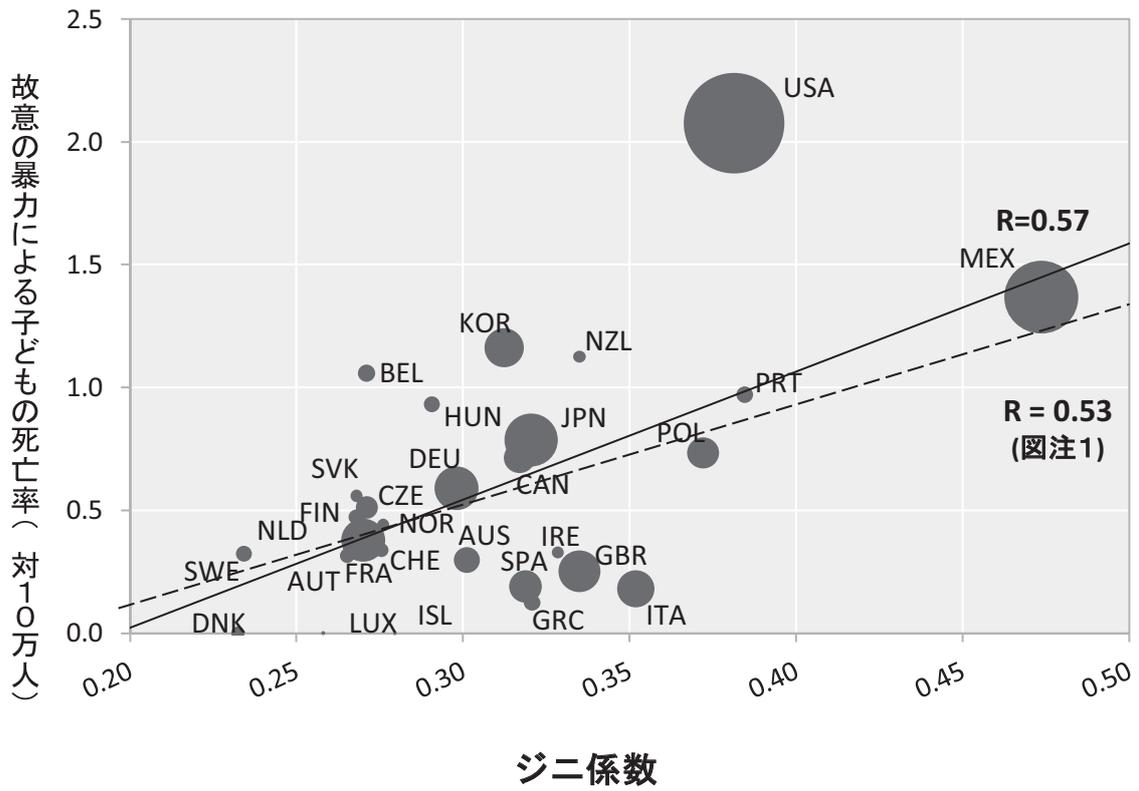
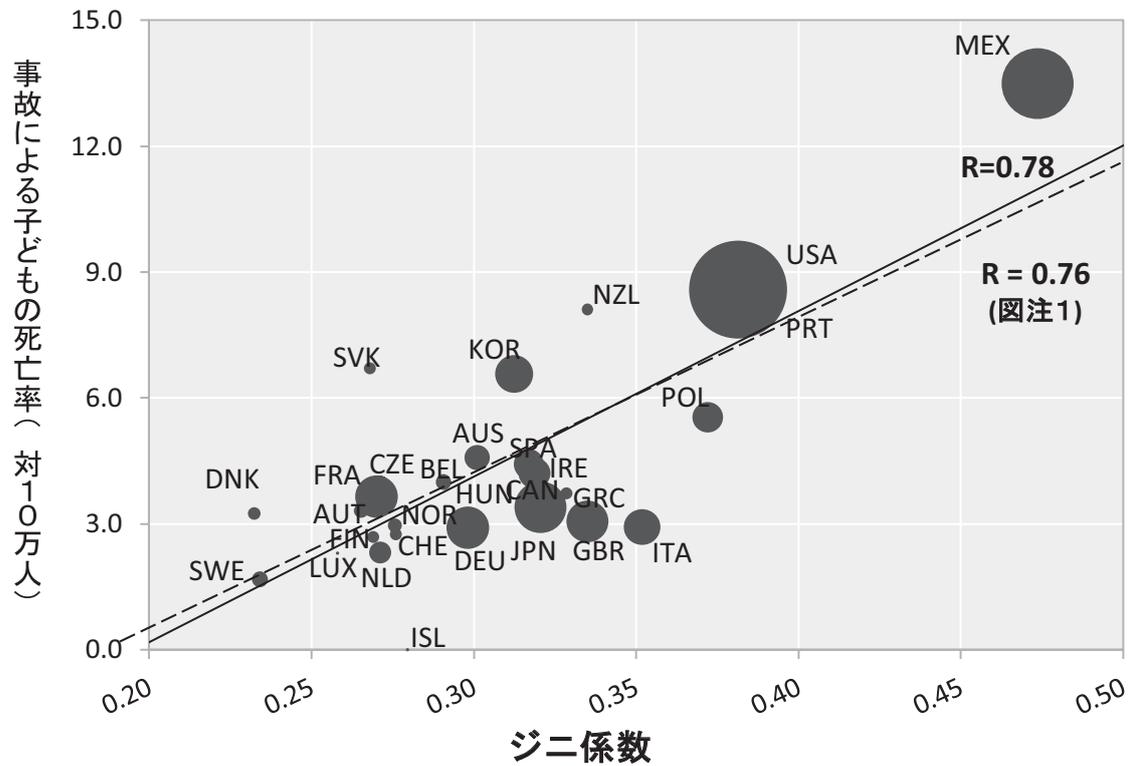


図4 ジニ係数と14才以下の子どもの事故による死亡率の関係



(図注2) 各国の円の大きさは、各国のデータ活用可能な直近の年の0-14歳の子ども数の多さを表す。
(元データ) OECD (2008) Growing Unequal? WHO(2010) WHO Mortality Database.

図における各国名の略称は、以下の通り

AUS	オーストラリア	AUT	オーストリア	BEL	ベルギー
CAN	カナダ	CZE	チェコ	DNK	デンマーク
FIN	フィンランド	FRA	フランス	GER	ドイツ
GRC	ギリシア	HUN	ハンガリー	ICL	アイスランド
IRL	アイルランド	ITA	イタリア	JPN	日本
KOR	韓国	LUX	ルクセンブルグ	MEX	メキシコ
NLD	オランダ	NZL	ニュージーランド	NOR	ノルウェー
POL	ポーランド	PRT	ポルトガル	SVK	スロバキア
ESP	スペイン	SWE	スウェーデン	CHE	スイス
GBR	イギリス	USA	米国		

(山野良一)

(3) 個別リサーチ論文

論文番号	B-1
論文名	The effect of material hardship on child protective service involvement
著者	Yang, M.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse and Neglect, 41, 113-125, 2015
研究の意義	縦断調査を用いて、物質的な困窮経験がCPSの介入につながるかどうかを分析したものであり、因果関係に近い分析を行っている。特に、固定効果モデルを用いて個人内での分析を行っているのは重要である。
アブストラクトの概略	この研究は、TANFに関するパネル調査である、Illinois Families Studyの1135家族についての4つの時期のデータを使ったものである。この研究は、これらの低所得家庭についてのCPSの介入に物質的困窮が関連しているかなどを探っている。プールド効果モデルと固定効果モデルを用いて分析を行っている。結果からは、物質的困窮を経験していた養育者は、CPSの調査を受ける割合が高くなっていた。物質的困窮とCPSの調査を受けることの関連性は抑うつ症状や養育上のストレスによって十分に説明できなかつたとされる。子ども虐待を防止するためには、経済的なサポートによる介入方法によって家族の満たされていない物質的なニーズに対応する必要があることをこの研究は示唆しているとする。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>①物質的困窮は、CPSの調査を受けることと関連しているか。 ②物質的困窮とCPSの関連性は、調査を受けた虐待の種別によって異なっているか。 ③心理的抑うつは、物質的困窮とCPSの調査を受けることとの関連性を仲介しているか。</p> <p>(データ)</p> <p>Illinois Families Study (IFS)のデータを活用している。IFSは、1998年からのTANF受給者に関するランダムなサンプルデータである。1999年、2001年、2002年、2004年の4つの時期のデータである。そこに、CPSのデータを突合せた。</p> <p>従属変数は、CPSの調査を受けたかどうかである。4つの時期でそれぞれの時期に調査を受けたか尋ねている。ネグレクトと身体的虐待に分けた分析も行っている。</p> <p>物質的困窮は、食料、住居、公共料金、医療の4分野での経験を聞いている。それぞれは、困窮経験があったかどうかで整理されているが、分野が複数に及んでいるかも別に整理されている。</p>

社会経済変数として、人種、性、養育者の年齢、5歳以下の子どもを持つか、子ども数、学歴、所得など。養育者の状況に関わる変数として、周囲からサポートを受けているか、身体的な健康、DV、アルコールや薬物依存の変数など。養育のあり方についての変数として、養育上のストレス、養育の温かさ。心理的なストレスに関する変数として、経済的なストレスを感じているか、抑うつ症状のスコア。

分析として、プールド効果モデルと固定効果モデルで分析しているが、前者は個人間で、物質的困窮を経験している人とそうでない人でCPSの調査を受けているかどうかを分析するものであり、後者は個人内で、物質的な経験をした時期とそうでない時期で調査を受けたかどうかを分析するものである。

(結果)

プールド効果モデルからは、身体的虐待は他の変数をコントロールしても、物質的困窮をひとつでも経験している人の場合、そうでない人と比べてCPSの介入を受ける割合が高かった(有意な差があった)。オッズ比では2倍以上のリスクであった。また、抑うつがその関係を説明することはできていなかった。虐待全般やネグレクトでは関連が有意ではなく、抑うつ変数が有意であった。抑うつが仲介していることをうかがわせるものである。

固定効果モデルからは、虐待全般、および、ネグレクト、身体的虐待ともに、物質的困窮を経験している時期にCPSの介入との関連性があった(有意であった)。虐待全般、ネグレクトでは、オッズ比で、約3倍、身体的虐待では約5倍のリスクの上昇になっていた。また、抑うつ変数は有意ではなく、抑うつを新たに経験することは、CPSの介入のリスクを高めないことが分かった(先に述べたように、個人間では抑うつの有無は仲介要因と考えられるが)。

物質的困窮の種類では、住居の困窮を経験する場合、虐待全般ではCPSの介入につながっていた(プールド効果モデルと固定効果モデル)。ネグレクトにしぼると、食料と住居の困窮を経験する場合に、CPSの介入につながっていた(固定効果モデル)。身体的虐待では困窮の種類は関係がなかった。困窮の種類が増える場合、虐待全般、ネグレクト、身体的虐待すべてで、CPSの介入を増やすことが見えた。

論文番号	B-2
論文名	Understanding the Risks of Child Neglect: An Exploration of Poverty and Parenting Characteristics
著者	Slack, K. S., Holl, J., McDaniel, M., Yoo, J., & Bolger, K.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Maltreatment 9(4),395-408, 2004
研究の意義	貧困とネグレクトの関係に親の養育態度を絡ませた研究である。親の養育態度を考慮しても、貧困（親の主観的な困窮）はネグレクトの通報率に影響をしていた。
アブストラクトの概略	貧困とネグレクトの関係は認識されるものとなっているが、この関係を説明するメカニズムは十分にはなされていない。この研究は、貧困と親の養育態度の特徴のネグレクトケースへの影響について分析している。著者たちは、物質的な困窮感や失業と、親の温かみの低さ、体罰の使用、子どもに長い時間テレビを見させることなどの親の養育態度の特徴の両方は、ネグレクトの発生を予想させる要因となっていたことを見出している。親の養育態度の特徴は、物質的な困窮感とネグレクトをつなぐ仲介因ではあるとは言えなかったが、親の養育態度の特徴は失業とネグレクトの関係が表面化することを妨げていたとしている。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>①経済的に不利な人々の中で、貧困のある側面（失業、福祉受給、所得、主観的な困窮、物質的な困窮についての指標）は他の側面より強くネグレクトに関連性を持つのか？</p> <p>②親の養育態度のある側面（親のストレス、親の温かさ、体罰、テレビを長い時間見せること）は他の側面より強くネグレクトに関連性を持つのか？</p> <p>③親の養育態度をコントロールするとき、貧困は直接的にネグレクトのリスクとなりうるのか？または、その効果は部分的に親の養育態度によって仲介されるのか？</p> <p>(データ)</p> <p>イリノイ家族研究のデータ。3歳未満の少なくとも一人の子どもを養育している親を対象。1年後に状況を確認。CPSのデータと突合させることで、ネグレクトで通報を受けているかをチェックする。これが目的変数となる。</p> <p>コントロール変数は、10代の親か、親の年齢、学歴、ソーシャルサポートスケール、健康、DV、結婚しているか、人種、など。</p> <p>説明変数は、貧困状況（所得、主観的な困窮、福祉受給、失業（雇用されていない期間が4分の1以上））及び、親の養育態度（親のストレス、養育上の温かさ、体罰の使用、子どもにテレビを長時間見させること）である。</p>

(結果)

①親の養育態度変数を入れない状況でも、通報を受けたか否かに対する、所得そのものの効果はない。主観的な困窮は有意に影響している。また、失業も影響があるとは言えない（有意ではない）。

②親の養育態度変数を入れると、親のストレスを除いて他の養育態度変数は有意。しかし、主観的な困窮は有意なまま。一方、失業変数が有意となる。

③ここから、リサーチクエッションの③については、親の養育態度をコントロールしても、貧困（主観的困窮や失業）はネグレクトに関連性を示すところの研究からは言える。一方、親の養育態度変数を入れないと有意でなかった、失業変数が親の養育態度変数を加えることで有意となるのは、例えば、失業中であると親の養育態度はひどくなりネグレクトへの影響に違いが生じることを示すのではないか。つまり、親の養育態度変数によって失業の影響は隠れていたのであり、親の養育態度をコントロールし、要因として取り除くことで、失業の影響が見えるようになったということではないかとする。

論文番号	B-3
論文名	Exploring policies for the reduction of child physical abuse and neglect
著者	Klevens, J., Barnett, S. B., Florence, C., & Moore, D.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse & Neglect., 40, 1-11, 2015
研究の意義	マクロレベルでの具体的な政策が、虐待の発生率に影響を与えているかをエコロジカル的な方法で分析したもの。
アブストラクトの概略	虐待に影響を及ぼすさまざまな政策について、この研究ではまず、子ども虐待の社会的決定要因に影響を与えている37の州の政策の中からデータが欠落していない11の政策を特定化させている。これらの政策には以下が含まれている、貧困を減らす2つの政策、TANF（アメリカの公的扶助）に関する2つの政策、保育へのアクセスを高める2つの政策、質の高いプリ幼稚園教育へのアクセスを高める2つの政策、ヘルスケアへのアクセスを高める3つの政策。その後、州ごとの子ども虐待の調査を受ける割合とこれらの11の政策の関連性を多変量解析で分析している。結果としては、子どものヘルスケアに関する政策、保育の待機児童を減らす政策に関連性が見られた。
内容解説	<p>(研究の目的)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども虐待の社会的決定要因に影響を与える37州の政策を特定させる。 2. 1で特定化した31の政策の導入を記録しているデータを特定させる。 3. 2のデータを用い、ほとんどデータの欠落のない11の政策の子ども虐待の割合に対する関連性を単変量および多変量解析で分析する。 <p>(多変量解析のデータ)</p> <p>アメリカ保健福祉省の子ども虐待・ネグレクトに関して毎年出されているレポートのデータに基づく州毎の調査を受ける割合が従属変数となる。</p> <p>独立変数は、(研究の目的)2において脱落データの少なかった11の政策。</p> <p>コントロール変数は、州ごとの子どもの貧困率、高卒以上の学歴の人の割合、マイノリティ人口の割合、失業率、大人に対する子どもの割合。</p> <p>(結果)</p> <p>2つの政策が統計的に有意であった。公的な補助がある保育に対する待機児童がいる場合は、調査を受ける割合が高く、子どものための健康保険の継続性を高める政策の存在は、調査を受ける割合を低くすることが分かった。</p> <p>一方で、この研究は相関関係しか焦点をあてておらず、また利用可能なデータに限界があり、さらにデータの質にも課題があるとする。将来の研究に向けては、政策の成果が測定できるような質の良いデータベースを整備することが必要であると述べている。</p>

論文番号	B-4
論文名	The influence of differential response on decision-making in child protective service agencies.
著者	Janczewski, C., E.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse and Neglect, 39, 50-60, 2015
研究の意義	区分対応システム (DR) 導入という制度変更が、どのように処遇の変化をもたらすかを吟味するに当たっても、貧困問題は重要な要素となっていることを示す研究である。
アブストラクトの概略	全国子ども虐待ネグレクトデータ (NCANDS) を用いて、DR の導入とネグレクトケースに関する処遇決定との間の関連性をこの研究では調べている。結果としては、DR が導入されたカウンティでは、未導入の地域と比べて、全人口に対する調査や虐待判断の割合は少ない、しかし調査されたうちの虐待と判断された割合は高い。多変量分析の結果としては、DR の導入は分離されるケースの割合の減少と関連性があった。また、DR の導入は、子どもの貧困率と調査を受ける割合の関連性を弱めていた。今後は、もっと大きなサンプルによるさらなる調査が必要あるだろうとしている。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>区分対応システム (DR) は児童虐待対応システム全体の道筋を全面的に変化させるが、今のところ DR の導入によって子どもたちが受けることになる調査がどのように変化があるかは分かっていない。</p> <p>ここでは、ふたつのクエッションをたてている。</p> <p>①貧困やアフリカ系アメリカ人の割合などカウンティレベルのコミュニティの特徴をコントロールすると、DR の導入はネグレクトが疑われたケースの中の、調査を受ける割合、虐待と判断されるケースの割合、分離されるケースの割合をどの程度変化させるだろうか。</p> <p>②もし、カウンティレベルの特徴と処遇決定の割合に関連性があるとして、DR はその関連性を和らげるのだろうか？</p> <p>(データ)</p> <p>全国子ども虐待ネグレクトデータ (NCANDS) を用いた。297 カウンティの約 99 万ネグレクトケースを対象とした。独立変数としては、DR の導入、子どもの貧困率、アフリカ系アメリカ人の割合、人口密度など。目的変数は、297 カウンティごとの全人口の中の調査を受ける割合、調査を受けたうち虐待と判断されるケースの割合、分離されるケースの割合。</p> <p>(結果)</p>

DR の導入は、調査を受ける割合を減らし、調査を受けたうちの虐待と認定される割合を高め、調査を受けたうちの分離される割合を減らしていた。

また、DR の導入をモデルに組み入れないで多変量分析すると、カウンティレベルの貧困率の高さは調査を受ける割合の高さ、虐待と判断される割合の低さ、分離される割合の高さに関連していたが、DR の導入の有無をモデルに組み込むと、調査を受ける割合は減り、虐待と判断される割合は高まり、分離される割合は低くなっていた。

DR の導入が、貧困率と調査を受ける割合の関連性の低さをもたらしていることについて、本論文では、DR が導入されたカウンティでは、貧困と関連する困り感を持っているケースは調査前に社会的なリソースにつながりやすくなっているためではないかと議論している。

論文番号	B-5
論文名	The effect of additional child support income on the risk of child maltreatment
著者	Cancian, M., Yang, M. & Slack, K.
掲載雑誌等 (掲載年)	Social Service Review, September 2013, 417-437
研究の意義	ランダムに割り当てられた実験的な研究によって、貧困と子ども虐待の関連性が因果論的に証明されたことになる。OECD (2011) でも取り上げられているもの。
アブストラクトの概略	経済的に資源が少ない世帯に住む子どもは、SESの高い子どもに比べ虐待のリスクにさらされていることを研究者や政策担当者は長い間認知してきたが、所得、特に養育費に関する因果関係を伴う虐待のリスクへの影響については明確にされてこなかったと著者はする。一方、貧困、養育費、子ども虐待の3つには同じような多くの要因が影響しているとし、養育費を受け取ることの外生的な影響力を明確にすることになった社会実験の結果を用いて、この研究では養育費の額と関係なしにTANFの全額が支給されることの子ども虐待のリスクへの影響を分析している。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>TANF (米国の公的扶助、受給者は主に母親) 受給者は、子どもの父親から養育費を受けている場合、支給額が減らされることになっているが、ある社会実験ではランダムに割り当てる形で一部の受給者は支給額が減らされない政策を行った。この場合、そうした受給者は子ども虐待の調査を受ける割合が減ったか？</p> <p>(データ)</p> <p>TANF 受給者は、父親からの養育費があった場合、その養育費は州や連邦政府によって管理され支給額が減額される。ウィスコンシン州では、一部の TANF 受給者に父親からの養育費があっても TANF の額を減らさない社会実験を行った。ランダムに割り当てる方法をとった。</p> <p>約13000人のサンプル数で、ランダムに割り当てられた実験グループとコントロールグループ (支給額を減らされたグループ) はほぼ半数ずつであった。2年間の実験期間の間に虐待の調査を受けたのは、約20%だった。</p> <p>ロジスティック回帰分析を行っている。独立変数は、実験グループであるか否かの他に、人種、学歴、母親の年齢、子どもの年齢、子どもの数、就業状況、以前に養育費を受けていたか、父親の所得など。目的変数は、2年の間に子ども虐待の調査を受けたか否か。</p> <p>(結果)</p> <p>部分的に支給される場合と比べて、全額支給されることは子ども虐待のリスクを減らしていた。実験グループは、コントロールグループに比較して、調査を受けることが有意に少なかった。荒オッズ比で、0.89。10%近い差がふたつのグループ間で</p>

調査を受ける割合に差があったことになる。他の独立変数をコントロールしても、オッズ比は 0.88。0.05%未満で有意であった。

養育費に関連した TANF の社会実験によって、経済的に不利な人々に所得の増加（それはそれほど多いものではないが）がもたらされ、それは虐待の調査のリスクを減らしていたとする。

著者たちは、研究の結論として、次のように述べている。この研究の結果は、子ども虐待を減らすための所得保障政策の重要性を強調することになる。子ども虐待を予防するためのプログラムは、経済的な困難さを和らげるためのサービスにもっと明確な注目をすべきである。

論文番号	B-6
論文名	The link between male employment and child maltreatment in the U.S., 2000-2012.
著者	Cherry, R. & Wang, C.
掲載雑誌等 (掲載年)	Children and Youth Services Review, 66, 117-122, 2016
研究の意義	州ごとの雇用状況の変動が子ども虐待の発生率に関連することを、縦断データを用いかつ固定効果モデルを用い分析しており、因果関係に近い関連性を分析できていると言える。
アブストラクトの概略	子ども虐待の発生率は、大人の男性の行動と強く関連しているとする。それは、労働市場の状況が、男性の行動に影響をすることを通して、虐待の発生率に影響する可能性があるからである。この研究では、男性（年齢20 - 34歳）の州レベルでの就業率と州ごとの子ども虐待の発生率が、統計的有意な水準、負の方向で関連していることを見出している。また、子どもの貧困率と子どもがひとり親世帯に住む割合の交互作用が子ども虐待発生率に正の方向で関連していることが分かった。雇用問題を解決する政策が論じられている。
内容解説	<p>(リサーチクエッション：仮説)</p> <p>労働市場の状況は子ども虐待の発生率に影響をするか。特に、州レベルの特定の年齢の性別の雇用率（これまでの研究で用いられていた失業率ではなく）の影響を調べる。</p> <p>(データ)</p> <p>州ごとの雇用率は、2000年から2012年のものを活用する。2000年以前は州レベルでは一貫する特定の年齢のデータ、性別のデータが得られなかったためである。雇用率は、全人口に対する雇用されている人の割合である。20 - 24歳、25 - 34歳、20 - 34歳の男性の雇用率、同じ年齢区分の女性の雇用率を用いた。</p> <p>失業率を労働市場の唯一の指標として用いることで、これまでの研究は、多くの場合、雇用状況は全体としては子ども虐待の発生率には関連しないことを結論づけてきた。対照的に、この研究では男性（年齢20 - 34歳）の州レベルでの就業率を用いている。失業率ではなく雇用率を用いたほうがより雇用市場の状況を反映する理由として、多くの学歴の低い労働者は、仕事を探す上で公的機関のサービスを用いることなく、インフォーマルな仕事探しをするだろうし、また彼らは仕事を探すことをあきらめたりする傾向も高く、公的な失業率統計からは脱落してしまいがちとなるからだ。</p> <p>従属変数は、認定された州ごとの子ども虐待の割合を使う。</p> <p>共変数は、州ごとのひとり親世帯に住む子どもの割合、黒人の割合、ヒスパニックの割合、貧困世帯に住む子どもの割合。さらに、貧困率とひとり親世帯に住む子</p>

どもの割合の交互作用変数、貧困率と黒人の割合の交互作用変数。

分析は、パネル分析における固定効果モデルによって行う。よって、州内で従属変数や共変数が増減した場合に、虐待の発生率にどう影響をするかを分析できる。

(結果)

男性の雇用率は年齢に関わらず、子ども虐待の発生率に影響を与えていたことが分かった。州内で、男性の雇用率が上昇すると虐待の発生率は減ることが分かった。一方で、女性の雇用率は影響を与えていなかった。

また、貧困世帯の子どもの割合と虐待の発生率には負の関係、さらにひとり親世帯で暮らす子どもの割合と虐待の発生率にも負の関係、つまりひとり親世帯の子どもの割合が減少すると虐待の発生率は増加する、貧困世帯の子どもの割合が減少すると虐待の発生率は増加する関係が見えた。この結果の解釈は難しいが、筆者たちはこう分析している。これは貧困にある子どもの世帯のうちどういう世帯が貧困状況から脱したり新たに貧困になるかを考慮すればよいだろう。例えば、新たに貧困になる世帯は長期に貧困である世帯に比べ、貧困状況は一時的である可能性が高く、また虐待に関しても、長期に貧困な世帯に比べ問題が少ない可能性が高い。そのため、そうした世帯が少なくなると、虐待と貧困の結びつきが強まるのではないか。同じことがひとり親世帯についても言える。(プールドモデルで、州間の影響を見たところ、貧困と虐待の関係には正の関係が見えた)。

人種には影響力が見えなかった。交互作用項については、貧困とひとり親の交互作用については有意な影響が見えたが、黒人と貧困については、見えなかった。

論文番号	B-7
論文名	The Great Recession and the risk for child maltreatment
著者	Brooks-Gunn, J., Schneider, W. & Waldfogel, J.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse & Neglect, 37, 721-729, 2013
研究の意義	リーマンショックによる大不況によって、スパンキングが増えていることを実証している。パネルデータの活用で、因果的な関係性を示している。
アブストラクトの概略	<p>この研究は、Fragile Families and Child Wellbeing Study を活用したものである。Consumer Sentiment Index (消費者信頼感指数)に加え、失業、ローン不履行による家屋の明け渡し、などのような大不況期のマクロ指標も加えられている。</p> <p>この調査では、大不況期の消費者信頼感指数によって測定される消費者の信頼感の大規模の減少は親の行動の悪化と関連していたことが判明した。特に、消費者の信頼感が下がると頻繁な平手の暴力(スパンキング)と関連していた。親の行動の悪化はCPSとの接触の可能性を高めていた。</p>
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>この調査では、大不況と母親の平手による暴力(スパンキング)の関連性について調べている。</p> <p>(データ)</p> <p>Fragile Families and Child Wellbeing Study を活用している。これは、米国15州の20の大都市の約5000の家族が参加しているもので、1998年から2001年に生まれた子どもを持つ家族のデータである(子どもを持った家族のコホート研究)。出生から48時間以内にインタビューがなされ、1、3、5歳時に加え、2007年から2010年にかけての出生後9年目のフォローアップ調査もあった。大不況前後のデータを含んでおり、今回の分析に適している(N=2032)。</p> <p>スパンキングについては、母親はこの1年の間に子どもを平手で叩いたか、どれぐらいの頻度で叩いたか尋ねられている。頻度としては、まったくない、少ない、中間、頻繁の4段階に分類されている。Consumer Sentiment Index (CSI、消費者信頼感指数)では、全国や個人の経済状況に対する信頼感を尋ねられている。他のマクロデータは失業、およびローン不履行による家屋の明け渡しについてのデータである。また、コントロール変数として、社会経済状況および属性に関する変数(母親の年齢、学歴、移民か否か、抑うつ状況、子どもの性、低体重児出産、所得など)などを用いている。</p> <p>4つの多項ロジスティック分析のモデルで分析している。モデル1は、CSIとスパンキングの関連性をコントロール変数のみで、モデル2は、市ごとの失業データを加え、モデル3はこれらに市ごとのローン不履行による家屋の明け渡しのデータを</p>

加え、モデル4ではこれらに0、1、3、5歳時の spanking のデータを加えた。
(結果)

モデル1では、CSI と spanking (頻繁な場合のみ)には関連性があった。「ない」状況を基準とした「少ない」場合や「中間」の場合には関連性がなかった)。CSI が下がると spanking が増えることがわかった。モデル2以降では、モデル1とほぼ同じ結果であり、失業、およびローン不履行による家屋の明け渡しについては、CSI と spanking の関連性に影響をしていなかった。また、以前の spanking 経験も影響を与えていなかったことになる。特に、最後の点は重要で、spanking が増えたのは、もともと spanking をしていた人が頻繁になったわけではなく、不況の影響が大きいことを示す。

また CPS と親が接触を持つことは全体として少なかったが、spanking を頻繁にした場合は、頻度が比較して高かった。

さらに、所得の高い親とそうでない親、学歴の高い親とそうでない親で分けて、関連性を見たが、所得の高い親、学歴の高い親のほうが、spanking と CSI の関連性が高い傾向が見られた。これは、そうした親のほうが大不況による影響が大きかったゆえではないかと推察されている。

論文番号	B-8
論文名	Parenting and proximity to social services: Lessons from Los Angeles County in the community context of child neglect.
著者	Maguire-Jack, K. & Klein, S.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse and Neglect, 45, 35-45, 2015
研究の意義	ネグレクトを減らす上でのメンタルヘルス機関と家族との近接性の重要性を導いている研究。
アブストラクトの概略	ネグレクトにおける社会サービスへの近接性が果たす役割について調べたものである。社会混乱（無秩序）理論の延長として、コミュニティにおける社会資源の家族に対する潜在的な支援力を理解することを追求している。結果は、メンタルヘルスや物質依存サービスへの近さは、親が答えるネグレクトの割合の低さと関連していたとしている。加えて、ハイレベルの社会経済的不利（貧困、失業、低い学歴）、年齢の高い子どもを持つこと、回答者が男であること、回答者の年齢が高いことはネグレクトの高い割合と関連していた。一方で、白人であることはネグレクトの低い割合と関連していたとする。概略として、メンタルヘルスや物質依存サービスへの近接性はネグレクトを予防する役割を持つことをこの研究は示唆しているとする。
内容解説	<p>(リサーチクエッション：仮説)</p> <p>①保育所近くに住む親はネグレクトをしたと答える割合は少ない。</p> <p>②DV関連のサービス機関との距離が短いほど、親はネグレクトをしたと答える割合は少ない。</p> <p>③貧困関連のサービス機関との距離が短いほど、親はネグレクトをしたと答える割合は少ない。</p> <p>④メンタルヘルスや物質依存関連のサービス機関との距離が短いほど親はネグレクトをしたと答える割合は少ない。</p> <p>(データ)</p> <p>2009年に行われた子ども虐待ネグレクト社会メカニズム調査のデータを用いた。この調査は、カリフォルニアの50市（人口5万から50万）における一般人口電話調査(ロサンゼルス・カウンティの438人の親たち対象)である。多様な地域性を持っている。回答率は47.4%であった。</p>

鍵となる変数は、回答者の住む家から4つのサービス機関への距離である。保育、DV 関連、メンタルヘルス・薬物依存関連（カウンセリング、摂食障害、セルフヘルプグループ、アルコールなど物質依存の機関）、貧困関連（基本的な生活ニーズのサービス、食料、雇用、住居、交通手段、ホームレス）。

従属変数は、親からのネグレクトに関する回答である。Multidimensional Neglect Behavior Scale (MNBS) を用いて質問されている。13歳未満の子どもがいる親に質問されている。

共変数は、心理的特徴の変数と属性変数である。前者は、抑うつと不安、さらに薬物・アルコール依存に関するものである。後者は、社会経済状況（以下の3つの要素がそれぞれあるとき1とし、ないとき0とした合計値。貧困にあるか、学歴の低さ、雇用）と、親子の性、人種、親子の年齢、結婚状況、子ども数などである。

Ordinary Least Square(OLS) 回帰分析を用いて、4つのタイプのサービスへの親の家からの距離の影響を調べた（保育サービス、DV、メンタルヘルスや物質依存、貧困）。

(結果)

多変量解析の結果は、メンタルヘルス・薬物依存関連の機関から遠いこととネグレクトの多さとの関連性が見られた。他の種類の機関との関連性はなかった。

加えて、社会経済状況が不利なほど、子どもの年齢が高いほど、親が男性であるとき、ネグレクトは高い割合となっていた。白人であることは、ネグレクトの割合を下げていた。

著者たちは、研究の結論として、次のように述べている。この研究の結果からは、子ども虐待が多発するコミュニティでは、メンタルヘルスや物質依存関係の機関を地域に置くことがネグレクトを減らすために必要な手段となるのではないか。また、サービスの近接性がどのような経路をたどってネグレクトと関連しているかの研究が今後は必要である。

論文番号	B-9
論文名	An ecological analysis of infant neglect by adolescent mothers
著者	Bartlett, J. D., Baskin, M., Kotake, C., Nearing, K. D. & Easterbrooks, M.A.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse and Neglect, 38, 723-734, 2014
研究の意義	縦断的データを用いて、10代の母親が乳児を育てる場合にどのような要因がネグレクトと関連しているかを生態学的モデルによって分析したもの。
アブストラクトの概略	乳児へのネグレクトと関連する幅広いリスク要因を調査している。ネグレクトについての生態学的なモデルを用いて、子どものレベル、母親のレベル、家族のレベル、さらに子育てに関する幅広い文脈についての特徴が、10代の母親が最初の子どもに対する認定されたネグレクトケースの加害者となる可能性に対して及ぼす影響をアセスしている。地区の平均所得、誕生時の低体重、母親の喫煙、母親自身の子ども期のネグレクト経験、子ども期の受容的なケア、家族間の暴力（母親自身によるもの、パートナーによるもの）、母親がメンタルヘルスサービスを利用しているかなどである。多変量モデルでは、所得、母親の子ども期の受容的なケアの経験、家族間の暴力（母親自身によるもの、パートナーによるもの）、母親のメンタルヘルスの利用が母親が乳児をネグレクトするかに有意な影響を及ぼしていた。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>子どものレベル、母親のレベル、家族のレベル、さらに子育てに関する幅広い文脈についてのいくつかの特徴が、10代の母親が最初の子どもに対する認定されたネグレクトケースの加害者となるかに影響しているか。</p> <p>(データ)</p> <p>縦断無作為コントロール評価テストを持つ、Healthy Families Massachusetts (HFM) のデータを活用した。HFMは、ポジティブで効果的な養育方法をサポートすることによって、子ども虐待・ネグレクトを予防することを目的とするものである。家庭訪問サービスを求めてきた母親は、無作為にサービスを受ける母親とコントロールグループ（情報提供および他機関への照会のみ）に分けられる。16歳以上で、過去にこのプログラムを受けていない母親が対象となる。コントロールグループを含め、母親はCPSのデータへの調査者のアクセスを了解してもらう。また、1対1のインタビューを受ける。</p> <p>目的変数は、CPSにネグレクトケースとして認定されるかである。</p> <p>独立変数は、まず二変量の分析を行い、関係の強いものを選び、共線性などを考慮した。その上で、多変量分析では子どものレベルでは、誕生時の低体重、母親のレベルでは、母親の喫煙、抑うつ、母親自身の子ども期のネグレクトまたは虐待経験、子ども期に受容的なケアを受けたか、家族レベルは、家族間の暴力（母親自身によ</p>

るもの、パートナーによるもの)、環境レベルは、母親がメンタルヘルスサービスを利用しているか、地区の平均所得を採用した。

多変量分析(ロジスティック分析)の結果としては、子ども期に受容的なケアを受けていた、地区の平均所得、母親がメンタルヘルスサービスを利用していた、さらには家族間の暴力(母親自身によるもの、パートナーによるもの)、が影響を及ぼしていた。他は関連が見えなかった。

著者たちは、研究の結論として、次のように述べている。乳児を持つ若い母親の育児力に影響しているのは、メンタルヘルス、経済的、社会的資源へのアクセスのあり方、母親自身の家庭環境、家族間の暴力である。政策担当者や実務者が乳児期のネグレクトを予防するために、リスクの高い家族を特定したり、介入を強化する上でこれらの要因は重要であることを示唆している。

論文番号	B-10
論文名	Long-term Consequences of Child Abuse and Neglect on Adult Economic Well-Being.
著者	Currie, J. and Widom C. S.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Maltreatment 15(2), 111-120, 2010
研究の意義	長期にわたる縦断研究、背景の似たコントロールグループを採用するなどの画期的な方法で、虐待・ネグレクトが大人期の経済的なアウトカムに影響していることを見出している。
アブストラクトの概略	子ども虐待・ネグレクトは子どもの健康やウェルビーイングにとっての中心的な脅威だが大人期の経済状況への影響についてはほとんど知られていないとする。前向きコホート研究に基づいて、子ども虐待を受け裁判所から虐待であると判断されたケースが虐待を受けなかったケースとの比較を大人期までフォローされたことで研究がなされた。結果としては、子ども虐待やネグレクトを経験していたケースは、大人期において、教育レベル、雇用状況、所得、財産も悪い状況であった。いくつかの属性をコントロールしても虐待・ネグレクトの経験がある人は、中年期の雇用の可能性に差があった。虐待は女性と男性で異なる影響をもたらしており、女性の方が影響が大きかったとしている。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>①子ども虐待は、経済的な生産性に長期の影響を及ぼすか。</p> <p>②子ども虐待のタイプによって経済的な結果には影響があるか（ただし、サンプル数の関係からネグレクトケースのみの分析）。</p> <p>③その影響には男女で違いがあるか。</p> <p>(データ)</p> <p>虐待やネグレクトを受けた子どものデータは、1967年から71年にある中西部の大都市部のカウンティにおいて、子ども虐待(身体的、性的、ネグレクト)を受け裁判所で虐待が認定された子どもたちのデータである。当時、11歳以下の子どものデータである。</p> <p>この調査の重要な点は、虐待を受けた子どもに対応する(マッチする)比較データを含んでいることである。比較データは、虐待を受けた子どもと年齢、性、人種、おおよその社会階層が似通ったサンプルを採用した。</p> <p>ただ、すべてがマッチングできたわけではなく、大体74%ができた。最初の虐待・ネグレクトを受けた子どものサンプル数は908だったが、マッチングできた比較データは667だった。</p> <p>参加者は、1989年から1995年と2003年から2004年にかけて、自宅などでイン</p>

インタビューを受けた（調査目的は知らされていない）。2003 - 2004 年にアセスされたのは、(N = 807) であった。

目的変数（アセスされたもの）は、高校卒業、認知テストの結果、所得、雇用状況、貯蓄、車、家屋、家のローン以外の借金など。

コントロール変数は、年齢、人種、性、家族背景（親は生活保護やフードスタンプを利用していないか、ヘッドスタートに参加していないかなど）。

(結果)

大人期になっての高校卒業の割合、認知能力、所得、雇用、車の所有など多くの点で、虐待・ネグレクトを受けたケースは虐待・ネグレクトのなかったケースと比べていくつかの属性をコントロールしても有意に低い状況であった。虐待・ネグレクトの経験がある人はそうでない場合と比べ、中年期の雇用の可能性に 14 ポイントの差があった。

ネグレクトケースのみの分析でも同様の結果が見られた。

一方、男女を分けて分析すると、女性のほうが男性より虐待・ネグレクトを受けた経験が大人になってからのアウトカムに高い影響力が見られた。女性では、多くの点で差が顕著に見られた。一方、男性に関しては、雇用状況や認知能力に有意な差があったが、女性ほどではなく、所得、貯蓄など経済面ではほとんど差が見られなかった。

論文番号	B-11
論文名	Child maltreatment and adult socioeconomic well-being.
著者	Zielinski, D. S.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse & Neglect, 33, 666-678, 2010
研究の意義	子ども期の虐待経験が大人期の経済状況の悪さにつながっていることを研究した もの。著者は、このつながりが世代間連鎖の重要な要因ではないかと述べている。
アブストラク トの概略	<p>(目的) これまで、子ども虐待を受けたことによる、被害者の社会経済的ウェルビー イングへの長期的な影響については、ほとんど実証的な研究がなされてこなかった。 この研究では、このギャップを埋めることを目指し、子ども期の虐待・ネグレクト の経験と大人期の社会経済的ウェルビーイングとの関連性を調べた。</p> <p>(方法) National Comorbidity Survey(NCS) のデータを用いている。子ども期の虐 待が大人期の就労状況、所得、健康保険への加入に影響をしているかをロジスティッ ク回帰モデルを用いて分析した。</p> <p>(結果) 分析されたどの経済的な領域においても、虐待を以前経験したことのある 大人は虐待を受けていない大人の場合とは有意に異なる結果であった。さらに、そ の影響は経験した虐待のタイプの合計数によって異なることが分かった。</p> <p>(結論) 結果は、子ども期の被害が長期の個人的な影響力を持つことを示している。 社会経済状況の低さは、虐待の加害につながる重要なリスクファクターと認知され ており、そのような経路で、暴力の世代間の伝達の潜在的なメカニズムとなること を示す結果だと言える。</p>
内容解説	<p>(リサーチクエッション：仮説)</p> <p>子ども期の虐待・ネグレクトの経験は、大人期の社会経済的ウェルビーイングに 関するいくつかの指標に関連するか。虐待経験は、大人期の所得、雇用状況、健康 保険への加入にネガティブに影響しているか。</p> <p>(データ)</p> <p>全国規模の調査である、National Comorbidity Survey(NCS) のデータを用いてい る。NCS は1990年と1992年に実施されたもので、5877人の回答者(15歳から54歳) が調査を受けている。</p> <p>虐待は、回答者が質問をされ答えたものである。虐待がひとつでもあったか。身 体的虐待、性的虐待、深刻なネグレクトがあったか(虐待の種別)。また、複数の タイプの虐待を受けていたか。</p> <p>社会経済状況は、所得、雇用状況、健康保険。健康保険は、メディケイドを利用 しているか。メディケイド以外の健康保険に加入しているか。</p> <p>共変数は、性、年齢、人種、結婚状況、主婦(夫)か、子どもを持っているか、</p>

都会に住んでいるか、子ども期の経済状況（自己申告）、親の学歴、親の職業などである。

（結果）

ロジスティック解析の結果は、仮説どおりであり、失業率、貧困率、メディケイド（低所得用の医療扶助）の割合の高さは、子ども期の被害が長期の個人的な影響力を持つことを示している。特に複数のタイプの虐待を経験している場合が、そうでない場合と比べ、特に所得状況や雇用状況で悪い状況であった。

著者たちは、このふたつの変数をつなぐ仲介要因として、被害者の教育達成の低さ、精神障害の影響、身体的な健康面の課題を挙げている。

（示唆される点）

この研究の結果から示唆されるのは、子ども虐待の被害者は、大人期になって経済的、雇用関連の困難を経験するリスクは高いことであるとする。それは、この問題が経済的な生産性と税収入の悪化、および社会的な支出の増加をもたらし、社会的な相当なコストにつながっていることを示唆する。また、暴力の世代間連鎖の重要なメカニズムになっているのではないかと指摘されている。

論文番号	B-12
論文名	Examining the independent protective effect of subjective well-being on severe psychological distress among Canadian adults with a history of child maltreatment.
著者	Baiden, P., Tarshis, S., Antwi-Boasiako, K., and den Dunnen, W.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse & Neglect, 58, 129-140, 2016
研究の意義	子ども虐待を経験している人が大人期の深刻な抑うつ状況となるかは、主観的なウェルビーイング (well-being) が影響していることが分かったが、学歴や所得なども抑うつに独立した影響があることも伺えた。カナダの研究である。
アブストラクトの概略	この研究の目的は、子ども虐待を経験していたカナダ人の大人の深刻な心理的な抑うつに対して主観的なウェルビーイングが独立した影響を及ぼしているかを分析したものである。2012年 Canadian Community Health Survey-Mental Health(CCHS-MH) のデータを活用し、少なくともひとつの子ども虐待事象を経験している20 - 69歳の約8000人の回答者における深刻な心理的な抑うつを目的変数としてまず単回帰のロジスティック分析を行い、次に多変量解析を行った。多変量解析の結果からは、情緒的・心理的ウェルビーイングは、深刻な心理的抑うつに有意な影響を与えていることが分かった。高等教育、所得の高さ、白人でないことが、深刻な心理的抑うつのおッズ比を下げていた。子ども虐待は大人期になってからのストレスフルな人生経験と関連するが、主観的なウェルビーイングは子ども虐待を経験した人が深刻な心理的抑うつとならないための補償要因になることが分かった。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>主観的なウェルビーイング (subjective well-being :SWB) は深刻な心理的抑うつ (severe psychological distress: SPD) の独立した補償要因であるか。属性、社会経済的要因、健康要因をコントロールしても、SWBとSPDの間には負の相関的(逆相関的)な関係があるか。</p> <p>(データ)</p> <p>2012年 Canadian Community Health Survey-Mental Health(CCHS-MH) を活用する。回答者に16歳までに叩かれた経験など6つの事象の有無を尋ねているが、少なくともひとつはあてはまる回答者を対象として分析している。約1万6000人の回答者のうち、約半数の8000人が子ども虐待を経験していた(20 - 69歳)。</p> <p>目的変数である、深刻な心理的ストレス: SPDはK6によって測定され、12点以上をSPDとされた。</p> <p>説明変数である、主観的なウェルビーイング:SWBは、Mental Health Continuum-Short Form(MHC-SF)によって測定されており、比率データである。情</p>

情緒的なウェルビーイング（幸せ、人生への興味、人生への満足）、社会的なウェルビーイング（社会的な貢献、社会統合など）、心理的なウェルビーイング（自己肯定、他者との積極的な関係、人生の目的など）の3つからなる。

20 - 69歳の約8000人の回答者における深刻な心理的な抑うつを目的変数としてまず単回帰のロジスティック分析が行われた。

次に、多変量解析を行ったが、共変数として、属性・社会経済的状況（年齢、性、人種、結婚、高等教育、所得）、自ら自覚している身体的な健康状況、慢性的な病気の有無もコントロールされている。

（結果）

虐待経験者のうち、3.9%は深刻な心理的抑うつ（SPD）を1ヶ月以内に経験していた。単回帰ロジスティック分析では、SWBは有意にSPDに関連していた。また、年齢が上がるにつれて、所得が上がるにつれて、SPDを持つオッズ比は下がっていた。

多変量解析では、属性・社会経済状況・身体的な健康・慢性的な病気の有無が分散の約25%を、SWBが約21%を説明していた。属性変数、社会経済的変数、身体的健康変数をコントロールした上で、情緒的ウェルビーイングスコアが1単位増加すると心理的な抑うつのオッズは28%下がり、心理的ウェルビーイングスコアが1単位増加すると心理的な抑うつのオッズは10%下がっていた。教育と所得については、SPDと有意に関連性があった。高等教育を経験していると、所得が上がるとSPDは有意に下がっていた。

論文番号	B-13
論文名	Does Child Maltreatment Predict Adult Crime? Reexamining the Question in a Prospective Study of Gender Differences, Education, and Marital Status.
著者	Jung, H., Herrenkohl, T., Klika, J. B., Lee, J., & Brown, E.
掲載雑誌等 (掲載年)	Journal of Interpersonal Violence, 30 (13), 2238-2257, 2015
研究の意義	縦断データを用いた、虐待経験と大人期の犯罪の関連性を分析した研究である。SESなどを組み入れた多変量解析では、関連性が見えなくなるとしている。
アブストラクトの概略	虐待と大人期の犯罪に関する二変数の分析では、子ども期に虐待（CPSへの通報）を受けた場合、そうでない場合と比べて、後々犯罪を犯す傾向が高まることが見えた。犯罪の種類を分類すると虐待と犯罪に関する関連性の新たなエビデンスの知見が見出された。性の違いを検討すると、犯罪は一般的に男性に多かったが、一方虐待の被害歴のある女性は、犯罪への関わりが以前あったと答える割合が高かった。驚くべきことに、多変量解析において子ども期の貧困、ジェンダー、人種、教育レベルなどをコントロールすると、社会に対する犯罪を除いて、犯罪（対人、所有物）は被虐待と関連していなかった。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>これまでの他の研究では、子ども虐待は大人期の犯罪につながることを示しているが、この研究では同様のテーマを縦断データを用いて分析する。また、二変数の分析だけでなく、SESなどをコントロールして多変量での分析を行う。</p> <p>(データ)</p> <p>1973年から74年にかけて始まった、Lehigh Longitudinal Studyのデータを活用する。このデータはペンシルベニア州の東部のふたつのカウンティにおける虐待・ネグレクトの治療予防プログラムの効果をさぐるものであった。虐待・ネグレクトケースはCPSに通報をされた当時18ヶ月から6歳の子どもたちのケースであった。一方で、同じカウンティに住むCPSと関わりのない子どもたちのデータも集められた。SESに関してはさまざまなケースが集められたが、人種・民族についてはふたつのカウンティ全体の傾向と同じものだった。データは、幼稚園年齢、学齢期、思春期の時期にも継続的にインタビューされていたが、大人期になって2010年(平均年齢36歳)、調査担当者によってインタビューが行われた。</p> <p>大人期の犯罪は、29項目に渡ってインタビューされた。これまでの人生においてとこの1年間について犯罪行為をしたか否か。所有物に対する犯罪、対人への犯罪、社会への犯罪の3つに分類された。例えば、所有物に関しては、「建物や車を壊そうとした、または壊そうと試みた」や「誰かに価値のないものを売ってからかおうとした」などである。対人では、「誰かとその人の意志に反して性的な関係を持った、</p>

または持とうとした」なども含まれている。社会では「性的な関係を持つために誰かにお金を払った」なども含まれている。また、逮捕、告訴、収監などの犯罪歴も尋ねられている。

コントロール変数は、子ども期の社会経済状況（親の職業、学歴、所得、住居の広さ）、性、人種、学歴、結婚などである。

分析は、クロス分析など二変数のみの分析をまず行い、次にコントロール変数を組み入れて多変量解析を行った。ひとつは、犯罪の数を目的変数として重回帰分析を、さらに犯罪があったかどうかを目的変数としてロジスティック回帰を行った。

(結果)

クロス分析など二変数のみの分析では、犯罪を犯したという回答でも、逮捕、告訴、収監の経験でも虐待経験が有意に関連していた。犯罪の種類ではどの種類でも関連性が見えた。男性のほうが犯罪を犯す割合が被虐待でもそうでない場合も高かったが、女性においても被虐待ケースはそうでない人と比べ、犯罪への関わりが以前あったとインタビューの中で答える割合が高く犯罪を犯す割合は高いと考えられた。

一方、多変量解析（重回帰、ロジスティック分析）では、社会に対する犯罪を除いて、虐待経験と犯罪（対人、所有物）の関連性が見えなくなった。多変量解析の中で一貫して影響があったのは、性の点であり、男性であることが有意に影響していた。子ども期の貧困は、これまでの人生における犯罪、収監などに関連していた。学歴や人種も一部関連があった。結婚状況は犯罪に関する数点のアウトカムに関連していた。

論文番号	B-14
論文名	The Influence of Childhood Sexual Abuse on Adolescent Outcomes: The Role of Gender, Poverty, and Revictimization
著者	Oshima, K. M., Jonson-Reid, M. and Seay, K.
掲載雑誌等 (掲載年)	Journal of Child Sexual Abuse, 23, 367-386, 2014
研究の意義	性虐待の通報を受けた場合の再通報の可能性に仲介要因として貧困がからんできていることが分かった。また性虐待の行動面の影響にも貧困が影響を及ぼしていたことが分かった。
アブストラクトの概略	この研究は、性虐待についてCPSに通報を受けた男子および女子の再度の虐待被害の割合、および再度の被害がアウトカムに影響を与えるかについて分析したものである。貧困な児童とそうでない児童間の、最初の性虐待と虐待の再被害、思春期のアウトカムの関連性を調べた。貧困な子どもとそうでない子どもの間で子ども期の性虐待の発生率に差はなかったが、貧困状況にあり性虐待を受けた子どもは再度の虐待の通告をより多く受けていた。複数の通告を受ける子どもにはより深刻な影響が生じていた。
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>子ども期の性虐待の研究は、これまで大人期になっての再度の被害やその（アウトカム）影響に焦点をあててきた。この研究では、</p> <p>①最初の通報が性虐待ケースの子ども期の再被害の割合やタイプは男女で異なるのか</p> <p>②性虐待の被害を受けた男女で思春期の行動面への影響は異なるのか</p> <p>(データ)</p> <p>州政府や地域のさまざまな機関からの縦断的なデータによって構成されている。最初の通報が性虐待のケースだけに限定している。貧困かどうかは、公的扶助を受けているかどうかで分類した。1993年から1994年の間に11歳までに通報を受けたケースである。貧困以外を似通ったケースとするために、生まれた年や地域を同じものとした。ケースは2009年までフォローされた（被害者の年齢は16歳から28歳になっていた）。CPSのデータだけでなく、地域のメンタルヘルス機関のデータ、公的扶助の機関、裁判所などのデータも突合された。</p> <p>従属変数は、ひとつは、18歳までに再度の通告を受けたか（性虐待だけでなくすべての虐待）である。また、思春期の行動の問題があったかどうかである。メンタルヘルスの治療を受けたか、薬物の使用があったか、逮捕されたかなどである。</p> <p>COX分析を用い分析がなされている。</p> <p>(結果)</p>

男女では再被害の割合は変わらなかった。ただ、再被害は多くの場合、身体的虐待やネグレクトであった。

子ども期に貧困状況にあると、深刻な性虐待を受け分離されることが多いことなどが他の変数をコントロールする前にも見えた。COX 分析でも、貧困にあったことが再被害の可能性を高めていた。

性虐待の通報は女兒の方が多いが、思春期の行動面での影響は、性別では大きくは変わっていなかった。一方、思春期の行動面でのネガティブな影響についてのリスク要因において男女間で違いが見られた。貧困の問題に関して言えば、女性では貧困は最初の通報が5歳以前の場合に行動面での影響につながっていた。男性の場合、年齢に関係なく影響をしていた。

著者は、性虐待サバイバーに対する介入は虐待の再発生に焦点を当てるべきであり、男子の被害者の支援の必要性を忘れるべきではないと主張し、また貧困の行動面での影響の違いの原因のひとつは、治療のための資源へのアクセスの違いではないかと考えている。

論文番号	B-15
論文名	A longitudinal examination of childhood maltreatment and adolescent obesity: Results from the National Longitudinal Study of Adolescent Health (AddHealth) Study .
著者	Oshima, K. M., Jonson-Reid, M. and Seay, K.
掲載雑誌等 (掲載年)	Child Abuse & Neglect. 36, 84-94, 2012
研究の意義	子ども虐待の経験と思春期の肥満の関連性を調べる分析においても、学歴や所得などがコントロールされている。ふたつの関連性においても所得は影響を及ぼしていた。
アブストラクトの概略	<p>(目的) この研究では、子ども期の虐待と思春期から大人初期の長期にわたる BMI (ボディー・マス・インデックス：肥満度を示す指標) の増加の関連性を調べた。</p> <p>(方法) National Longitudinal Study of Adolescent Health のデータを使用した。潜在曲線モデルによって分析した。</p> <p>(結果) ネグレクトを受けたものは、虐待を受けていないものに比べて、BMI のより急な増加が見られた。合わせて、ネグレクトと身体的虐待を合わせて受けたものは、14 に及ぶ子どもおよび親の属性、心理社会的な特徴をコントロールしても、最初のときの BMI は高かった。親の肥満、学歴、子どもの生れた場所、家族の所得は、最初のときの肥満や BMI の変化と関連していた (他の属性をコントロールしても)。</p> <p>(結論) 子ども期のネグレクトは、思春期の肥満に関連していた。将来的には仲介 (補償) 要因についても調べるべきであるとしている。</p>
内容解説	<p>(リサーチクエッション)</p> <p>肥満に関連する多くの変数をコントロールしても、虐待の経験は肥満に関連しているか。</p> <p>(データ)</p> <p>National Longitudinal Study of Adolescent Health(N=8471) の 1995 年から 2008 年のデータを使用した。最初のデータは 1995 年に得られた (回答者は平均 15.5 歳であった)。1996 年が第 2 回目。2002 年が第 3 回目。2008 年が第 4 回。</p> <p>虐待は、回答者の質問に対する回答によって判断された。</p> <p>思春期の肥満に影響するとされているものをコントロールした。社会経済状況 (性、人種、アメリカで生まれたか、親の教育、親の雇用、親は結婚しているか、親の結婚時の年齢、世帯の所得など)、子どもの状況 (低体重出産、抑うつ、親たちとの関係性など)、生んだ親 (父親も含め) は肥満ではないか。</p> <p>(結果)</p> <p>50% の人が虐待有りだと答えていた。子どもおよび親の属性、心理社会的な特徴を</p>

コントロールしても、子ども期にネグレクトを受けていた人は、虐待経験のない人に比べBMIのより急な増加が見られた（最初のBMIには差が見られなかったが）。同様に他の変数をコントロールしても、ネグレクトと身体的虐待の両方を受けていた人は、最初のBMIが高かった（継続的な増加は有意ではなかった）。属性的なものや社会経済的なものも関連性を示した（他の属性をコントロールしても）。人種、親の結婚、結婚時の親の年齢、親の学歴、世帯所得、親の雇用、親が肥満かどうかなどである。所得に関しては、最初の肥満状況とも関連性はあったが、それ以上に、その後のBMIの増加に強く関連性を示した。

論文番号	B-16
論文名	Chronic conditions in children increase the risk for physical abuse –but vary with socio-economic circumstance.
著者	Svensson, B., Bornehag, C. & Janson, S.
掲載雑誌等 (掲載年)	ACTA Pædiatrica, 100, 407-412, 2010
研究の意義	医学看護系の雑誌で、健康状況と虐待を受けることの関連性が研究されているが、そうした場合も社会経済状況が考慮に入れられており、研究のまとめとしても、社会経済状況を考慮に入れることの重要性が強調されている。スウェーデンでの研究である。
アブストラクトの概略	<p>(目的) 慢性状況（疾患および障がい）にある子どもは、属性的・社会経済的な要因を考慮にいれても身体的虐待やDVに暴露されやすいかを調べた。</p> <p>(方法) スウェーデンの国内横断研究を用いた。Conflict Tactic Scales（葛藤対処スケール）が身体的虐待を測定するのに用いられ、DVへの暴露は異なる質問が用いられている。</p> <p>(結果) 慢性状況であることは、身体的虐待のみ、および身体的虐待とDVへの暴露の両方がある場合には有意な関係が見られたが、DVへの暴露のみについては有意ではなかった。さらには、慢性状況とスウェーデン以外で生まれた場合、また慢性状況と低所得地域で生活する場合が重なることでの交互作用が見られた。</p> <p>(結論) 種々の慢性的な疾患などの状況にある子どもは身体的虐待を受けるリスクが高い。これは、障がいや疾患の程度に関わらず、これらのグループの子どもに共通するひとつの要因が存在することを意味していた。一方、そうした場合、社会経済的な環境との結びつきはより重要であった。</p>
内容解説	<p>(リサーチクエッション：目的)</p> <p>自己レポートで慢性状況（疾患および障がい）にある子ども（10歳、12歳、15歳）は、属性的・社会経済的な要因を考慮にいれても身体的虐待かつ（または）DVに暴露されやすいかを調べた。</p> <p>(データ)</p> <p>2006年から2007年にかけて行われた学校の生徒に対する質問紙調査による。44校の4年生、6年生、9年生のスウェーデンの国内横断研究。学校の選別は、低所得エリア、中所得エリア、高所得エリアの3つの分類ができるように選ばれた。対象となった2771人の生徒のうち、2510人が回答した（91%の回答率）。</p> <p>身体的虐待は、Conflict Tactic Scales（葛藤対処スケール）が用いられ、DVへの暴露については、別の質問が用いられた。慢性状況は、慢性疾患や長期の障がいを意味する。13項目の診断点を用いられている（聴覚障がい、言語障がい、糖尿病、</p>

精神疾患など)。過去1年の間に少なくとも3ヶ月の間そうした症状があったかを尋ねている。

コントロール変数は、属性および社会経済状況に関するもので、性、スウェーデンで生れたか、家族状況（ひとり親であるかなど）、住んでいる地域の平均所得状況などである。

(結果)

多変量解析の結果は、慢性状況にある子どもは（そうでない子どもと比べ）、身体的な虐待（のみ）を受けるリスクが高かった（オッズ比1.67）。DVへの暴露と身体的虐待の両方を受けるリスクも高かった（オッズ比2.54）。しかし、DVのみについてはそうは言えなかった。

性（男児であること）、スウェーデンで生れたか、家族状況（ひとり親であること）は、有意に身体的虐待、DVへの暴露に関連があったが、住んでいる地域の平均所得状況との関連性は有意とは言えなかった。

一方で、さらなる分析を進めると、交互作用が見られた。慢性状況でありスウェーデン外で生れた場合は、慢性状況でありスウェーデン内で生まれた場合と比べ、オッズ比で2.7倍の差で有意に身体的虐待につながり、同様に、慢性状況で低所得エリアで暮らしていると慢性状況で中高所得エリアで暮らしている場合と比べ、オッズ比で1.6倍の差で有意に身体的虐待につながっていた。

研究の結論として、次のように述べている。慢性的な健康面での状況は身体的虐待のリスクを上昇させるが、それは社会経済状況によって異なる面を持つ。子ども虐待に関するすべての研究において、健康状況および社会経済状況の両方を考慮に入れることの重要性をこの研究は裏付けるものである。

(4) 海外論文についてのまとめ

A論文、B論文それぞれについて、全般的にどのような傾向が見られるかをまとめた。

(1) A論文（レビュー論文）についてのまとめ

①理論と実証論文が区別されている。

理論的な論文と実証的な論文を区分する傾向が見られた。理論の中には、経済学などの新たな分野からの視点を含むものが見られている（A-1論文）。学際的な研究は、子ども虐待問題全般で隆盛にあると思われるが、この分野でも学際的な研究が進んでいることが伺われた。また、実証的な論文では、所得のみではなく、失業、ひとり親、社会的・経済的リソースが限られていること、地域の問題、公的扶助の制裁、具体的な物質的支援、自ら認知する困窮経験などさまざまな貧困問題と絡む点を取り上げられていた。

②実証研究の多くでは、子ども虐待と貧困の関連性が実証されている。

OECDによるA-1論文も指摘するように、「約40年間に及ぶ、実際の親の育児行為と児童福祉サービスの介入の双方を検証する多くの研究」（A-1：p11）によって、所得や失業など貧困と関連する事象と、実際の虐待・ネグレクトの発生及び児童福祉サービスの関与の双方との関連性が明らかになっている。

③相関関係では不十分であり因果関係を探る研究を求めるようになってきている。（A-1論文、A-3論文）

一方で、②の研究はほとんどが相関関係に基づいた分析であり、因果関係を実証できているものは少ないとしている。こうした意味では限界をかかえており、今後は研究のあり方として、前向きデータ、パネルデータを用いた研究など、より厳密な手法を用いた研究が必要になっていると指摘されている（なお、この点はB論文のまとめを参照のこと）。

ただし、OECDによるA-1論文では低所得と虐待の関連が因果的であるとみなすことができるエビデンスをもつ研究が数点取り上げられている。

④サービスのあり方、対策ともからめて論じられている場合が多い。

レビュー（文献研究）されている論文群の中に、公的扶助のあり方（寛大さ）や現金補助を提供するプログラムの有効性など、貧困問題の影響を減じるサービスのあり方と、虐待問題との関連性を分析する研究を取り上げている例が見られた。また、虐待ケースに対する対応方法の違い（具体的には区分対応システム：DR）が、貧困と虐待の関連性にどのような影響を及ぼすかについての研究を取り上げているものもあった（A-2論文）（なお、この点はB論文のまとめを参照のこと）。

サービスのあり方とも絡むのだが、A-3論文では「ソーシャルワーカーには貧困を認定し対応する義務がある」（p62）と指摘され、ソーシャルワークによる研究（例えば所得移転が児童保護のり

スクをどう軽減するか)は、③の因果関係を探る上では重要であるともされている。

(2) B論文(個別リサーチ論文)についてのまとめ

①縦断(パネル)データを用いた研究、因果関係を探っている研究が見られるようになっている。

A論文のまとめ③において指摘したように、欧米(特にアメリカ)の研究では現在、相関関係だけでなく、経済的な困窮状況など社会経済状況の変動が外生的な要因として子ども虐待・ネグレクトなど親の養育姿勢に影響があるかという因果関係を探ることに焦点があてられるようになっており、そのためにもパネルデータなどの分析が必要となっている。

今回の個別のリサーチクエッションを立てデータ分析を行った研究のレビュー(文献研究)では、パネルデータや前向きデータを用い分析したものとして、16の研究のうち10が該当した。これらの多くが因果関係を探っているものと考えられることができるが、変数間の時間関係を分析モデルに組み込んだいわゆるパネルデータ分析(固定効果モデルなど)によって因果推定を探っているものも見え、より厳密な手法が用いられていた(B-1、B-6)。

OECDによる「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」(A-1論文)が出版されたのは2011年であるが、上記のようなパネルデータを用い因果関係を探った研究はほとんどが2011年以降に発表されている。「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」(A-1論文)においては「経済的なリソースが子ども虐待および(特に)ネグレクトのリスクに大きな影響を及ぼしていることが明示的に指摘されるものの、決定的な因果関係を示す証拠を、これまでのところ特定するのは容易ではない」(p4)という指摘があるが、その状況を補う研究が複数出現していることを示唆していると言えるだろう。

②多変量解析など厳密な統計的な手法を用いている研究がすべてである。

今回のレビュー(文献研究)の対象としたB論文の研究の中には、①で指摘したようなパネルデータなどを用いておらず、相関関係の次元に留まっているものも含まれているが、すべて記述的分析や貧困と虐待というふたつの変数の単相関の分析研究ではなく、多変量解析に基づくものであった(一部、単相関と多変量の分析をひとつの研究内で行っているものもあるが)。つまり、相関関係であっても、ふたつの変数に関連するさまざまな他の要因をコントロールした研究であった。子ども虐待の問題は単独の要因で生起するものではなく、いくつかの要因がからみあっていると理論的には考えられており、そうした観点からは多変量解析によって複数の要因の影響力を解きほぐす必要があることを反映しているのであろう。また、子ども虐待と貧困の関連性については、第3の要因がふたつの関係を擬似的に強めているだけではないかという疑問が呈される場合(「子ども虐待の経済的決定因子と帰結」(A-1論文)でも社会的淘汰の点が指摘されている)があり、そうした点からも多変量解析の必要性が問われているのだと思われる。

③経済状況をコントロール要因として用いることは、虐待研究としては通常のものと言える。

②とも関連するのだが、「虐待とそのアウトカムなどとの関連性における仲介要因として貧困として取り上げられている研究」(B-12からB-16)や「虐待や貧困問題などに対するサービスに

ついでに「データの用いた研究」(B-3からB-5)などで取り上げた研究を象徴的な例として、虐待問題にまつわる量的な研究では、貧困問題など経済的な要因をコントロールすることは通常となっていることが伺えた。

このことから、欧米では虐待問題と経済的な状況の関連性は(それに対する疑いも含め)、広く認識されており、貧困など経済的なものをコントロールすることが一般的になっていることが推察された。今回の文献検索にあたって行った文献数の分析で、2000年代、2010年代になっても文献が増加しているのは、コントロール因子として貧困など経済社会状況が分析に組み入れられる傾向が増えているために、検索数が増加している可能性を示しているのではないだろうか。

④因果関係を探る研究、多変量分析に基づく研究でも、貧困が虐待のリスクや児童保護機関との関わりの高さにつながっていることを実証できている。

①や②で指摘してきたように、今回取り上げたすべての研究は、貧困以外のいくつかの要因を組み入れたものであり、また多くはパネルデータを用いた分析であるが、結果としては経済的な要因が虐待に関連する(原因のひとつとなる)ことを明示しているものが多い。「貧困が虐待の発生にどのように関連しているかを探る研究」(B-1、B-2)2本と、「不況などが子ども虐待に及ぶ影響について調べた研究」(B-6、B-7)2本、「ネグレクトについての研究」(B-8、B-9)、B-5の養育費に関する研究が、直接的にその関連性を指摘していると言える。特に、B-1、B-6、B-7、B-9はパネルデータ分析でもある。また、親のメンタルヘルス、アルコール問題、さらには親の養育態度などいわゆる第3の要因とされるものもコントロールされている研究があったが、今回の文献研究からは、それらが貧困と虐待の関連性を説明できているとする研究は見当たらなかった。貧困と虐待の関連性は、因果関係を探る研究の段階においても徐々に実証が進んでいると言えるのではないだろうか。

また、③のように経済状況をコントロール要因として組み入れた分析は多いが、その場合も虐待とそのアウトカムをつなぐ重要な仲介要因として経済状況が存在していると結論付けられているものも存在している(B-12、B-13、B-14、B-15)。貧困と虐待という直接的なつながりだけでなく、虐待と関連したさまざまな要因との関連性を貧困問題が仲介しているという視点は重要であろう。

⑤虐待の結果として成人期の貧困問題を取り上げる研究が存在する。

虐待の原因だけでなく、子ども期に虐待を受けたことで成人期に貧困になってしまう経路の研究も進んでいる(B-10、B-11)。これは、鶏か先か卵が先かという議論ではなく、B-11において指摘されるように、虐待の世代間連鎖の経路に貧困問題が絡んでいることを表すものだろう。支援の次元で言えば、虐待を受けた子どもの治療や経済的なものも含めた生活支援に社会的投資をすることが、被虐待者の成人期の貧困を軽減することにもつながり、次世代への加害行為の連鎖や貧困の連鎖を防ぐことにもつながるという視点である。

⑥虐待のさまざまな次元による関連性の違いにも注目している。

虐待の種別や男女差によって異なる関連性が見えたり、虐待が起きるタイミングの違いなどによって異なる様相が見えることも指摘されている。例えば、性虐待の再被害率を分析している研究（B-14）では、性虐待の発生率そのものには、経済状況は影響していないが、再発生率には影響が及ぼしていることを指摘する。また、男女差も異なることが示されている。

⑦サービスなどのあり方を含んだ研究が存在する。

A論文のまとめ④でも指摘した点と一致するのだが、B論文においてもさまざまなサービスやシステムの存在やあり方を絡ませた研究が見られる。これらは、虐待や貧困に特化したサービスやシステムだけでなく、広く子育て全般（メンタルヘルス関連も含む）に関連したものもあった。貧困と虐待の関連性とはこうしたサービスの存在やあり方とも関連する問題であるということがこれらの研究からも伺われる。

(3) 最後に

AおよびB論文の研究全体を振り返って、これまで触れていない点として、(OECDによるA-1論文でも指摘されていることだが)特に米国での研究が量的にも多く進展が見られるのは、ひとつにはデータベースの整備が進んでいるためかもしれない(縦断的なものも含め)。こうしたデータベースを整備することは、A-1論文も指摘するように「この分野の国際規模の政策研究を推進する重要な第1歩」(p20)としても重要であろう。A-1論文は、先進国でのこうした比較をするためには「(虐待とネグレクトの定義、通告、調査、子どもを分離する政策に関する)加盟国の虐待関連政策の全容に関する情報を網羅する詳細な国別データベースを編さんすること」(p20)がまず最初に必要とする。日本ではこの点からまずは整備していく必要があるだろう。

また、そうしたデータベースが、米国では(OECDによるA-1論文が言うところの)さまざまな行政管理データと突合されていたり、一般の子育てに関するデータとCPS(児童保護局)のデータが突合されている場合があることも今回のレビューの中で気づかされたことであった。行政管理データには、TANFのデータ、メンタルヘルスや裁判所のデータなどがあった。こうしたことが可能となるにあたって、守秘義務などの問題をどのようにしてクリアできているのかなど、いくつかの疑問も残るところであるが、日本におけるこの領域の研究を深めていくためには今後検討の余地のある点なのかもしれない。

また、今回レビュー(文献研究)の対象とした論文(A論文・B論文含め)は、けっして学問的な意義のみを見出しているのではなく、多くはさまざまな政策的なインプリケーションを持っている。そのインプリケーションの最も大きな点とは、OECDによるA-1論文が言う「低所得が虐待と因果関係にあるのなら、寛大な所得支援政策は虐待やネグレクト、ならびにこれらと関連しているさまざまな付随的な経済的、社会的な悪影響を減らしたりなくすことに相当の役割を果たすことになると思われる」(p13)ということではないだろうか。貧困の解消は、虐待・ネグレクトを減らすことにつながる可能性をもつものなのかどうか、そのための実証的なエビデンスこそを探し出そうとしている

るのであろう。また、国際比較の意義のひとつもそこにあると考えられるだろう。A-4論文は、OECDが子育て家庭の福祉に関する比較研究をしたものだが、その中でも虐待と貧困の関連性を探る国際比較分析を行っているのもそうした流れに沿うものだろう。

さらに言えば、A論文のまとめ④、B論文のまとめ⑦でも指摘されるように、さまざまなサービスのあり方を考える上でも、貧困問題と虐待との関連性を射程に入れることが必要となってきていると言える。それは、マクロ的な次元のみならず、A-3論文も指摘するようにソーシャルワーク的な次元においても貧困と虐待の関連性は重要な視点となってきていることも意味しているだろう。これまで海外や日本で進んできた心理医学的な臨床介入にあわせ、経済的な安定さを含めた家族や子ども（被害を受けた子どもの自立支援を含め）の生活全般への介入のための社会資源やマイクロレベルの手法を構築していくことが求められているのであろう。また、今後求められている研究も、そうした次元も含むべきであると考ええる。

(山野良一)

第2部

2016年の児童虐待に関する 文献一覧

2016年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
安道 理	走れ！児童相談所：発達障害、児童虐待、非行と向き合う、 新人所員の成長物語	アイエス・エヌ株式会 社コミュニティ・パプ リッシング事業部
安藤 由紀	いいタッチわるいタッチ	だいじょうぶの絵本
荒牧重人，半田勝久，吉永省 三 編	子どもの相談・救済と子ども支援．	日本評論社
深谷 昌志，深谷 和子，青葉 紘宇	虐待を受けた子どもが住む「心の世界」：養育の難しい 里子を抱える里親たち	福村出版
後藤 啓二	子ども虐待死ゼロ"を目指す法改正の実現に向けて	エピック
林 明子	生活保護世帯の子どものライフストーリー：貧困の世代 的再生産	勁草書房
石井 光太	「鬼畜」の家：わが子を殺す親たち	新潮社
亀田 秀子	いじめ・不登校・虐待から大切なわが子を守る：いま、 お父さん・お母さんにできること	三恵社
亀田 秀子	いじめ・不登校・虐待と向き合う支援と対応の実際	三恵社
金子 勇	日本の子育て共同参画社会：少子社会と児童虐待	ミネルヴァ書房
加藤 諦三	親が与えている愛 子どもが求めている愛	青春文庫
久保 健二	児童相談所における子ども虐待事案への法的対応：常勤 弁護士の視点から	日本加除出版
真船 一雄	スーパードクターK：アンコール刊行！児童虐待編	講談社
南出 喜久治，水岡 不二雄	児相利権：「子ども虐待防止」の名でなされる児童相談 所の人権蹂躪と国民統制	八朔社
森 茂起	「社会による子育て」実践ハンドブック—教育・福祉・ 地域で支える子どもの育ち	岩崎学術出版社
諸富 祥彦	「プチ虐待」の心理：まじめな親ほどハマる日常の落とし穴	青春出版社
諸富 祥彦	スマホ依存の親が子どもを壊す	宝島社
中板 育美	周産期からの子ども虐待予防・ケア：保健・医療・福祉 の連携と支援体制	明石書店
日本社会病理学会 / 監修 高原 正興，矢島 正見 / 編著	関係性の社会病理	学文社
緒方 康介	虐待された子どもの知能心理学：学力，性格，トラウマ との関連	多賀出版
島田 妙子	虐待の淵を生き抜いて	毎日新聞出版
鈴木 江三子 / 編著	学童保育版児童虐待対応マニュアル：早期発見・早期対 応につなげる：学童保育ならではの役割がここにある	保育社
淑徳大学創立 50 周年記念論 集刊行委員会 / 編	共生社会の創出をめざして	学文社
東京弁護士会弁護士研修セ ンター運営委員会 / 編	子どもをめぐる法律問題	ぎょうせい
山脇 由貴子	告発児童相談所が子供を殺す	文藝春秋
渡辺 久子	母子臨床と世代間伝達 -- 新訂増補	金剛出版

第 22 回学術集会おおさか大会実行委員会	日本子ども虐待防止学会第 22 回学術集会おおさか大会抄録集	日本子ども虐待防止学会
日本財団	「地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究」調査結果報告書	
港区要保護児童対策地域協議会	港区児童虐待対応マニュアル.. 改訂版.	
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 編	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について	東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
板橋区子ども家庭支援センター 編.	児童虐待防止マニュアル	板橋区子ども家庭支援センター
	改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント〈平成 29 年 4 月完全施行〉	中央法規出版

2016 年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・編者	書籍名	出版社
アリシア・F・リーバマン, シェンドラ・道子・ゴッシュ・イッペン, バトリシア・ヴァン・ホーン / 著 渡辺 久子 / 監訳 佐藤 恵美子, 京野 尚子, 田中 祐子, 小室 愛枝 / 訳	虐待・DV・トラウマにさらされた親子への支援：子ども - 親心理療法	日本評論社
モード・ジュリアン, ウルストラ・ゴージェ / 著 園山 千晶 / 訳	父という檻の中で	WAVE 出版
ポール・K・クラインマン / 編 小熊 栄二 / 監修 溝口 史剛 / 監訳	子ども虐待の画像診断：エビデンスに基づく医学診断と調査・捜査のために	明石書店

2016年の児童虐待に関する雑誌特集号

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	日本精神保健福祉士協会誌 47(2)	子どものメンタルヘルスと精神保健福祉士	<p>子どもの貧困をめぐる動向と政策の課題 「チームとしての学校」におけるスクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士）の役割 〔各論〕 子どもの貧困問題に対する精神保健福祉士の役割 子ども虐待防止に活かすべき精神保健福祉士の機能とその課題—メンタルヘルス問題のある親への生活・子育て支援を考える 精神障害のある親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割 〔実践報告〕 教育相談室勤務から考えるソーシャルワークの可能性 発達障害のある子どもと精神保健福祉士の実践 児童虐待防止と精神保健福祉士の実践 ユース・メンタルサポートセンター MIE における子どもへの支援—若者精神保健相談を通じた精神保健福祉士の役割 子どもの貧困における地域実践—豊島子ども WAKUWAKU ネットワークの取り組み 通信制高校における生徒の支援の実践 精神障害のある親の子育て支援を考える会（カンガルーの会）の活動</p> <p>誌上スーパービジョン クライアントと“関係性を築く”とは —スーパーバイザー—</p>	<p>原 昌平 岩永 靖</p> <p>大西 良 松宮 透</p> <p>森田久美子</p> <p>岡本 亮子 知名 孝 加藤 雅江 山本 綾子</p> <p>天野 敬子</p> <p>川上 芳夫 辻本 直子・ 栄 セツコ・ 榎原 紀子・ 平田 はる奈 柏木 昭</p>
2	月刊福祉 99(5)	権利擁護と福祉サービス	<p>人権の理論と権利擁護 なぜ権利擁護が社会福祉法に規定されたのか—歴史から振り返る 権利擁護をめぐる現状と課題—昨今の事件・判例から 子どもの権利擁護に向けた官・民の協働—児童虐待防止のオレンジリボン運動から 障害者の権利擁護—差別とは何か改めて考える 高齢者虐待対応における家族支援 精神障害のある人たちの権利を守る</p>	<p>秋元 美世</p> <p>河 幹夫 平田 厚 吉田 恒雄</p> <p>平野 方紹 副田 あけみ 岩崎 香</p>
3	月報司法書士 535	児童福祉のあり方	<p>子どもの成長発達における社会的支援のあり方 児童相談所の現在・過去・未来 里親制度の慢性的課題とこれからの当事者支援 児童虐待と法律家の関わり 子どもの権利擁護と司法書士</p>	<p>松原 康雄 内山 雅之 坂間 多加志 馬場 望 伊見 真希</p>
4	日本医師会雑誌 145(2)	平成 27 年度家族計画・母体保護法指導者講習会	<p>わが国の成育医療の課題と「健やか親子 21」の果たす役割 若年妊娠について 若年妊娠の全体像と課題 若年妊娠と児童虐待 若年妊娠症例に対する社会的支援 性教育でできること 指定発言—行政の立場から</p>	<p>五十嵐 隆</p> <p>安達 知子 光田 信明 水主川 純 種部 恭子 一瀬 篤</p>
5	小児科診療 79(9)	ベテラン小児科医が伝授する入院管理・診療のコツ	<p>I 入院患者の困った状況をどう乗り切るか 入院患者の困った状況をどう乗り切るか—本特集の案内も含めて 免疫不全患者の感染症 発達障害児への上手な対応 基礎疾患のある児の鎮静 在宅重症児診療のコツ</p>	<p>石黒 精 上山 伸也 稲葉 雄二・他 久我 修二 余谷暢之 長 和俊</p>

		<p>患児・家族への説明と困った家族への対応 退院調整と退院支援のための医師の役割とやりがい— 周産期母子医療センターでの連携調整</p> <p>Ⅱよくある急な変化に対応するためのクリニカルパ ール 入院患者の発熱 入院患者のけいれん 頻脈、不整脈、血圧低下 アナフィラキシー・薬疹 酸素飽和度の低下 腎不全、電解質異常</p> <p>Ⅲコンサルトすべき疾患と見逃してはいけない疾患の クリニカルパール 過ちやすい外科的な重要疾患—小児の急性腹症を中心 に 婦人科疾患を見落とさないためのコツ killer sore throat と難聴</p>	<p>廣間 武彦・他</p> <p>佐藤 公則・他</p> <p>白石 秀明 武井 黄太・他 池田 政憲 小泉 沢 幡谷 浩史</p> <p>正島 和典・他 永田 知映</p> <p>守本 倫子</p>
6	Sexuality 「家族」を学ぶ	<p>子どもを見つめる、「家族」を学ぶ</p> <p>家族についての教育、再考 現代家族の基礎データ 「家族の学習」をすすめる3つのポイント</p> <p>中学校での「生徒とつくる家庭科の授業」実践 家族を学ぶ いろいろな家族の中で育てている生徒への性教育 児童虐待ドキュメンタリー漫画「あの子はいらない」 を題材に“虐待”を考える ある日、突然いなくなった子ども</p>	<p>良 香織、鶴田 敦子・日暮 かを る・田代 美江子 伊田 広行 杉井 潤子 『季刊セクシュ アリティ』編集 委員会 笹森 史子 平田 裕美子 樋上 典子 松本 美穂</p> <p>金子 由美子</p>
7	児童心理 70(19) 「子育て支援」 のこれから	<p>■あらためて、子どもの成長に最適な環境を考える 乳児期に求められる適切な環境 幼児に必要な応答的な環境 学童期の子育てにおける子どもの「安心感」——その 現代的意味を考える 子どもへの共感性に乏しい親をどう理解し援助するか 自立と母親業の狭間で悩む女性たち 「子育て支援員」の目指すもの——社会的養護コースの 意義</p> <p>■課題を抱えた家族への対応 発達障害のある子どもを抱えた家族への支援 児童虐待防止の切り札はあるか——危機介入を意図し た実践レポート 子どもの孤独感を埋めるみんなの居場所——「子ども 食堂」の広がり 実親と縁の薄い子どもたち——里親制度を中心に</p> <p>■対応の難しい子に会ったときに 集団参加が苦手な子どもを支える 保育者と関係を作りにくい子——「なつかない」とい うとらえ方を再考する 激しく苛立つ気持ちをぶつけてくる子 かたくなで固まってしまう子——子どもの姿をそのま ま受け取る 保育者が「好きになれない」と思ってしまう子に出合っ たとき／</p>	<p>中村 徳子 神長 美津子 石崎 淳一</p> <p>野末 武義 森川 早苗 鈴木 里香</p> <p>小野 真樹 福島 一雄 室田 信一 青葉 紘宇</p> <p>奥住 秀之 飯野 雄大</p> <p>竹内 れい子 竹中 真美 大豆生田 啓友</p>

		<p>■地域での保育 地域型・小規模保育の現状と課題 ファミリー・サポート・センター事業の役割と展望 「一時預かり事業」の意義 子どもの健康と地域における保健活動 子育て支援のネットワークをどう組むか</p>	<p>佐々 加代子 橋本 真紀 尾木 まり 竹鼻 ゆかり 柏女 霊峰・田中 由実</p>	
8	警察学論集 69(11)	児童虐待対策の 現在	<p>児童虐待の防止に向けて 児童虐待防止に向けた警察の取組の強化について～関 係機関との情報共有を中心に～ 厚生労働省における児童虐待防止対策について 児童虐待事案における捜査上の留意事項～真相を解明 し適切・妥当な解決を図るために～</p>	<p>種谷 良二 小西 康弘 竹内 尚也 高橋 孝一</p>
9	公衆衛生 80(7)	子どもの貧困と 健康	<p>日本の子どもの貧困の現状 子どもの貧困と食生活・栄養 子どもの「貧困」における多様な心身の発達困難と支 援の課題</p> <p>子どもの貧困と口腔疾患 女性の貧困と若年出産の現状</p> <p>子どもの貧困と児童虐待</p> <p>子どもの貧困対策と自治体行政 -子どもの貧困対策推進法・生活困窮者自立支援法 生活困窮者への地域での取り組み-POPOLO ハウスと フードバンク 子どもの貧困対策活動-山科醍醐こどものひろばの取 り組み 子どもの貧困対策活動-居場所をつくる児童館の取 り組み</p>	<p>大澤 真平・松本 伊智朗 村山 伸子 小野川 文子・田 部 絢子・内藤 千尋・高橋 智 渡部 茂 佐藤 拓代 奥田 晃久・川松 亮・桜山 豊夫 湯澤 直美</p> <p>鈴木 和樹 村井 琢哉 荘保 共子</p>
10	小児科臨床 69(12)	子どもの事故・ 虐待	<p>子ども虐待に関する法制度とその対応</p> <p>PTSD と子ども虐待 子ども虐待と開業医の役割 ゼロ歳児からの子ども虐待予防 診療現場でみる子どもの虐待 ・子ども虐待根絶に向けた歯科界の取り組み 子ども虐待の報告・通告 ・法律と事例に学ぶ通告の重要性 ・子ども虐待と児童相談所通告</p> <p>子ども虐待と家族の支援 ・子ども虐待と家族：家族システム論による考察 ・虐待する保護者や家族への支援のあり方 子ども虐待と保健・教育・福祉の連携 ・切れ目のない養育支援こそが市区町村の子ども虐待 対策：通告から養育支援へのシフトチェンジ ・保育園・幼稚園における子ども虐待対応：専門職連 携実践に向けて園ができること 海外における子ども虐待と対応 ・子ども虐待防止世界会議を踏まえて：子どもの安全 を守る支援者を支持するためのシステムを合理化・効 率化させる必要性 ・米国における児童虐待防止の対策と努力</p> <p>・フィンランドにおける子ども虐待防止活動</p>	<p>桑原 博道；墨岡 亮 亀岡 智美 高屋 和志 井上 登生</p> <p>花岡 洋一</p> <p>山田 不二子 田崎 みどり</p> <p>加藤 吉和 林 浩康</p> <p>渡辺 好恵</p> <p>笠原 正洋</p> <p>和田 一郎；高岡 昂太</p> <p>Randell Alexander; 廣瀬 たい子【訳】 鈴木 香 代子; Eija Paavilainen"</p>

<p>11 ペリネイタルケア 35(12)</p>	<p>特集 周産期のチーム医療サクセス 8case：今こそ助産師の専門性を発揮する</p>	<p>これからのチーム医療の在り方と助産師の果たす役割 Case1: 「チーム STEPPS(R)」 エビデンスに基づいたチームトレーニングの実際 Case2: 羊水塞栓症の妊婦を救命した一例 Case3: 「院内緊急帝王切開システム」の構築と維持 Case4: 医療・保健・福祉が連携した特定妊婦の支援と児童虐待対策 Case5: 自律した助産師を育成する“助産師搬送コーディネーター制度” Case6: 多職種間連携による胎児および新生児の治療 Case7: 持続可能で安定的な救急・周産期医療体制の構築 Case8: 産科と救急との連携で母体救命を目指す</p>	<p>鈴木 真・吉田 広美 鈴木 真・末光 徳匡 新垣 達也・松岡 隆・関沢 明彦 生水 真紀夫・尾本 暁子・林 伸彦・阿部 礼子・元吉 美津江・磯野 史朗・田中 宏一 和田 聡子・光田 信明 森田 知子 水畑 喜代子・荒木 彩香・吉野 詩保美・見越 香奈・三輪 元子・金子 政時 南 佐和子 荻田 和秀</p>
<p>12 法と心理 16(1)</p>	<p>自閉スペクトラム症と少年司法</p>	<p>特集「自閉スペクトラム症と少年司法」 法と心理学会第 16 回大会 大会企画シンポジウム「司法面接をどう使うか ——スキル、連携、法制度」</p>	<p>野村 武司・十一元三・岩本 憲武・村尾 泰弘 仲真 紀子・稲川 龍也・緑 大輔・渡邊 和美・石橋 昭良</p>
<p>13 そだちの科学 (27)</p>	<p>「子ども虐待」はなぜなくならないのか：子育て困難にどう対応するか</p>	<p>1. 子育て困難・子ども虐待の現在 子どもを育てる難しさと子育ての失調 子育て困難：地域を耕すということ 「甘え」の世界からみた子育て困難：アタッチメント研究で捨象されてきたもの 2. 子育て困難にどう向き合うか 診察室からみた子育て困難 子どもの虐待はこのままでいいのか：児童相談所の現状と課題 児童虐待と学校、親子 父母の離婚と子育て困難：家庭裁判所から 児童養護施設の現在 子育て環境の変化をどうみるか：子育ての現象学 3. 子育て困難とその臨床 子どもの虐待をいかにへらすか アブユーズを考えるとということ 虐待について考えたこと 卒業証書をくれた家族 子育ての困難とその臨床：子どもと親の育ちを支える</p>	<p>滝川 一廣 大高 一則 小林 隆児 杉山 登志郎 牧 真吉 岡崎 勝 高島 聡子 内海 新祐 山竹 伸二 小倉 清 清水 将之 村田 豊久 岡田 隆介 永田 雅子</p>
<p>14 法の支配 (183)</p>	<p>夫婦別姓，再婚禁止期間：最高裁大法廷判決 [平成 27.12.16]</p>	<p>児童虐待と子どもの幸福 夫婦同氏規定・再婚禁止期間規定の憲法適合性をめぐって 夫婦同氏・別氏の現状と法的課題 立法不作為の国家賠償法上の意義と効果 — 最大判平成 27 年 12 月 16 日を契機に 夫婦別姓最高裁判決にみる多数意見と少数意見の思考形式の違い～弁護団の立場から</p>	<p>安倍 嘉人 大村 敦志／門口 正人／伊達 聡子／窪田 充見／宍戸 常寿／西希代子 平田 厚 宇賀 克也 寺原 真希子</p>

		再婚禁止期間一部違憲判決を受けて①—民法の一部を改正する法律の概要 — 再婚禁止期間一部違憲判決を受けて②—最高裁判決を受けての再婚禁止期間に関する戸籍事務の取扱いについて —	堂蘭 幹一郎 山崎 耕史
15 小児科診療 79(1)	子どもの外傷： 小児科医でもできること，小児科医だからこそできること	I 小児科医でもできる外傷診療 小児科医が行う外傷診療において留意すべきこと 軽症頭部外傷・脳しんとう 顔面外傷 歯牙損傷 上肢の外傷 下肢の外傷 熱 傷 挫創（挫傷） 身体的虐待を疑う外傷 II 小児科医だからこそできる外傷診療 子どもの不慮の事故の現状 傷害予防概論 月齢・年齢，成長発達に応じた事故予防— Bright Futures Guidelines より— 小児科外来での傷害予防への取り組み 成長期のスポーツ障害 地域での取り組み：科学的アプローチに基づく地域参加型研究 Injury Alert（傷害速報） 製品や環境の改善による傷害予防 導入の科学：人々の意識や行動変容に取り組む Evidence-based Injury Prevention	村田 祐二 植松 悟子 安 炳文 杉中 見和・他 岩崎 寛 安田 幹 岡田 清春・他 辻 聡 村上 珠菜・他 伊藤 友弥 山中 龍宏・他 阪下 和美 林 幸子 柳田 育久 出口 貴美子 井上 信明 北村 光司・他 大野 美喜子・他 岸部 峻・他
16 小児看護 39(1)	子どもの育ちを支える看護 医療機関と地域との連携による切れ目のない支援	【特集にあたって】 看護職の気づきから地域の子育て支援につなげる 【知っておきたい知識】 ①子どもの育ちを支える看護職の役割 ②子育て支援・母子保健施策；横浜市における母子保健の現状と課題 ③区福祉保健センターで行う母子保健事業の実際 【周産期から親に寄り添う支援】 ①妊娠期からの途切れない子育て支援；臨床心理士の立場から ②新生児外来における支援；新生児科医の立場から ③ NICU フォローアップ外来における支援；小児看護専門看護師の立場から 【育ちを支える医療機関と地域との連携の実際】 ① NICU から始める退院支援；地域との連携の実際 ②小児病棟・外来と地域との連携 ③医療機関と地域とをつなぐ子育て支援；MSW の立場から 【小児看護における日常生活援助の重要性】 ①子どもの育ちを支える看護師の育成 基礎教育の立場から 病棟管理者の立場から ②子どもの育ちを支える病棟保育士の役割	関根 弘子 花野 典子 近藤 政代 田中 みを， 他 相川 祐里 立石 格 太田 有美 平澤 明美 尾高 大輔， 他 畠山 友香 草柳 浩子 小沼 貴子 赤津 美雪
17 日本健康相談 活動学会誌 11(1)	学校は児童虐待にどう対応すればよいか	児童虐待に対応する「校内連携」と「教育委員会の支援」 横浜市におけるスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について 児童虐待の早期発見と対応のための養護教諭の専門力を支える「気づき」の感性"	山口 和良 青木 ひふみ 鎌塚 優子

<p>18 キリスト教社会福祉学研究(49)</p>	<p>第 57 回大会特集；シンポジウム 私たちにとって平和とは何か：キリスト教社会福祉の使命</p>	<p>開会礼拝 奨励 小さな平和と大きな平和について 記念講演 救貧看護とフィランスロピア</p> <p>シンポジウム 私たちにとって平和とは何か：キリスト教社会福祉の使命 発題要旨 本当の平和とは何か？：児童虐待の現場から 発題要旨 『自死と孤立』の取組みから：一人ひとりが大切にされる社会に向けて 発題要旨 私たちにとって平和とは何か：キリスト教社会福祉の使命</p> <p>パネルディスカッション キリスト者と社会 発題要旨 宣教とディアコニア 発題要旨 キリスト者と社会：山室軍平と岩橋武夫を中心に 発題要旨 賀川豊彦と社会運動 発題要旨 無教会派・矢内原忠雄を導きにして</p>	<p>水野 隆一 土井 健司</p> <p>延原 正海 喜代永 文子</p> <p>川上 直哉</p> <p>中道 基夫 室田 保夫 西 義人</p> <p>田中 和男</p>
<p>19 新潟医学会雑誌 130(9)</p>	<p>シンポジウム 子ども虐待の「今」を考える：日本子ども虐待防止学会にいがた大会を 11 月に控えて：第 708 回新潟医学会</p>	<p>小児科医として子ども虐待に向き合って、「今」思うこと 子ども虐待：現代社会が直面する課題</p>	<p>田中 篤 西澤 哲</p>
<p>20 金曜日 24(6)</p>	<p>出口なき児童虐待</p>	<p>埼玉 児童養護施設ぐるみで隠蔽、疑われる県の自浄能力 2 施設で職員が児童と性的関係 神奈川 目覚めよ、ゆりかご園！児童虐待生み出す "ブラック施設" 化の実態</p>	<p>小宮 純一 須田 桂吾</p>
<p>21 厚生福祉 (6216)</p>	<p>16 年度組織・定員改正 児童虐待防止や軽減税率導入に対応</p>		
<p>22 厚生福祉 (6238)</p>	<p>社説拝見 3 月後期 待機児童対策、児童虐待、年金改革など</p>		
<p>23 厚生福祉 (6278)</p>	<p>「社説拝見 9 月後期 働き方改革、児童虐待防止を論じる」</p>		

24 週刊東洋経済 (6669)	「【第1特集「子なし」の真実】 【東洋経済】関心を持つ夫婦が急増 問われる「子を持つ覚悟」特別養子縁組の厳しさ」
25 時の法令 (2013)	「法令解説 児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等：児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）平28.6.3公布 平29.4.1施行（一部を除く）」
26 法律のひろば 69(6)	児童虐待事案における関係機関との連携について

2016年の児童虐待に関する論文

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題・雑誌名等
青柳 千春・阿久澤 智恵子・笠巻 純一・鹿間 久美子・佐光 恵子	「児童虐待対応における学校と関係機関の連携に関する研究：校外関係機関の専門職へのインタビュー調査から」高崎健康福祉大学紀要(15)pp.23-34
阿久津 美紀	「児童福祉施設における記録管理：歴史的な虐待調査報告書「Shaw Report」から考える、未来のアクセス」レコード・マネジメント：記録管理学会誌 (71) pp.39～55
裴 美蘭	「児童虐待における『児童』の意味と今後の課題：主に日韓の関連規定を素材として」九州法学会会報 pp13-16
帖佐 尚人	「戦後我が国における親の教育権論の展開」福祉社会学部論集 34(4)pp.15-24
藤原 映久	「iPadを用いた島根県版児童虐待アセスメントツールの開発と試行」島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要(55)pp.99-105
ぎょうせい編	「児童虐待事案における関係機関との連携について」法律のひろば 69(6)pp. 3
後藤 啓二	「グローバルインタビュー NPO 法人シンクキッズ代表理事 弁護士 後藤啓二氏 児童虐待、どう抑制するか 関係機関は実効性ある連携を 法改正急務、最悪事態防げ」(283)pp.48-50
二見 清一・西村 洋子	「現場レポート 激増する児童虐待：子ども家庭相談をめぐる動向と児童相談所・市町村の現状と課題」季刊自治と分権(64)pp86-94
林田 馨・津間 文子	「子ども虐待予防に効果的な支援内容に関する研究：子育て支援者に必要なアセスメント項目の抽出」インターナショナル nursing care research 15(2) p.1～12
林 弘正	「児童相談所の児童虐待事案への介入の在り方：東京地裁平成 27 年 3 月 11 日民事第 28 部判決を契機に」武蔵野大学政治経済研究所年報(13) pp1-28
本間 宏実・桜井 敦朗・新谷 誠康	「臨床報告 虐待による多数歯齲蝕を有した児童に対し継続的な口腔内管理を行った一例」歯科学報 116(6) p.470～477
細谷 芳明	「児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方(上)」捜査研究 65(12) 通号 792 p.22～30
市川 光太郎	「小児救急疾患アトラス(22) 多発骨折(児童虐待)」日本救急看護学会準機関誌 29(7)pp.660-664
飯浜 浩幸・小早川 俊哉・上原 正希・杉本 大輔・櫻井 美帆子・櫻井 裕介・福富 律・湯浅 頼佳	「大学生の児童虐待への意識変化：オレンジリボン活動の調査から(第2報)」道都大学紀要・社会福祉学部(41)pp.1-7
池田 真澄	「新英研の宝×教材のチカラ(第81回) いじめ・児童虐待の歌」新英語教育(560)pp.20-22
石崎 優子・新田 雅彦・丸山 朋子・西垣 敏紀・西嶋 加壽代・竹中 義人・武知 哲久	「大阪府内における被虐待児の社会的入院の現状と課題」日本医事新報(4826)pp.18-20
岩瀬 久子	「現場の声 児童虐待への取り組みの現状と課題：民間団体の取り組み事例の紹介を含めて」現代の社会病理(31)pp139-152
柏木 恭典	「虐待」に先立つ問い：児童虐待と虐待死の差異に基づいて」千葉経済大学短期大学部研究紀要(12)pp.1-11

笠原 正洋	「保育所において関係機関と協働して対応した児童虐待事例の協働の評価に関する質的検討」中村学園大学発達支援センター研究紀要 (7)pp.9-13
笠原 麻里	「生殖医療後の子育てにおける子ども虐待のリスク」心身医学 56(7)pp 712-717
金 ジャンディ	「韓国の児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法について：児童虐待犯罪を中心に」阪大法学 66(1)pp.283-303
北川 裕美子	「子育て支援・児童虐待予防のための保護者支援プログラムについて」香川短期大学紀要 (44) pp.137
久保 樹里	「児童相談所における子ども虐待ソーシャルワークの課題」大阪社会福祉士 (22) p.2～9
倉橋 弘	「児童虐待防止法について」福祉図書文献研究 (15)pp.73-76
草野 知美	「保育学を学ぶ学生の児童虐待防止教育の課題 他学科の学生との比較を通して」子どもと女性の虐待看護学研究 3(1)pp.20-29
松田 宣子・石井 美由紀・奥田 博子・倉田 哲也・内村 利恵	「保健師の子ども虐待の初期リスクアセスメントの実態に関する研究：保健師が支援した子ども虐待事例を通して」研究紀要 (17) p.133～143
三坂 彰彦	「教育問題法律相談 (No.384) 児童虐待を受けた子どもを保護する制度」週刊教育資料 (1405) pp.31
光成 歩	「立法情報 マレーシア 改正子ども法による児童虐待厳罰化」外国の立法・月刊版 (267-2)pp.20-21
三輪 孝次	「虐待事例におけるグループ箱庭の試み：親子関係のアセスメントと修正的接近を目的として」遊戯療法学研究 15(1)pp. 97-106
中谷 藍子	「誌上発表 岡山県児童相談所に寄せられた児童虐待通告事例の背景」岡山県保健福祉学会 22 p.128～131
日本教育協会	「児童虐待が 10 万件を超え過去最悪に " 面前 DV " など心理的虐待が増加：厚労省が平成 27 年度児童相談所の児童虐待対応件数まとめる」国内動向：過激各派の諸動向・教育・労働問題に関する専門情報誌 1354pp.25-30
岡 聰志・清水 孝教	「児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について (上)」捜査研究 65(12) 通号 792 p.12～21
安河内 美樹・笠原 正洋	「教職員・保育者を対象とした児童虐待防止マニュアルの内容分析と課題」中村学園大学発達支援センター研究紀要 (7)pp.57-69
奥村 賢一	「スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態と実践課題：配置型と派遣型の活動形態に焦点化して」福岡県立大学人間社会学部紀要 24(2)pp. 41-60
奥山 眞紀子	「児童虐待に関する法律とその改正」小児保健研究 75(4)pp.439-444
大橋 麗子・坂井 恵	「医療型障害児入所施設における研修会「子ども虐待とその対応」の効果と課題」岐阜看護研究会誌 (8) p.37～43
大西 良	「主任児童委員の子ども・子育て支援に関する実態調査：児童虐待事例への対応を中心に」福岡県社会福祉士会研究誌 (9)pp.19-26
大塚 剛司	児童相談所一時保護所の入所児童の変化と支援の研究：中学生以上の事例分析から 子ども家庭福祉学 (16)pp.44-56
佐々木 大樹	「家庭内における暴力の包括的な理解と支援の試み」臨床心理学 16(4)pp.476-481
佐々木 大樹・田中 清美	「児童虐待相談における介入役割から支援役割への変化」心理臨床学研究 34(1)pp.73-82
沢崎 俊之	「児童虐待防止に資する要因の探究の試み：「心のつぶやき」のカテゴリー分けの資料から」埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要 (15)pp85-90
清水 克之	「児童虐待問題の現状と課題」広島文教女子大学紀要 (51)pp.71～81

武田 玲子	「学習支援事業における児童虐待予防の可能性：寄り添い型学習支援の支援者へのインタビューより探る」 研究所年報 / 明治学院大学社会学部付属研究所 編 (46)pp35-48
竹中 美恵子・桑原 健太郎・越智 英明	「症例報告 性的虐待から解離性同一症を発症した女子の1例」 広島医学 69(8)pp.589-592
玉城 清子・吉川 千恵子・西平 朋子・嘉陽 田 友香	「PACAPによる子ども虐待リスク者の縦断的調査」 沖縄県立看護大学紀要 (17) p.89～95
田邊 悠・稲毛 映子・黒田 眞理子	「児童虐待による親子分離からの家庭復帰支援に対する保健師の関わり」 文京学院大学総合研究所紀要 (16) pp.81-93
田中 晶子	「家庭裁判所における子どもの心情・意向調査への司法面接の活用」 四天王寺大学紀要 (62) pp.81-94
都甲 由紀子	「かわしまさんの日常外来(第13回) 児童虐待を見逃さない! 外来看護のワザ」 整形外科看護 21(1)pp.82-87
友田 明美	「小児の虐待：脳科学的な解析から」 小児科臨床 69(10)pp1613-1622
寅屋 壽廣	「児童虐待の現状と課題：家庭復帰の検討をとおしての一考察」 大阪青山大学短期大学部研究紀要 (38)pp.21-34
辻 京子	「児童虐待と経済階層の関連：A 児童相談所の虐待相談受理データからの考察」 臨床心理学研究 53(2)pp.66-79
辻 京子	「『保健師教育』の教科書にみる「児童虐待」の内容分析：ジェンダーの視点から」 四国大学紀要 (46)pp 9-20
辻 京子	「母子保健分野における児童虐待防止活動とリスクアセスメント」 四国大学紀要 (47) pp37-50
上田 裕美・小崎 恭弘・池谷 航介	「児童養護施設における就学支援の現状・課題・ニーズ：インタビュー調査を通して」 大阪教育大学紀要 65(1)pp.21-34
和田 雅樹	検察における児童虐待事案に対する取組について罪と罰 53(4)pp.28-37
藪 一裕	「児童虐待予防におけるペアレント・トレーニングの有効性について：コモンセンス・ペアレンティングの実例から」 プール学院大学研究紀要 (57)pp343-364
山田 宗寛	「糸賀一雄らの福祉思想の今日的な実践とその意義について：浮浪児・戦災孤児と児童虐待問題を考察して」 福祉教育開発センター紀要 (13)pp.33-39
山本 八千代・竹元 仁美・泉澤 真紀	「児童虐待，ドメスティック・バイオレンス，性暴力，被害者看護の課題：医師の「看護実践への期待内容」の調査から」 研究紀要 / 北海道科学大学 編 (41)pp15-21
山田 容	「児童虐待対応システムの検討：児童福祉法等の改正と今後の課題」 龍谷大学社会学部紀要 (49) pp10-18
吉岡 京子・笠真由美・神保宏子・鎌倉由起・齋藤夕子・大熊陽子・大屋成子・平林義弘・黒田眞理子	「産後児童虐待の可能性の高いと保健師が判断した特定妊婦の特徴とその関連要因の解明」 日本公衆衛生看護学会誌 5(1)pp66-74
時事通信社	「社説拜見 3月後期 待機児童対策、児童虐待、年金改革など」 厚生福祉 (6238)pp.16-17

平成28年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究
子どもの貧困と虐待

平成29年11月10日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 川松 亮
共同研究者 山野 良一
田中 恵子
根岸 弓
山邊沙欧里

印刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018

